

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「日本郵政グループの経営状況等について」

平成28年5月

会計検査院

我が国の郵政事業は、昭和24年6月から平成13年1月までは郵政省により、同月から15年3月までは郵政事業庁により、国の直営事業として一体として運営されてきた。その後、同年4月に郵政事業庁は日本郵政公社へ移行し、19年10月に同公社は民営化され、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその業務等を承継した。さらに、24年10月に、郵便局株式会社が日本郵便株式会社に商号を変更するとともに、郵便事業株式会社の業務等を合併により承継した。

そして、民営化後、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式売却は、一度は凍結されたが、日本郵政株式会社の株式売却収入が東日本大震災からの復興施策に必要な財源に充てられることとなったことなどから、27年11月4日に、当該3社の株式が上場され、発行済株式総数（自己株式を除く。）の11%が売却されるなどした。日本郵政グループは、今後の株式売却に向けて、企業価値を維持向上させることなどにより、上記財源の確保に貢献すること、また、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、情報通信手段の多様化等によって国民の生活様式等が変化する中で、郵便の役務等が全国において公平に利用できるようユニバーサルサービスを提供すること、郵便局ネットワークを維持することなどが求められており、日本郵政グループの経営状況等については国民の関心も高くなっている。

本報告書は、以上のような状況を踏まえて、郵政省から現在の日本郵政グループに至るまでの間の組織形態、制度等の変遷、日本郵政グループの損益等の状況、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の各業務の実績等の状況、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式売却に係る手続等並びに日本郵政株式会社の株式売却収入の復興財源への充当の状況等について検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成28年5月
会計検査院

目次

1	検査の背景	1
(1)	日本郵政グループの概要	1
ア	日本郵政グループの設立経緯等	1
イ	日本郵政グループの業務等の概要	4
(2)	近年の日本郵政グループを巡る状況	6
ア	日本郵政及び金融2社の株式売却	6
イ	中期経営計画の策定	8
ウ	日本郵政グループ内における資本・資金の移動等	8
(3)	これまでの会計検査の実施状況	9
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	11
(1)	検査の観点及び着眼点	11
(2)	検査の対象及び方法	12
3	検査の状況	12
(1)	郵政事業の運営に係る組織形態、制度等の変遷等	12
ア	組織形態、制度等の変遷	12
イ	従業員数等の推移	20
(2)	日本郵政グループの損益等の状況	23
ア	公社及び日本郵政グループ全体の損益等の推移等	23
イ	日本郵政グループにおける各業務等の損益等の推移等	27
ウ	日本郵政グループ内における取引等の状況	30
(3)	各業務等の実績等の状況	34
ア	郵便・物流事業及び金融窓口事業	34
イ	銀行業	49
ウ	生命保険業	60
エ	ユニバーサルサービスの提供責務等	75
オ	その他の事業	80
(4)	株式売却に係る手続等及び株式売却収入の復興財源への充当の状況等	88
ア	日本郵政及び金融2社の株式売却に係る手続等の状況	88
イ	日本郵政及び金融2社の株式売却並びに日本郵政の株式売却収入の復興財源への充当	90
4	所見	94
(1)	検査の状況の概要	94
(2)	所見	102
	別表	105

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・本文中及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、日本郵政グループ等の公表した数値と異なる場合がある。・図表中の数値については、端数処理のため、集計しても計欄等の数値が一致しないものがある。 |
|--|

日本郵政グループの経営状況等について

検査対象	総務省、財務省、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険		
日本郵政グループの概要	日本郵政株式会社を持株会社として、子会社26社（うち連結子会社23社）及び持分法適用関連会社5社で構成され、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が主な事業主体として、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の業務を営む企業グループ		
日本郵政株式会社の連結貸借対照表計上額（平成26年度末現在）	総資産額		295兆8497億円
	負債額		280兆5482億円
	自己資本		15兆2988億円
日本郵政株式会社の連結損益計算書計上額（平成26年度）	経常収益		14兆2588億円
	経常費用		13兆1430億円
	経常利益		1兆1158億円
	当期純利益		4826億円

1 検査の背景

(1) 日本郵政グループの概要

ア 日本郵政グループの設立経緯等

我が国の郵政事業は、明治4年に郵便制度が創設され、その後、8年に郵便貯金事業が加わり、さらに、大正5年に簡易生命保険事業が加わるなどして、明治18年から昭和24年までは逓信省により、同年6月から平成13年1月までは郵政省により、同月から15年3月までは郵政事業庁により、国の直営事業として一体として運営されてきた。

国は、郵政事業の実施に当たり、簡易生命保険事業を経営するために大正5年に簡易生命保険特別会計を、郵便年金事業を経営するために15年に郵便年金特別会計をそれぞれ設置し、昭和19年には両特別会計を統合して簡易生命保険及郵便年金特別

会計（平成3年4月簡易生命保険特別会計に名称変更）を設置した。その後、郵便、郵便為替及び郵便振替の事業、郵便貯金及び簡易生命保険の取扱いに関する業務等の郵政事業を企業的に経営し、その健全な発達に資するために昭和24年6月に郵政事業特別会計を設置するとともに、郵便貯金事業の健全な経営に資し、その経理を明確にするために26年4月に郵便貯金特別会計をそれぞれ設置した。

そして、国は、簡易生命保険の負う使命の達成に資するために、簡易生命保険の加入者福祉施設（以下「かんぽの宿等」という。）の設置及び運営を適切かつ能率的に行うほか、簡易生命保険事業等の健全な経営に資するために必要な業務を行うことを目的として、37年4月に簡易保険郵便年金福祉事業団（平成3年4月簡易保険福祉事業団に名称変更。以下「簡保事業団」という。）を設立した。

しかし、8年11月に内閣総理大臣を会長とし総理府に設置された行政改革会議において、国の行政の役割を「官から民へ」、「国から地方へ」という基本的な視点から見直すこととされ、郵政事業については、国の直営事業を改め「三事業一体として新たな公社」により実施することとされた。これを受けて、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づき、13年1月に郵政省は自治省及び総務庁とともに総務省に改編され、同省の外局として設置される郵政事業庁が郵政事業の実施に関する機能を担うこととなり、さらに、同庁は、15年中に国営の新たな公社に移行することとなった。

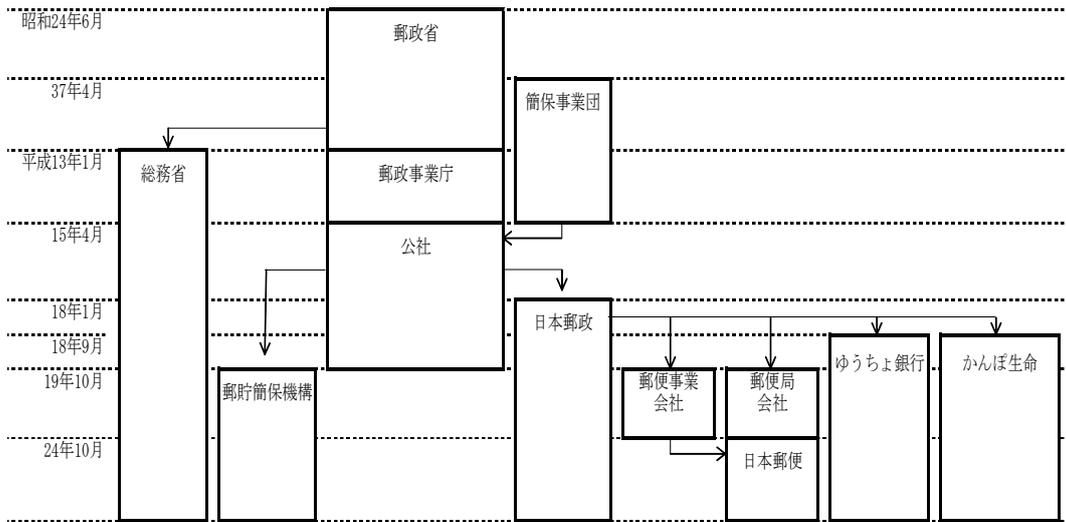
その後、15年4月に日本郵政公社法（平成14年法律第97号）等が施行され、郵政事業庁は同月に日本郵政公社（以下「公社」という。）に移行（以下「公社化」という。）し、公社が郵政事業の実施主体となった。また、公社化に伴い、簡保事業団は廃止され、簡保事業団の資産及び債務は公社に承継された。

さらに、国は、16年9月に「郵政民営化の基本方針」を閣議決定して、公社の窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険の機能ごとに株式会社を設立すること、これらの4社を子会社とする持株会社を設立すること、郵便貯金、簡易保険の民営化前の契約及びそれに見合う資産勘定を保有する法人を設立することなどの最終的な民営化時点における組織形態の枠組みなどを示した。そして、17年10月に郵政民営化法（平成17年法律第97号）等が成立し、民営化に向けた準備を行うために、18年1月に日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）が、同年9月に株式会社ゆうちょ（19年10月株式会社ゆうちょ銀行に商号変更。以下「ゆうちょ銀行」という。）及

び株式会社かんぽ（19年10月株式会社かんぽ生命保険に商号変更。以下「かんぽ生命」という。以下、ゆうちょ銀行とかんぽ生命を合わせて「金融2社」という。）が設立された。19年10月に公社は解散して、公社の業務その他の機能並びに権利及び義務は、日本郵政、郵便事業株式会社（以下「郵便事業会社」という。）、郵便局株式会社（以下「郵便局会社」という。）、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「郵貯簡保機構」という。）が承継している。

24年10月に「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第30号。以下「民営化法改正法」という。）が施行され、郵便局会社が日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）に商号を変更して、郵便事業会社の業務等を合併により承継することとなった。また、民営化法改正法により、郵政民営化法、日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）及び日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）が改正され、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務（以下、当該責務として提供される上記の役務を「ユニバーサルサービス」という。）並びにユニバーサルサービスの提供水準が確保されるよう郵便局ネットワークを維持する責務を日本郵政及び日本郵便に課すことが明文で規定された。そして、27年3月末現在、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の業務は、日本郵政を持株会社として、主な事業主体となる日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命を含めて子会社26社（うち連結子会社23社）並びに持分法適用関連会社5社、計32社で構成される企業グループ（以下「日本郵政グループ」という。）によって実施されている（図1-1参照）。

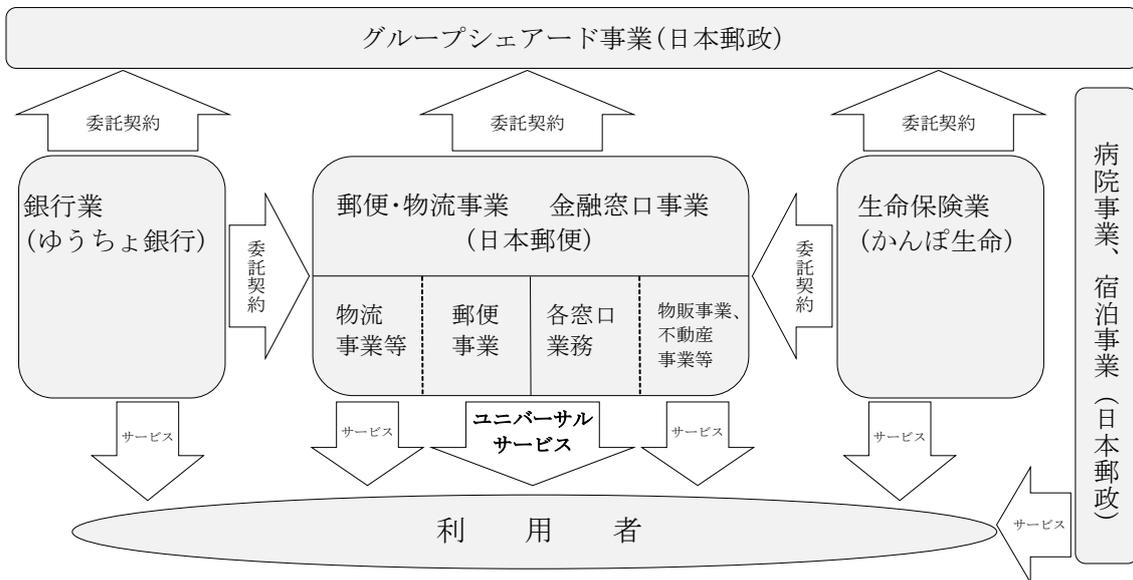
図1-1 郵政省から日本郵政グループに至るまでの組織の変遷



イ 日本郵政グループの業務等の概要

日本郵政グループの26年度における各業務の概要（図1-2参照）及び26年度末における施設等の設置状況を示すと次のとおりである。

図1-2 日本郵政グループの各業務の概要（平成26年度）



(ア) 郵便・物流事業及び金融窓口事業

日本郵便は、日本郵便株式会社法等に基づくなどして、①郵便の業務、郵便物の作成等に関する業務等の郵便事業、国内物流事業、国際物流事業等の物流事業等を内容とする郵便・物流事業及び②郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口

業務、保険窓口業務、物販事業、不動産事業等を内容とする金融窓口事業の業務を行っている。そして、これらの業務を行うために、13支社及び郵便局24,470局
(注1)
(うち日本郵便の直営の郵便局が20,187局、簡易郵便局が4,283局)を設置するなどしている。

(注1) 簡易郵便局 簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第3条の規定に基づいて日本郵便から郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を受託する者が、同法第7条の規定に基づいて設ける施設であり、日本郵便と受託者との受委託契約により行う業務が異なる。

(イ) 銀行業

ゆうちょ銀行は、銀行法(昭和56年法律第59号)等に基づき、預金業務(預金業務で提供する商品の名称として「貯金」を用いている。)、地方公共団体等に対する貸出業務、有価証券投資業務、内国及び外国為替業務、国債、投資信託等の窓口販売等を行っている。そして、これらの業務を行うために、13エリア本部、234支店等及び66貯金事務センター等を設置している。

(ウ) 生命保険業

かんぽ生命は、保険業法(平成7年法律第105号)等に基づき、生命保険の募集、引受け、保険金の支払等の業務、有価証券の売買等の業務等を行っている。そして、これらの業務を行うために、13エリア本部、79支店及び7サービスセンター等を設置している。

(エ) ユニバーサルサービスの提供業務

日本郵政及び日本郵便は、前記のとおり、郵政民営化法等により、ユニバーサルサービスの提供責務及びユニバーサルサービスの提供水準が確保されるよう郵便局ネットワークを維持する責務が課されている。そして、ユニバーサルサービスのうち、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務については、日本郵便とゆうちょ銀行及びかんぽ生命の間で締結された委託契約に基づいて、郵便局において提供されている。

(オ) その他の事業(グループシェアード事業、病院事業、宿泊事業等)

日本郵政は、日本郵政株式会社法等に基づき、日本郵便の経営管理及び業務の支援、日本郵政グループの経営戦略の策定のほか、日本郵政グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で集約した方が効率的な実施が見込まれる電気通信役務及び情報処理サービスの提供、人事及び経理に関する業務、福利厚生に関する

る業務、不動産管理等関連業務等の間接業務（以下、これらを合わせて「グループシェアード事業」という。）を子会社等から受託して実施している。

また、上記のほか、同法等に基づいて、公社から承継した14通信病院を運営する病院事業並びにかんぽの宿等64施設及びメルパルク11施設を運営するなどの宿泊事業を実施している。

(注2) メルパルク 郵便貯金法（昭和22年法律第144号）に基づき、郵便貯金の普及のために、その周知宣伝を目的として設置された施設。民営化前の名称は、郵便貯金会館（営業上の通称はメルパルク）、郵便貯金地域文化活動支援施設（同ば・る・るプラザ）等であったが、民営化に伴い全ての施設の名称を「メルパルク」に統一した。

(2) 近年の日本郵政グループを巡る状況

ア 日本郵政及び金融2社の株式売却

国（財務大臣）は郵政民営化法の施行以降日本郵政の発行済株式の総数を保有し、日本郵政は金融2社の設立以降金融2社の発行済株式の総数（ゆうちょ銀行が保有する自己株式を除く。）を保有していた。当初、郵政民営化法においては、日本郵政の株式については政府の保有割合をできる限り早期に減ずること（ただし、当該株式の政府の保有割合は、常時、3分の1を超えていること）とされ、また、日本郵政が保有する金融2社の株式については29年9月までにその全部を処分することとされていたが、21年12月に成立した「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」（平成21年法律第100号。以下「株式処分停止法」という。）により日本郵政及び金融2社の株式の処分等が一時凍結された。しかし、23年3月に発生した東日本大震災後、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。）が施行され、国が保有する日本郵政の株式を処分して、その売却収入を復興債の償還費用の財源（以下「復興財源」という。）に充てることとなり、24年5月に民営化法改正法が施行されて株式処分停止法は廃止された。

また、25年1月に、復興庁に設置された内閣総理大臣を議長とする関係閣僚級の組織である復興推進会議において、日本郵政の株式売却収入として見込まれる額（4兆円程度）を復興財源に追加することが決定された。

そして、国は、株式売却の方法、売却価格の決定方法、売却時期、売却規模等に関する26年6月の財政制度等審議会の答申「日本郵政株式会社の株式の処分について

て」を踏まえて、27年11月4日の日本郵政の株式上場時に、保有する日本郵政の株式45億株のうち4億9500万株を売却した。また、日本郵政は、民営化の推進、東日本大震災からの復興施策に必要な財源の確保への貢献、経営の自由度確保等のために、日本郵政の株式上場に合わせて同日に上場された金融2社の株式について、保有するゆうちょ銀行の株式約37億4947万株のうち約4億1244万株及びかんぽ生命の株式6億株のうち6600万株をそれぞれ売却した。発行済株式総数から自己株式を除いた株式数に対する上記売却株式数の割合（以下「売却割合」という。）は、いずれも11%となっており、日本郵政の売却株式については国以外の株主が、金融2社の売却株式については日本郵政以外の株主が、それぞれ保有することとなった（以下、日本郵政については国以外の株主を、金融2社については日本郵政以外の株主を「少数株主」という。）（表1-1参照）。

なお、前記のとおり、郵政民営化法では、当初、日本郵政は、保有する金融2社の株式について、29年9月までにその全部を処分することとなっていたが、民営化法改正法の施行により、「その全部を処分することを目指し、（中略）できる限り早期に、処分する」こととなった。

表1-1 日本郵政グループの株式売却の経緯

年 月	経 緯
平成19年10月	郵政民営化法施行
21年12月	株式処分停止法施行
23年12月	復興財源確保法施行
24年 5月	株式処分停止法廃止、日本郵政株式会社法附則第3条施行により株式売却が可能となる。
25年 1月	復興推進会議において、日本郵政の株式売却収入として見込まれる額（4兆円程度）を復興財源に追加することを決定
26年 4月	財務大臣から財政制度等審議会に「日本郵政株式会社の株式の処分について」諮問
6月	財政制度等審議会から財務大臣に「日本郵政株式会社の株式の処分について」答申
8月	財務省が日本郵政株式会社株式の売却準備として主幹事証券会社の選定手続を開始
10月	財務省が主幹事証券会社の選定手続の結果(国内区分5社、海外区分4社、国内特定区分2社)を公表
27年 9月	東京証券取引所が、日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の3社の上場を承認
11月	日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の3社の株式を同時に上場。日本郵政の株式4億9500万株（売却割合11%）、ゆうちょ銀行の株式4億1244万株（売却割合11%）、かんぽ生命の株式6600万株（売却割合11%）を売却

イ 中期経営計画の策定

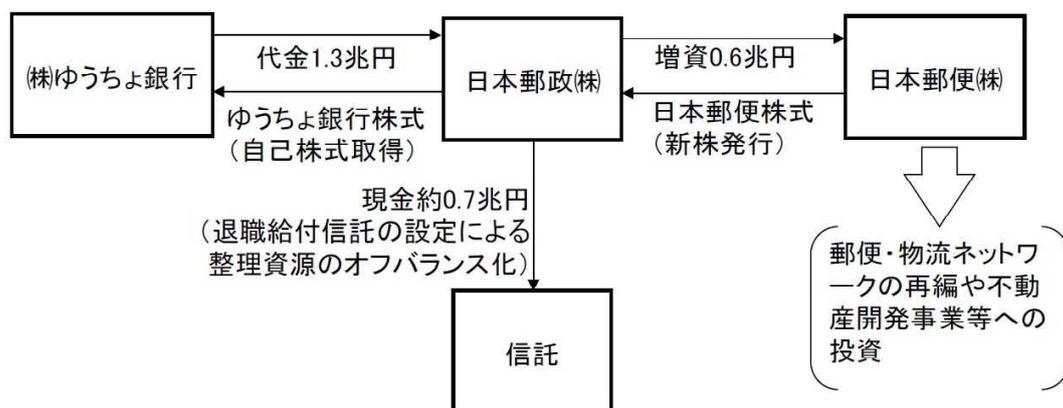
公社は、日本郵政公社法により、目標期間を4年とする経営に関する具体的な目標である中期経営目標、それを達成するための計画である中期経営計画を策定して、総務大臣の認可を受けることとされていたが、民営化後はこうした中期経営目標や中期経営計画の策定は義務付けられていない。しかし、日本郵政は、民営化後の厳しい経営環境や各種の制度改正を踏まえて、26年2月に、民営化後、初めての中期経営計画となる「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2016～」(計画期間は26年度から28年度まで。以下「26年中期計画」という。)を策定して、公表した。また、27年4月に日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式の上場スキームや経営環境の変化等を踏まえて26年中期計画を見直し、「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2017～」(計画期間は27年度から29年度まで。以下「27年中期計画」という。)を策定して、公表した。そして、これらの中期経営計画において、収益力及び経営基盤の強化、ユニバーサルサービスの責務の遂行、上場を見据えた日本郵政グループの企業価値の向上等を経営方針として掲げるなどしている。

ウ 日本郵政グループ内における資本・資金の移動等

日本郵政は、図1-3のとおり、日本郵政グループ全体の企業価値の向上のために民営化の際に一括して承継した7000億円弱の整理資源債務^(注3)に相当する資金を退職給付信託に拠出することにより同債務をオフバランス化するとともに、日本郵便による郵便・物流ネットワーク再編等のための6000億円の増資を引き受けることを目的として、26年9月に日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式のうち約1兆3000億円に相当する株式をゆうちょ銀行に自己株式として取得させるなど、日本郵政グループ内における資本・資金の移動を行っている。

(注3) 整理資源債務 共済制度導入(昭和34年1月1日)前から郵政事業に従事していて同制度導入後に退職した職員に支払う恩給相当の負担で、平成19年の民営化の際に、その債務の全額を日本郵政が一括して承継した。

図1-3 日本郵政グループ内における資本・資金の移動の概念図



出典：「郵政民営化委員会 第122回資料」（平成26年11月）

そして、日本郵便は、国内物流事業の強化と同時に、成長著しいアジア市場への展開を中心に、国際物流事業を手掛ける総物流企業として成長していくことを目指しており、豪州の物流企業であるToll Holdings Limited（以下「トール社」という。）をグローバル展開のプラットフォーム企業と位置付けて、トール社の有する知見と経験を活用することで、国際物流事業を拡大し、収益拡大を図ることとした。そして、27年2月に、トール社の発行済株式の全部を取得し、子会社化するための手続を開始することを決定し、同年5月に、前記の増資により調達した資金等を原資として、64億8563万豪ドル（邦貨換算額6161億余円）でトール社の発行済株式の全部を取得し、完全子会社として経営統合した。

(3) これまでの会計検査の実施状況

会計検査院は、郵政事業について、毎年検査を実施し、これまで国会からの検査要請事項に関する報告や国会及び内閣に対する報告を行うなどしている。このうち、郵政事業の経営に関する検査報告掲記事項を示すと表1-2のとおりである。

表1-2 郵政事業の経営に関する検査報告掲記事項

検査報告	事項等及び件名	主な報告内容
昭和50年度決算検査報告	特に掲記を要すると認められた事項「郵政事業特別会計の損益について」	郵政事業特別会計の昭和50年度の損益については、給与改定等により多額の欠損金を生じていて、機械化による作業の効率化を進めてはいるものの、業務費のうち人件費の占める割合は81.2%（前年度82.6%）となっており、欠損金の累積額の解消は依然として困難な状況にある。

<p>昭和53年度 決算検査報告</p>	<p>特に掲記を要すると認められた事項 「逡信病院の運営について」</p>	<p>16逡信病院における経常収支の状況については、毎年度いずれも経常支出額は経常収入額を大幅に上回っていて多額の経常収支差額（赤字）を生じている。これは、収入の基本となる診療料金を低廉に設定していること、職員及びその家族が外部の医療機関を利用する傾向が強くなってきたこと、職員及びその家族以外の一般患者の診療は原則として行わないことなどの事情によるもので、諸問題の打開に努めないまま推移すると、国の多額の財政負担が依然として継続することとなる。</p>
<p>平成9年度 決算検査報告</p>	<p>国会からの検査要請事項に関する報告（平成10年9月） 「公的宿泊施設の運営に関する会計検査の結果について」</p>	<p>厚生省（社会保険庁）、郵政省、雇用促進事業団、簡易保険福祉事業団及び年金福祉事業団が設置した公的宿泊施設は平成8年度末現在366施設（9年度以降に開業するものを含めると370施設）であり、公的宿泊施設の総宿泊者数は近年横ばいとなっていて、国内旅行の延べ宿泊者数に対する当該総宿泊者数の割合は、8年度には1.4%程度となっている。公的宿泊施設の稼働率は民間の施設の水準を上回っているが、同年度には、180施設が赤字となっている。被保険者等の福祉の増進などの目的を、有効かつ効率的に達成するためには、施設の稼働率や収支の状況を十分に把握し、事態の改善や事業継続の可能性、統廃合の要否等を検討するなどする必要があり、地方公共団体等も様々な利害関係を持つことなどから、公的宿泊施設の在り方について幅広く議論がなされることが肝要である。</p>
<p>平成21年度 決算検査報告</p>	<p>国会からの検査要請事項に関する報告（平成22年3月） 「簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について」</p>	<p>かんぼの宿等では、客室稼働率は71.2%（平成20年度）となっていて民間の中規模旅館よりも良好な状況にあるが、人件費等の固定費の割合が高く、宿泊利用者数が減少していて、本社等経費を含めた宿泊事業全体の損益は赤字となっているなど、検査の結果、かんぼの宿等の運営、不動産の譲渡等に関し、効率性、公平性、競争性等の面で更に検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。</p> <p>今後、かんぼの宿等に関しては、収益の増加、人件費の抑制のほか、株式処分停止法により現時点での廃止はできないとしても、一時的な休業も念頭に損益改善策の検討等を行うこと、不動産の譲渡等に関しては、適時適切な売却方式等を選定</p>

		<p>することにより競争性を高め、もって譲渡価格の最大化を図るとともに、売却手続の透明性の確保に留意することなどが必要である。</p>
<p>平成23年度 決算検査報告</p>	<p>国会及び内閣に対する報告（平成24年10月） 「郵便事業株式会社の経営状況について」</p>	<p>郵便事業会社が平成21年度に当期純損失を計上した要因は、総務大臣の認可を得ることができず、日本通運株式会社と共同出資により設立したJPエクスプレス株式会社（以下「JP EX」という。）に宅配便事業を承継させることができなかったためJP EXの経営状況が悪化したこと、22、23両年度に当期純損失を計上した要因は、日本通運株式会社から承継されてJP EXが行っていた宅配便事業を22年7月に承継したことにより、人件費、委託費が増大したことなどである。郵便事業会社は、上記の事態を受けて、収支改善策に取り組んでおり、宅配便事業については27年度に営業損益の黒字化を目指すとしているが、経営状況の改善に向けた一層の努力が必要である。</p>

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

我が国の郵政事業は、長期に及ぶ郵政省による運営の後、中央省庁の再編、公社化、民営化を経て、27年11月に、日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式の上場に至っている。また、この間、法令、制度等の改正に伴って組織の再編等が行われるとともに、日本郵政グループの各業務は関係法令による各種の規制の下で運営されている。

会計検査院は、前記のとおり、これまで個別の事業の経営等を検査した結果について報告を行ってきたところである。一方、日本郵政グループは、今後の株式売却に向けて日本郵政グループ全体として企業価値を維持向上させることなどにより、復興財源の確保に貢献すること、また、日本郵政及び日本郵便は、情報通信手段の多様化等によって国民の生活様式等が変化する中でユニバーサルサービスを提供すること、郵便局ネットワークを維持することなどが求められている。

そこで、会計検査院は、日本郵政グループの経営状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 郵政省から現在の日本郵政グループに至るまでの間に、郵政事業の運営に係る組

組織形態、制度等はどのように変遷しているか

イ 上記変遷の中で日本郵政グループの損益等の推移及び現状はどのようになっているか、また、日本郵政グループ内における取引等の状況はどのようになっているか

ウ 各種の規制の下で、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の各業務の実績等の推移及び現状はどのようになっているか

エ 日本郵政及び金融2社の株式売却に係る手続等並びに国が保有する日本郵政の株式売却収入の復興財源への充当はどのように行われているか

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、総務本省、財務本省、郵貯簡保機構並びに日本郵政の本社、4通信病院及び3かんぽの宿等、日本郵便の本社、13支社及び151郵便局、ゆうちょ銀行の本社、13エリア本部、92支店等及び18貯金事務センター等並びにかんぽ生命の本社、13エリア本部、36支店及び7サービスセンター等において会計実地検査を行った。このうち、総務省においては19年度から26年度までの間の日本郵政及び日本郵便のユニバーサルサービスに対する監督の状況等について、財務省においては27年11月に実施された日本郵政の株式売却の実施状況等について説明を聴取するなどして検査した。また、郵貯簡保機構並びに日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命においては、14年度から26年度までの間の郵政事業の業務及び財務の状況等について、財務諸表等のほか、関係法令等に基づいて作成された各種報告書等により、その内容を分析するなどして検査した。

3 検査の状況

(1) 郵政事業の運営に係る組織形態、制度等の変遷等

ア 組織形態、制度等の変遷

郵政事業の公社化及び民営化に伴って、その運営に係る組織形態、制度等は、次のとおり、大きく変遷している。

(ア) 組織形態、会計制度以外の制度等の変遷

前記のとおり、郵政事業は、郵政省又は郵政事業庁により、昭和24年6月から平成15年3月まで（以下、当該期間を「特別会計時代」という。）は、国の直営事業として一体として運営されていた。そして、同年4月から19年9月まで（以下、当該期間を「公社時代」という。）は公社により一体として運営されていたが、同年10月の民営化により、郵便・物流事業については郵便事業会社が、金融窓口事

業については郵便局会社が、銀行業についてはゆうちょ銀行が、生命保険業についてはかんぽ生命がそれぞれ運営することとなった。さらに、24年10月には、郵便局会社が日本郵便に商号を変更して郵便事業会社の業務等を合併により承継し、郵便・物流事業及び金融窓口事業については日本郵便が運営することとなった。

租税負担及び預金保険機構等への保険料の納付等についてみると、特別会計時代には、法人税、固定資産税等が非課税であり、また、当該納付等の対象外となっていたが、公社時代には、法人税は非課税のままであったものの固定資産税が一部の資産について課税対象となった。さらに、民営化後は、固定資産税が一部の資産について減免されているものの、税金の負担のほか、ゆうちょ銀行では預金保険機構への保険料の納付を、かんぽ生命では生命保険契約者保護機構への負担金の納付を行うこととなるなど、同業他社等と同水準の負担となっている。

そして、銀行業（民営化前は郵便貯金事業）における資金運用については、財政投融资改革により資金運用部への預託義務が廃止されたこともあり、安全性・確実性を重視した運用という基本的な姿勢は変わらないものの、運用方法が変化してきている。ただし、金融2社は、郵貯簡保機構と締結した契約により、その運用資産のうち国債、地方債（以下、特に断りがある場合を除き、国債は日本国政府が発行する国債をいい、地方債は日本国の地方公共団体が発行する公債をいう。）等の額が、それぞれ、郵貯簡保機構からの預り金である特別貯金の額、郵貯簡保機構のために再保険の契約に基づいて積み立てる額を下回らないように運用する義務を負っている（表3-1参照）。

(注4) 特別貯金 郵貯簡保機構が公社から承継した郵便貯金に相当する額についてゆうちょ銀行との間で締結する郵便貯金管理業務の委託契約に係る貯金

(注5) 再保険 郵貯簡保機構が公社から承継した簡易生命保険契約に基づいて負う保険責任の全てについてかんぽ生命との間に再保険関係が成立する旨を定める契約に係る再保険

また、郵政監察及び内部監査についてみると、郵政省、郵政事業庁及び公社においては、郵政省設置法（昭和23年法律第244号）、郵政事業庁設置法（平成11年法律第92号）及び日本郵政公社法に基づき、郵政監察官が置かれ、①郵政事業に対する犯罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に規定する司法警察員の職務を行うなどの捜査活動のほか、②防犯対策活動、③郵便局等における業務が法令等に定められたとおりに、かつ、能率的に行われているかどうかを判断し、

是正、改善を求める考査活動、④郵政行政の在り方等について調査等を行う調査活動等の郵政監察が行われていた。また、郵政監察官とは別に、郵政省組織令（昭和59年政令第183号）、郵政事業庁組織規則（平成13年総務省令第2号）及び日本郵政公社組織規程（平成15年郵経企第302号）に基づき、内部監査を行う職員が置かれ、郵政事業の業務に係る経費の支払の適否の監査や現金を保管する出納官吏の帳簿、現金等の検査等が行われていた。

民営化後の内部監査では、日本郵政の監査部門が、日本郵政グループ全体の内部監査態勢向上の観点から、日本郵政グループ各社の監査部門に対して、監査規程、監査計画、監査実施状況等のモニタリングを行い、内部監査態勢の評価、検証等を行っている。

表3-1 組織形態、会計制度以外の制度等の変遷

① 昭和24年6月から平成15年3月まで

項目	特別会計時代		
	昭和24年6月～平成13年1月	平成13年1月～15年3月	昭和37年4月～平成15年3月
組織形態			
事業運営主体	郵政省	郵政事業庁	簡保事業団
設置根拠法	郵政省設置法	郵政事業庁設置法	簡易保険福祉事業団法
主務大臣（監督官庁）	—	総務大臣	総務大臣（注）
主要な意思決定機関	郵政大臣	郵政事業庁長官	理事長
職員の身分	国家公務員		みなし公務員
事業内容			
業務範囲	郵便事業、郵便貯金事業及び簡易生命保険事業の一体経営 郵政事業の企画立案等	郵便事業、郵便貯金事業及び簡易生命保険事業の一体経営	加入者福祉施設の設置及び運営、簡易生命保険特別会計及び郵便貯金特別会計から寄託された資金の運用等
事業運営資金等	郵政事業に係る資産（郵政事業特別会計）、郵便貯金（郵便貯金特別会計）及び積立金（簡易生命保険特別会計）		国からの出資金、簡易生命保険特別会計及び郵便貯金特別会計から寄託された資金並びに簡易生命保険特別会計からの交付金
租税負担			
法人税	非課税		
固定資産税	非課税		
その他税目	一部課税		
保険料の納付等			
預金保険機構に対する保険料の納付	対象外		該当なし
生命保険契約者保護機構に対する負担金の納付	対象外		該当なし
日本銀行預け金の保有義務	対象外		該当なし
資金運用制度等			
銀行業（民営化前は郵便貯金事業）における資金運用	資金運用部への預託 →自主運用（一部を簡保事業団へ寄託） （主たる運用は財政融資資金預託金）		公社債、預貯金及び金銭の信託（運用資産別の運用状況は非開示）
生命保険業における資産運用	自主運用（一部を簡保事業団へ寄託） （主たる運用は国債等）		
監察・監査制度			
監察・監査制度	郵政監察及び内部監査		内部監査

（注）平成13年1月5日以前は郵政大臣

② 平成15年4月以降

項目	公社時代		民営化後		
	平成15年4月 ～19年9月		平成19年10月～		
組織形態					
事業運営主体	公社	日本郵政、日本郵便	金融2社	郵貯簡保機構	
設置根拠法	日本郵政公社法等	郵政民営化法等	郵政民営化法等	郵政民営化法等	
主務大臣（監督官庁）	総務大臣	総務大臣	内閣総理大臣（金融庁長官。ただし、郵政民営化法上の一部の規定（新規業務等）については、総務大臣が共管）	総務大臣	
主要な意思決定機関	理事会（総裁、副総裁及び理事で構成）	株主総会及び取締役会	株主総会及び取締役会	理事長	
職員の身分	国家公務員	民間企業職員	民間企業職員	みなし公務員	
事業内容					
業務範囲	郵便事業、郵便貯金事業及び簡易生命保険事業の一体経営	郵便・物流事業及び金融窓口事業（日本郵便）並びにその他の事業（日本郵政）	銀行業（ゆうちょ銀行）及び生命保険業（かんぽ生命）	公社から承継した旧郵便貯金及び旧簡易生命保険に係る業務（貯金業務はゆうちょ銀行に、保険業務はかんぽ生命に委託）	
事業運営資金等	各特別会計及び簡保事業団からの承継資産	公社からの出資金（日本郵政）、日本郵政からの出資金（日本郵便）及び公社からの承継資産（両社）	日本郵政からの出資金及び公社からの承継資産	公社からの承継資産（特別貯金、再保険等）	
租税負担					
法人税	非課税（国庫納付。免税措置そのものは変更なし）	課税	課税	非課税	
固定資産税	事業資産は半額免除 事業外資産は全額課税	課税（日本郵便所有の一部資産については減免あり）	課税	課税	
その他税目	一部課税	課税（日本郵便所有の一部資産については減免あり）	課税	一部課税	
保険料の納付等					
預金保険機構に対する保険料の納付	対象外	該当なし	ゆうちょ銀行が納付	該当なし	
生命保険契約者保護機構に対する負担金の納付	対象外	該当なし	かんぽ生命が納付	該当なし	
日本銀行預け金の保有義務	法定準備預金額に相当する預け金の保有義務	該当なし	法定準備預金額の保有義務（ゆうちょ銀行）	該当なし	
資金運用制度等					
銀行業（民営化前は郵便貯金事業）における資金運用	自主運用（主たる運用は国債）	該当なし	ゆうちょ銀行が自主運用（主たる運用は国債）	ゆうちょ銀行へ委託	
生命保険業における資産運用	自主運用（主たる運用は国債）	該当なし	かんぽ生命が自主運用（主たる運用は国債）	かんぽ生命へ委託	
監察・監査制度					
監察・監査制度	郵政監察及び内部監査	内部監査	内部監査	内部監査	

(イ) 会計制度の変遷

a 特別会計時代

郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計においては、財政法（昭和22年法律第34号）、会計法（昭和22年法律第35号）、郵政事業特別会計法（昭和24年法律第109号）、郵便貯金特別会計法（昭和26年法律第103号）、簡易生命保険特別会計法（昭和19年法律第12号）等に基づき、会計処理が行われていた。

郵政事業特別会計においては、計理方法として、一般会計で採用されている現金主義ではなく発生主義が採用されるとともに、減価償却、固定資産の価額の改定等、企業会計の考え方が取り入れられ、損益計算書等の財務諸表が作成されていた。また、繰越明許費については財務大臣（13年1月以前は大蔵大臣）の承認を経ることなく翌年度に繰り越して使用することができるなど、一般会計と異なる取扱いとなっていた。

一方、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計においては、計理方法として、基本的に現金主義が採用されていた（表3-2参照）。

b 公社時代

公社においては、財政状態及び経営成績をより明らかにするために、企業会計原則による会計処理が導入された。

公社の予算は、日本郵政公社法等に基づき、4年を1期とする中期経営目標を達成するための中期経営計画において定められ、総務大臣の認可を受けることとなった。また、期間の収益及び費用の見通しに関する書類を添付した年度経営計画を定めて総務大臣に届け出ることとなった。

そして、決算については、毎事業年度、企業会計原則に基づいて作成した財務諸表等を総務大臣に提出し、その承認を受けるとともに、財務諸表等について、監事の監査のほか、会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けることとなった（表3-2参照）。

c 民営化後

民営化後においては、日本郵政及び日本郵便は、それぞれ日本郵政株式会社法等及び日本郵便株式会社法等に基づき、毎事業年度開始前に、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて総務大臣に申請し、総務大

臣の認可を受けるとともに、毎事業年度終了後、財務諸表等を総務大臣に提出することとなっている。

そして、日本郵政及び日本郵便における上記以外の事項並びに金融2社における事項については、会社法（平成17年法律第86号）等に基づき、他の株式会社と同様に、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って、日本の^(注6)会計基準に基づいて処理されることとなっている。また、計算書類等について、監査委員会等及び会計監査人の監査を受けるとともに、取締役会において決算の承認を受けた上で、原則として定時株主総会においても決算の承認を受けることとなっている（表3-2参照）。なお、28年3月末現在、日本郵政グループは、今後の事業活動のグローバル化を見据え、日本郵政グループの連結決算（以下「日本郵政連結決算」という。）の会計基準として、国際会計基準審議会が策定する国際的な会計基準である国際財務報告基準（I F R S）の導入を検討している。

(注6) 日本の会計基準 昭和24年に大蔵省企業会計審議会が定めた「企業会計原則」を中心として、以後、経済・社会の変化に合わせて同審議会が設定してきた会計基準及び平成13年以降、企業会計基準委員会
が設定している会計基準

表3-2 会計制度の変遷

会計制度		特別会計時代	公社時代	民営化後 (日本郵政、日本郵便)	民営化後 (金融2社)
		昭和24年6月 ～平成15年3月	平成15年4月 ～19年9月	平成19年10月～	平成19年10月～
会計基準等		国の会計制度に基づく (企業会計原則は非適用)	日本の会計基準	日本の会計基準	日本の会計基準
会計年度所属区分		郵政事業特別会計は発生主義、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計は基本的に現金主義	発生主義	発生主義	発生主義
会計・経理規程類		財政法、会計法、郵政事業特別会計法、郵便貯金特別会計法、簡易生命保険特別会計法等	日本郵政公社法等	日本郵政株式会社法、日本郵便株式会社法、会社法等	会社法等
予算	内容	歳入歳出予算計算書等	中期経営計画(4年間)及び年度経営計画(1年間)に含まれる。	資金計画書及び収支予算書(事業計画に添付)	法令による規定なし
	手続	総務大臣注(1)が作成した歳入歳出予算計算書等を基に内閣が予算を作成し国会の議決を受ける。	中期経営計画 公社が作成し総務大臣の認可を受ける。その後、総務大臣が国会に報告する。 年度経営計画 中期経営計画を基に公社が作成し総務大臣に届け出る。	各社が作成し総務大臣の認可を受ける。	法令による規定なし
	複数年度予算	なし	中期経営計画において4年間の予算を規定	法令による規制なし	法令による規制なし
	繰越	繰越明許費については、総務大臣注(1)が決定し、財務大臣注(2)に通知する。	法令による規制なし	法令による規制なし	法令による規制なし
決算	内容	歳入歳出決定計算書等	財務諸表	財務諸表	財務諸表
	手続	総務大臣注(1)が作成した歳入歳出決定計算書等を基に内閣が決算を作成し国会へ提出する。また、参考として、財務諸表を作成し上記の計算書に添付している。	公社が作成し総務大臣の承認を受ける。その後、総務大臣が国会に報告する。	各社で作成し、取締役会において承認を受けた上で、原則として定時株主総会においても承認を受ける。また、総務大臣へ提出する。	各社で作成し、取締役会において承認を受けた上で、原則として定時株主総会においても承認を受ける。
財務諸表	内容	貸借対照表、損益計算書、財産目録、資産価格増減表及び資本増減表	連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等(連結は公社全体と郵便、郵便貯金、簡易生命保険各業務別を作成)	連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等	連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書等注(3)
	貸借対照表の区分表示	郵政事業特別会計は資産及び資本勘定に区分、郵便貯金特別会計は資産、負債及び資本勘定に区分、簡易生命保険特別会計は、資産、負債及び資本勘定に区分	資産の部、負債の部及び資本の部に区分	資産の部、負債の部及び純資産の部に区分	資産の部、負債の部及び純資産の部に区分
	損益計算書の区分表示	単一区分損益計算書	営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算に区分	営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算に区分	経常損益計算及び純損益計算に区分
利益の処理		積立金として整理	積立金として整理し、中期経営計画の期間の終了後に経営に必要となる分を除き国庫納付	経営、投資に必要となる分を利益剰余金として整理し、残余は株主へ配当	経営、投資に必要となる分を利益剰余金として整理し、残余は株主へ配当
外部監査等		会計検査院による検査	会計検査院による検査並びに監事及び会計監査人による監査	会計検査院による検査並びに監査委員会(日本郵便は監査役)及び会計監査人による監査	会計検査院による検査並びに監査委員会及び会計監査人による監査

注(1) 平成13年1月5日以前は郵政大臣

注(2) 平成13年1月5日以前は大蔵大臣

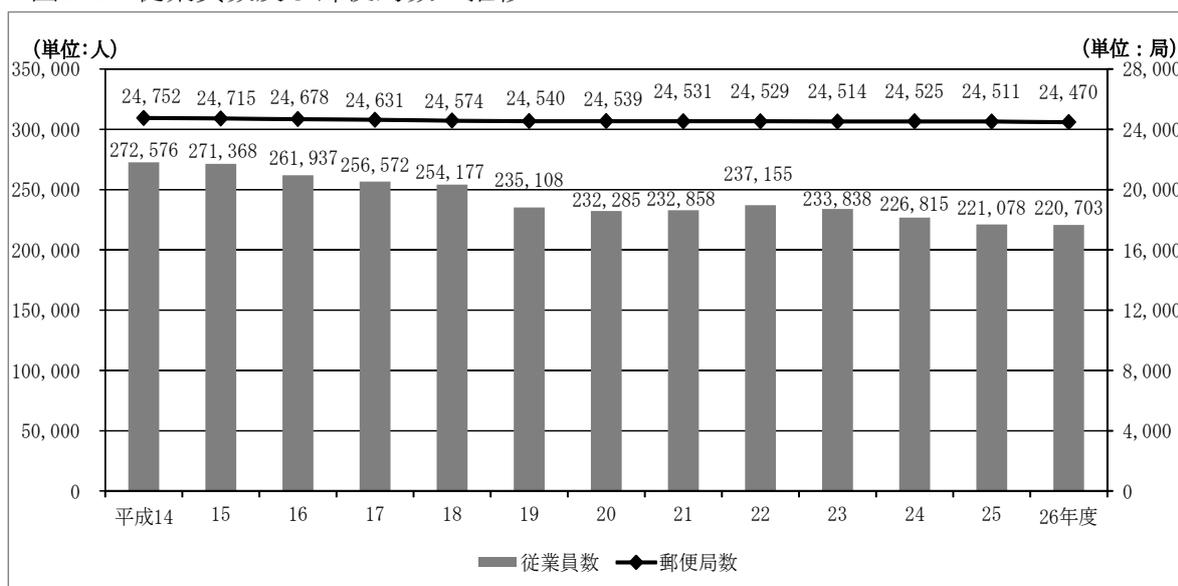
注(3) かんぽ生命は連結決算及び単体決算の財務諸表を作成し(キャッシュ・フロー計算書については連結決算のみを作成している。)、ゆうちょ銀行は単体決算の財務諸表のみを作成している。

イ 従業員数等の推移

従業員数の推移についてみると、図3-1のとおり、特別会計時代の14年度には約27万人であったが、26年度には約22万人にまで減少している。

一方、郵便局数の推移についてみると、日本郵便株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）により、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないとされていること、また、過疎地においては、19年10月から24年9月までは19年10月時点の郵便局ネットワークの水準を、民営化法改正法が施行された24年10月からは同月時点の当該水準を維持することを旨とすることが規定されていることなどから、郵便局数は14年度末の24,752局から19年度末の24,540局に僅かに減少した後、おおむね横ばいで推移しており26年度末には24,470局となっている。

図3-1 従業員数及び郵便局数の推移



注(1) 平成14年度の従業員数は、郵政事業庁の実員数である。15年度から18年度までの従業員数は公社における毎年度の計画人員数である。19年度以降の従業員数については、日本郵政連結決算における従業員数である。また、従業員数には臨時従業員数（期間雇用社員、高齢再雇用社員等の人員数）は含めていない。

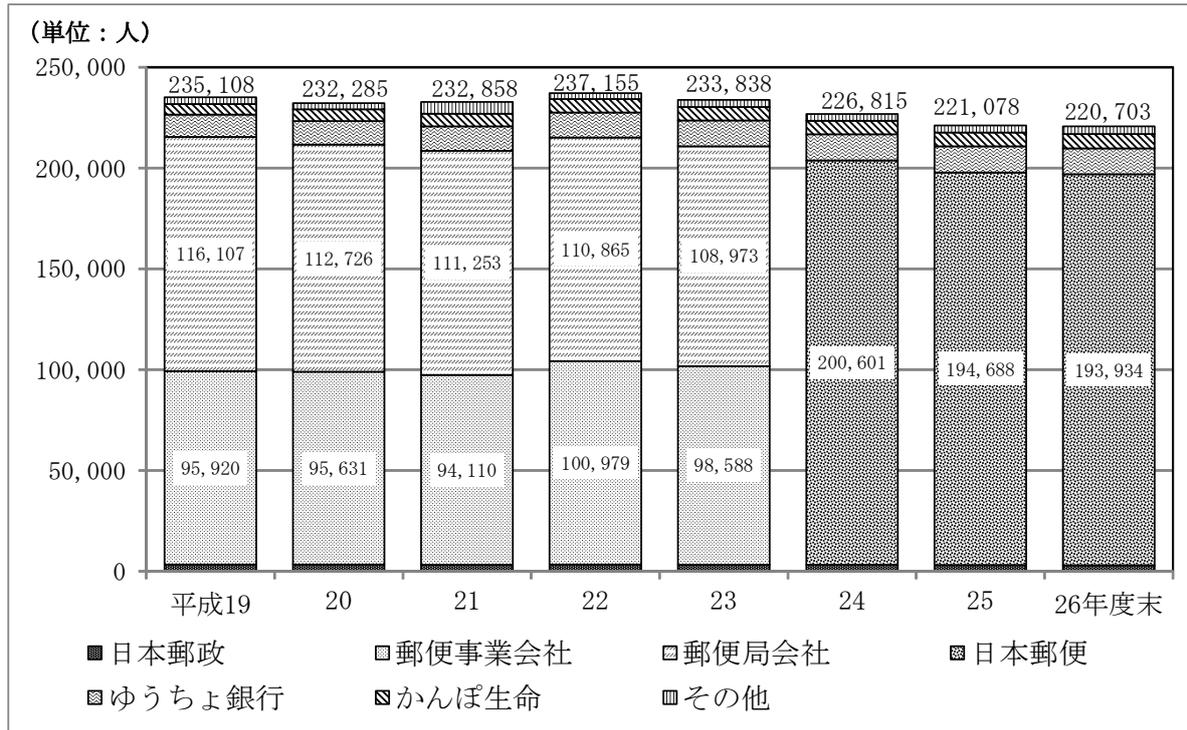
注(2) 郵便局数は休止中の郵便局を含む。

従業員数について、19年度以降の日本郵政グループ各社の内訳をみると図3-2のとおり、日本郵便（24年9月30日までは郵便事業会社及び郵便局会社）の従業員数が、日本郵政グループ全体の従業員数の大半を占めている状況となっている。

そして、郵便事業会社は、22年度に子会社を統合して正規の従業員1,500人程度及

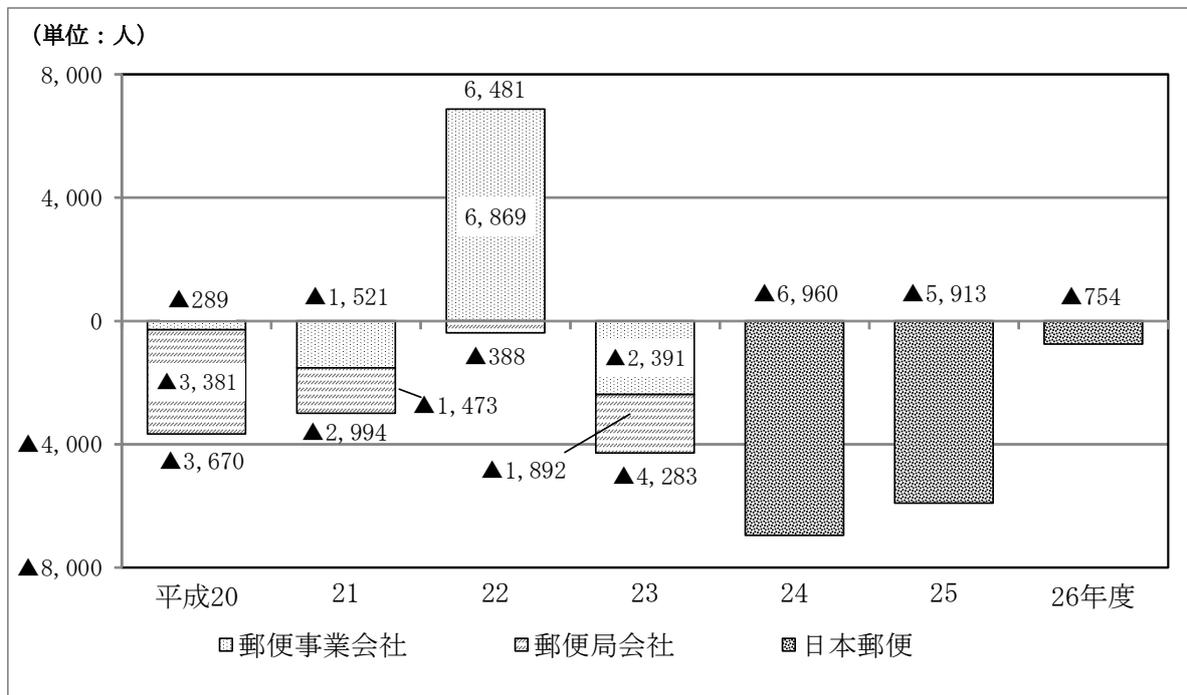
び臨時従業員5,000人程度を受け入れたこと、従前から雇用していた5,000人程度の臨時従業員について雇用形態を改めて正規の従業員としたことなどにより正規の従業員数が7,000人程度増加した。また、23年度以降業務量に応じた人員配置の見直しを実施するとともに、日本郵便に吸収合併された24年度及び25年度に管理職数の削減及び新規採用者数の抑制を行うなどしたことで、両年度とも、正規の従業員が6,000人から7,000人程度減少した（図3-3参照）。

図3-2 日本郵政グループ各社における従業員数の内訳の推移



注(1) 従業員数には臨時従業員数（期間雇用社員、高齢再雇用社員等の人員数）は含めていない。
 注(2) 平成24年10月に、郵便局会社が日本郵便に商号を変更して、郵便事業会社を合併している。

図3-3 日本郵便、郵便局会社及び郵便事業会社の従業員数の増減の推移



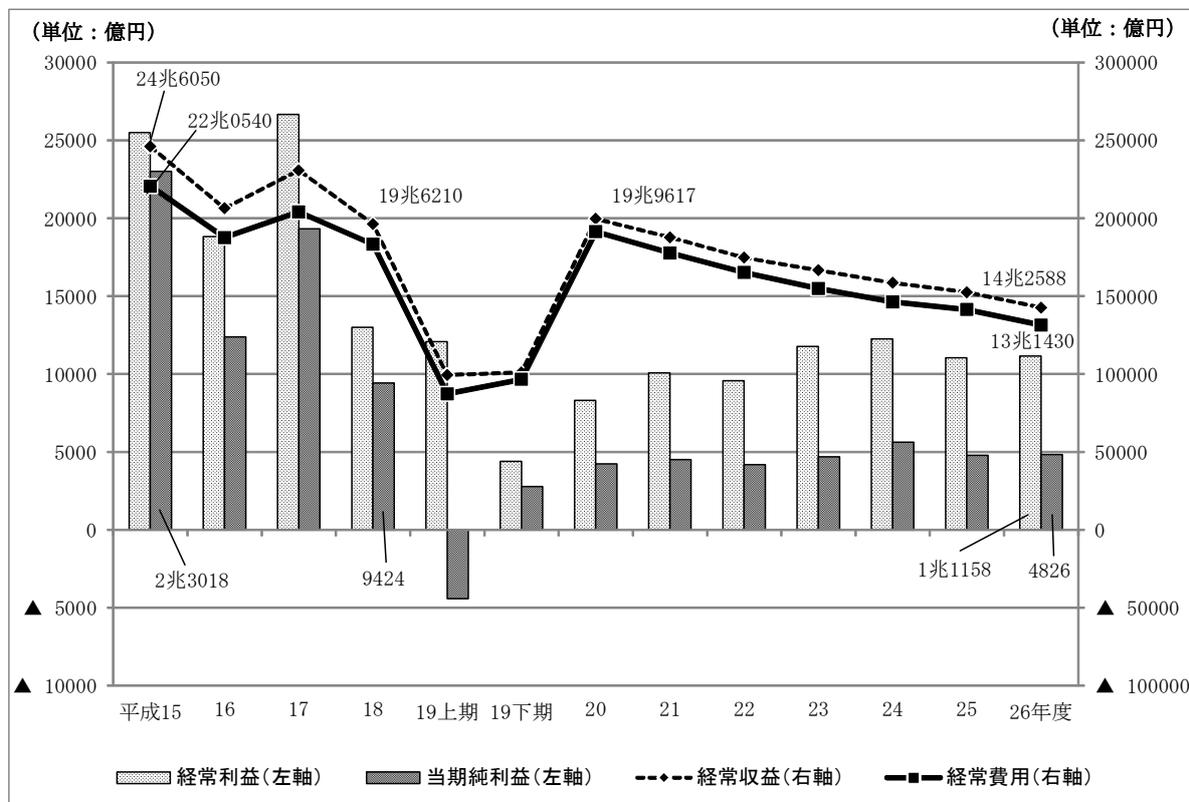
注(1) 従業員数には臨時従業員数（期間雇用社員、高齢再雇用社員等の人員数）は含めていない。
 注(2) 平成24年度の増減は、23年度の郵便局会社及び郵便事業会社の従業員数の合計と24年度の日本郵便の従業員数との差である。

(2) 日本郵政グループの損益等の状況

ア 公社及び日本郵政グループ全体の損益等の推移等

公社と日本郵政グループ全体の財政状態等の状況を比較するために、公社の連結決算及び日本郵政連結決算における経常収益等の推移をみると、経常収益については、図3-4のとおり、公社時代には15年度の24兆6050億余円から18年度の19兆6210億余円へ、民営化後には20年度の19兆9617億余円から26年度の14兆2588億余円へと減少傾向が続いている。これは、生命保険業において保険料等収入（19年9月末までは保険料収入。以下同じ。）の減少が続いていたこと、銀行業において財政融資資金預託金の残高の減少に伴って資産運用収益が減少したことなどによるものである。また、経常利益及び当期純利益については、経常費用が15年度の22兆0540億余円から26年度の13兆1430億余円へと減少していることなどにより、民営化後においてもそれぞれ黒字基調で推移しており、26年度には、1兆1158億余円、4826億余円となっている。

図3-4 公社の連結決算及び日本郵政連結決算における経常収益等の推移



(注) 平成19年10月に民営化されたため、19年度は上期と下期に分けて記載している。

純資産額及び純資産額から少数株主持分を差し引いた自己資本については、公社

時代に当期純利益が多額に上っていたことなどにより、図3-5のとおり、それぞれ15年度末の4兆6282億余円、4兆6075億余円から17年度末の9兆2824億余円、9兆2657億余円へと約2倍に急増している。そして、その後、26年度末には、それぞれ15年度末の3倍以上となる15兆3015億余円、15兆2988億余円へと増加している。また、総資産額は、公社時代には15年度末の404兆2150億余円から19年9月末の338兆4785億余円へと減少傾向が続いていたが、民営化後の23年度以降は、23年度末の292兆1265億余円から26年度末の295兆8497億余円へと僅かながら増加に転じている。同様に、負債額についても、公社時代には15年度末の399兆5867億余円から19年9月末の330兆7820億余円へと減少傾向が続いていたが、民営化後の25年度以降は、25年度末の278兆8577億余円から26年度末の280兆5482億余円へと僅かながら増加に転じている。

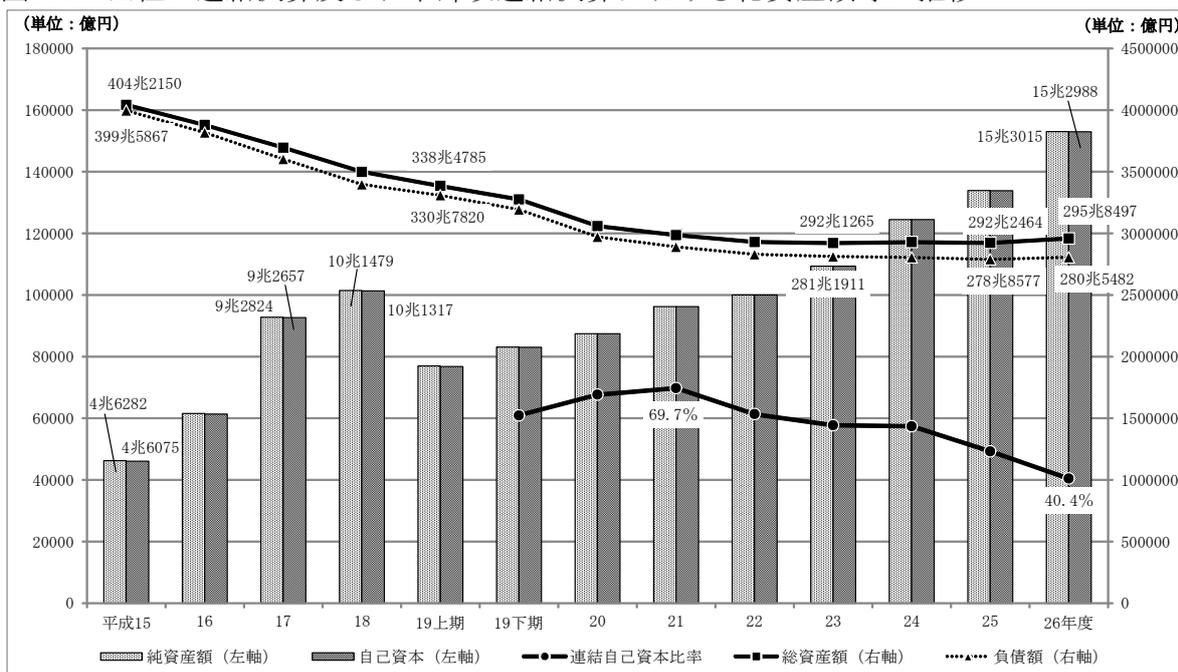
(注7)

また、バーゼル銀行監督委員会が公表している自己資本規制に基づく、銀行を子会社(注8)に持つ会社の経営の健全性を示す連結自己資本比率については、最も高かった21年度の69.7%から26年度には40.4%へと低下している。これは、運用資産に占める国債の割合が低下し、連結自己資本比率の算定の際に使用されるリスク・ウェイトが国債に比べて高い外国証券等の割合が増加していることによるものである。

(注7) バーゼル銀行監督委員会 銀行を対象とした国際金融規制を議論する場として、昭和49年に10か国中央銀行総裁会議により設立が決められた銀行監督当局の委員会である。

(注8) 連結自己資本比率 連結財務諸表に基づいて算出する株主資本等から構成される自己資本を分子とし、保有する資産について、資産の種類ごとに定められたリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額であるリスク・アセットの額等を分母として算定される。リスク・ウェイトは、現金や国債は0%、外国の国債は0%から150%まで、株式は100%、250%又は1250%とされていて資産の種類ごとに定められており、運用資産に占める国債の割合が高い場合には、分母であるリスク・アセットの額が小さくなり、連結自己資本比率が高くなる。ただし、子会社の中に保険会社が含まれている場合には、連結自己資本比率の算定の際、当該保険会社を連結の範囲から除外することとされているため、日本郵政の連結自己資本比率の算定の際にはかんぽ生命が連結の範囲から除外されている。そして、日本郵政のように、海外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社等は、連結自己資本比率が4%未満になると、監督当局から改善計画の提出を求められるとともに、当該計画の実行等について命令を受ける。

図3-5 会社の連結決算及び日本郵政連結決算における総資産額等の推移



- 注(1) 純資産額について、公社では、会計基準上、少数株主持分を純資産の部（資本の部）に含めず独立の部としていたが、図では便宜的に含めている。
- 注(2) 連結自己資本比率について、平成25年度から、国際的に業務を展開している銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制であるバーゼルⅢを踏まえた国内基準を適用している。バーゼルⅢは、バーゼル銀行監督委員会が22年12月に公表した国際的に業務を展開している銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制である。また、公社は連結自己資本比率を開示していない。
- 注(3) 平成19年10月に民営化されたため、19年度は上期と下期に分けて記載している。

さらに、キャッシュ・フローの状況を見ると、表3-3のとおり、営業活動によるキャッシュ・フローについては、公社時代には、銀行業において貯金残高が大幅に減少したことなどにより、15年度にマイナス12兆8845億余円、18年度にマイナス21兆2851億余円等となっていた。また、民営化後には、生命保険業において保険契約件数の大幅な減少等に伴って保険料等収入が減少していたことなどにより、20年度にマイナス5兆5327億余円、26年度にマイナス1兆2045億余円等となっている。一方、投資活動によるキャッシュ・フローについては、公社時代には、財政融資資金預託金の償還に係る収入が多額に上っていたため、15年度に9兆2504億余円、18年度に19兆1272億余円等となっていて、大幅なプラスとなっていた。また、民営化後には、20年度から23年度までは9007億余円から5兆9633億余円の間で推移していたが、24年度以降は有価証券の償還額がその取得額を上回るなどしていたため、10兆円以上で推移しており、26年度には15兆5217億余円となっている。

表3-3 公社の連結決算及び日本郵政連結決算におけるキャッシュ・フロー等の推移
(単位:億円)

科目	公社				
	平成 15年度	16年度	17年度	18年度	19年度上期
営業活動による キャッシュ・フロー	▲12兆8845	▲16兆3599	▲20兆7934	▲21兆2851	▲10兆9470
投資活動による キャッシュ・フロー	9兆2504	15兆8990	21兆1174	19兆1272	11兆7963
財務活動による キャッシュ・フロー	▲ 6258	▲ 1434	▲ 44	▲ 24	▲ 118
現金及び現金同等物の 期末残高	9兆2517	8兆6467	8兆9668	6兆8069	7兆6446

科目	日本郵政							
	19年度下期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
営業活動による キャッシュ・フロー	1兆5150	▲5兆5327	▲ 7825	▲5兆6450	▲3兆7364	▲4兆5839	188	▲1兆2045
投資活動による キャッシュ・フロー	1兆6185	3兆2832	1兆5913	5兆9633	9007	10兆4315	11兆1801	15兆5217
財務活動による キャッシュ・フロー	2	▲ 134	▲ 497	▲ 388	▲ 412	▲ 392	▲ 404	▲ 421
現金及び現金同等物の 期末残高	8兆6604	6兆3980	7兆1575	7兆4376	4兆5613	10兆3703	21兆5296	35兆8053

(注) 平成19年10月に民営化されたため、19年度は上期と下期に分けて記載している。

一方、収益性を示す財務指標として投資家等の中で広く用いられている総資産当
(注9) (注10)
期純利益率及び自己資本当期純利益率の推移をみると、総資産当期純利益率につ
ては、民営化後、当期純利益が増加傾向にある一方、総資産額が減少傾向にあるた
め、図3-6のとおり、僅かながら上昇傾向にある。また、自己資本当期純利益率につ
いては、公社時代に自己資本が15年度末の4兆6075億余円から18年度末の10兆1317億
余円へと大幅に増加した一方、当期純利益が15年度の2兆3018億余円から18年度の9
424億余円へと大幅に減少したため、図3-7のとおり、急激に低下したが、民営化後
は、緩やかな低下傾向にある。

(注9) 総資産当期純利益率 総資産額に対する当期純利益の割合であり、次の
算式を用いて算出している。

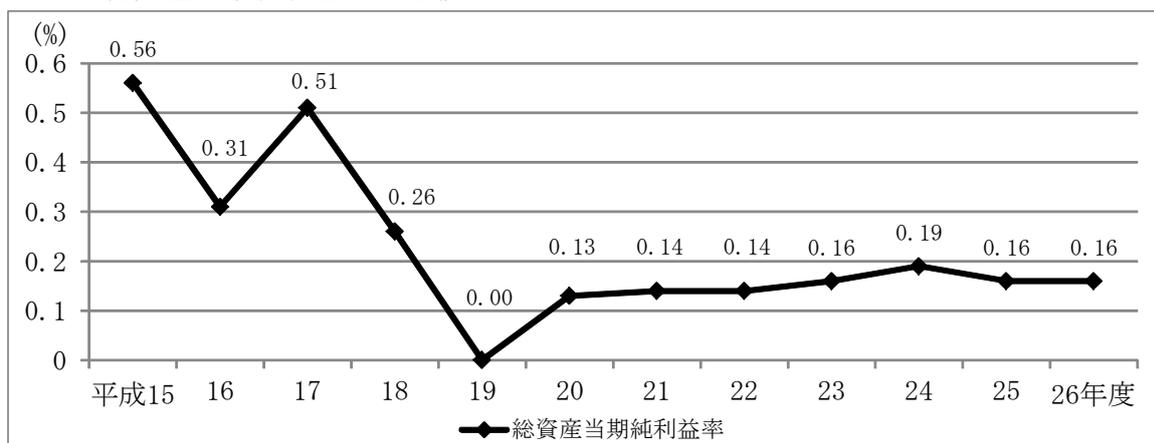
当期純利益÷総資産額の期首と期末の平均×100

(注10) 自己資本当期純利益率 自己資本に対する当期純利益の割合であり、次
の算式を用いて算出している。

当期純利益÷自己資本の期首と期末の平均×100

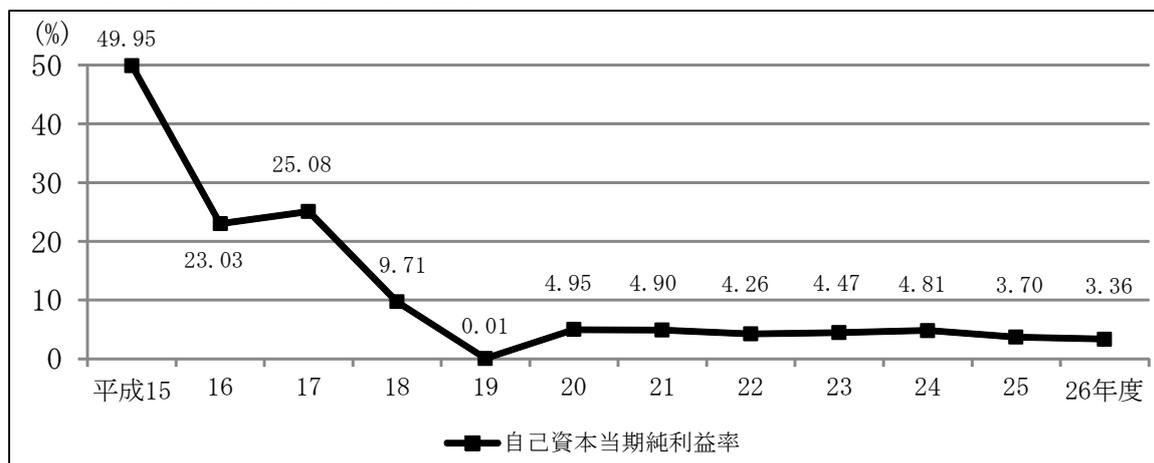
このように、経常利益及び当期純利益は黒字基調で推移し、純資産額は増加して
いるが、自己資本当期純利益率は低下傾向にあり、また、経常収益は減少傾向が続
いており、日本郵政グループは、今後の株式売却に向けた企業価値の維持向上のた
めに引き続き経営努力が求められる。

図3-6 総資産当期純利益率の推移



(注) 平成19年度については、年度途中で民営化が行われており、年間を通じた額が公表されていないため、会計検査院で試算した数値を用いている。試算に当たり、19年度下期の当期純利益には税金等調整前当期純利益（4433億余円）を用いている。

図3-7 自己資本当期純利益率の推移



(注) 平成19年度については、年度途中で民営化が行われており、年間を通じた額が公表されていないため、会計検査院で試算した数値を用いている。試算に当たり、19年度下期の当期純利益には税金等調整前当期純利益（4433億余円）を用いている。

イ 日本郵政グループにおける各業務等の損益等の推移等

26年度の日本郵政連結決算及び各業務等の決算を用いて各業務等の損益等の推移等をみると、表3-4のとおり、経常収益については、生命保険業の額の日本郵政連結決算の額に対する割合が71.3%となっている。また、経常利益については、銀行業及び生命保険業の額の日本郵政連結決算の額に対する割合が、それぞれ51.0%、44.1%となっているほか、当期純利益については、銀行業の額の日本郵政連結決算の額に対する割合が76.5%となっているなど、日本郵政グループの業績は銀行業及び生命保険業に大きく依存している。さらに、総資産額及び負債額については、銀行業の額の日本郵政連結決算の額に対する割合が、それぞれ70.3%、70.0%となってい

るほか、純資産額については、銀行業の額の日本郵政連結決算の額に対する割合が76.0%となっているなど、日本郵政グループの財政状態は銀行業に大きく依存している。

表3-4 平成26年度の日本郵政連結決算及び各業務等の決算比較 (単位：億円)

区分	経常収益	経常利益	当期純利益	総資産額	負債額	純資産額
日本郵政連結決算	14兆2588 (100.0%)	1兆1158 (100.0%)	4826 (100.0%)	295兆8497 (100.0%)	280兆5482 (100.0%)	15兆3015 (100.0%)
日本郵政 【単体決算】	2553 (1.7%)	1492 (13.3%)	1311 (27.1%)	9兆1071 (3.0%)	3627 (0.1%)	8兆7444 (57.1%)
郵便・物流事業及 び金融窓口事業 【日本郵便の連結 決算】	2兆9620 (20.7%)	228 (2.0%)	221 (4.5%)	5兆5254 (1.8%)	4兆2383 (1.5%)	1兆2871 (8.4%)
銀行業 【ゆうちょ銀行の 単体決算】	2兆0781 (14.5%)	5694 (51.0%)	3694 (76.5%)	208兆1793 (70.3%)	196兆5490 (70.0%)	11兆6302 (76.0%)
生命保険業 【かんぽ生命の連 結決算】	10兆1692 (71.3%)	4926 (44.1%)	813 (16.8%)	84兆9150 (28.7%)	82兆9392 (29.5%)	1兆9757 (12.9%)

(注) 連結処理をしているため、各業務等の額の合計は日本郵政連結決算の額と一致しない。また、括弧書きは各業務等の額の日本郵政連結決算の額に対する割合であり、その合計は100%にならない。

そして、民営化後の当期純利益及び総資産額の推移をみると、表3-5及び表3-6のとおり、19年度から26年度までの銀行業の額の日本郵政連結決算の額に対する割合が、それぞれ、54.2%から76.5%、64.2%から70.3%となっていて、銀行業の業績及び財政状態は長期にわたって日本郵政グループの経営に大きな影響を与えてきた。

表3-5 民営化後の当期純利益の推移

(単位：億円)

区分	平成 19年度 下期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日本郵政連結決算	2772 (100.0%)	4227 (100.0%)	4502 (100.0%)	4189 (100.0%)	4689 (100.0%)	5627 (100.0%)	4790 (100.0%)	4826 (100.0%)
日本郵政 【単体決算】	425 (15.3%)	1090 (25.7%)	1453 (32.2%)	1536 (36.6%)	1514 (32.2%)	1452 (25.8%)	1550 (32.3%)	1311 (27.1%)
郵便・物流事業及 び金融窓口事業	741 (26.7%)	706 (16.7%)	▲ 145 (▲3.2%)	▲ 47 (▲1.1%)	143 (3.0%)	830 (14.7%)	360 (7.5%)	221 (4.5%)
銀行業	1521 (54.8%)	2293 (54.2%)	2967 (65.9%)	3163 (75.5%)	3348 (71.4%)	3739 (66.4%)	3546 (74.0%)	3694 (76.5%)
生命保険業	76 (2.7%)	383 (9.0%)	701 (15.5%)	772 (18.4%)	700 (14.9%)	906 (16.1%)	628 (13.1%)	813 (16.8%)

注(1) 連結処理をしているため、各業務等の額の合計は日本郵政連結決算の額と一致しない。また、括弧書きは各業務等の額の日本郵政連結決算の額に対する割合であり、その合計は100%にならない。

注(2) 郵便・物流事業及び金融窓口事業については、平成19年度から24年度までは連結決算の額になっていない。19年度から23年度までは郵便事業会社と郵便局会社の単体決算の額の単純合計である。24年度は郵便局会社の9月までの単体決算の額に、日本郵便の24年10月以降の額を加えたものである。

注(3) 銀行業については、ゆうちょ銀行は子会社を有していないため、ゆうちょ銀行の単体決算の額であり、生命保険業については、かんぽ生命は平成22年度まで子会社を有していなかったため、同年度まではかんぽ生命の単体決算の額である。

表3-6 民営化後の総資産額の推移

(単位：億円)

区分	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日本郵政連結決算	327兆5882 (100.0%)	305兆8944 (100.0%)	298兆5713 (100.0%)	292兆9330 (100.0%)	292兆1265 (100.0%)	292兆8929 (100.0%)	292兆2464 (100.0%)	295兆8497 (100.0%)
日本郵政 【単体決算】	9兆7055 (2.9%)	9兆5252 (3.1%)	9兆6255 (3.2%)	9兆6489 (3.2%)	9兆7471 (3.3%)	9兆7111 (3.3%)	9兆7401 (3.3%)	9兆1071 (3.0%)
郵便・物流事業及 び金融窓口事業	5兆4360 (1.6%)	5兆3066 (1.7%)	5兆2157 (1.7%)	5兆1132 (1.7%)	4兆9729 (1.7%)	4兆8065 (1.6%)	4兆8644 (1.6%)	5兆5254 (1.8%)
銀行業	212兆1491 (64.7%)	196兆4807 (64.2%)	194兆6783 (65.2%)	193兆4433 (66.0%)	195兆8198 (67.0%)	199兆8406 (68.2%)	202兆5128 (69.2%)	208兆1793 (70.3%)
生命保険業	112兆5246 (34.3%)	106兆5779 (34.8%)	100兆9697 (33.8%)	96兆7867 (33.0%)	93兆6908 (32.0%)	90兆4635 (30.8%)	87兆0928 (29.8%)	84兆9150 (28.7%)

注(1) 連結処理をしているため、各業務等の額の合計は日本郵政連結決算の額と一致しない。また、括弧書きは各業務等の額の日本郵政連結決算の額に対する割合であり、その合計は100%にならない。

注(2) 郵便・物流事業及び金融窓口事業については、平成19年度から24年度までは連結決算の額になっていない。19年度から23年度までは郵便事業会社と郵便局会社の単体決算の額の単純合計である。24年度は日本郵便の単体決算の額である。

注(3) 銀行業については、ゆうちょ銀行は子会社を有していないため、ゆうちょ銀行の単体決算の額であり、生命保険業については、かんぽ生命は平成22年度まで子会社を有していなかったため、同年度まではかんぽ生命の単体決算の額である。

ウ 日本郵政グループ内における取引等の状況

(ア) 日本郵政グループ内における取引の状況

日本郵政グループ内における取引の状況をみると、26年度分として表3-7のとおり、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命から日本郵政グループ各社に対して、それぞれ6867億余円、3879億余円の支払が行われる一方、日本郵便は、日本郵政グループ各社から1兆0502億余円の支払を受けるなど、日本郵政グループ内における取引に係る支払額及び受取額は多額に上っている。

表3-7 日本郵政グループ内における取引に係る支払額及び受取額（平成26年度分）
（単位：億円）

右記の会社における受取額 下記の会社における支払額	日本郵政 (単体)	日本郵便	ゆうちょ 銀行	かんぽ生命	その他の連 結子会社	支払額計
日本郵政（単体）		258	0	0	107	366
日本郵便	310		1	1	1466	1779
ゆうちょ銀行	400	6319		10	136	6867
かんぽ生命	55	3719	11		92	3879
その他の連結子会社	4	205	—	—	639	849
受取額計	771	1兆0502	12	11	2443	1兆3741

このうち、主なものは次のとおりである。

a 委託契約

日本郵便は、ゆうちょ銀行との間で「銀行代理業に係る業務の委託契約」及び「金融商品仲介業に係る業務の委託契約」（以下、これらを合わせて「代理店契約」という。）を、かんぽ生命との間で「生命保険募集・契約維持管理業務委託契約」（以下「保険募集契約」という。）をそれぞれ締結している。26年度分のゆうちょ銀行から日本郵便への支払額6319億余円及びかんぽ生命から日本郵便への支払額3719億余円のは大半はこれらの契約に基づくものであり、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命から日本郵便への同年度分のこれらの契約に基づく手数料の支払額はそれぞれ6024億余円、3603億余円となっている。

また、26年度分の日本郵便から「その他の連結子会社」への支払額1466億余円のは大半は、日本郵便の子会社である日本郵便輸送株式会社に対して支払う郵便物や「ゆうパック」等の運送に係る委託費であり、これに係る同年度分の支払額は1068億余円となっている。

b 経営管理料

日本郵政は、日本郵政グループの経営戦略の遂行と内部統制の確保を実現していくために、基本方針の策定や年度事業計画の承認を行うことなどを内容とする「日本郵政グループ経営管理契約」を日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命との間で締結しており、これに基づく26年度分の経営管理料として、日本郵便から49億余円、ゆうちょ銀行から34億余円、かんぽ生命から30億余円、計114億余円の支払を受けている。

c グループシェアード事業

日本郵政は、前記のとおり、グループシェアード事業を実施しており、これに係る26年度の受託業務収益474億余円となっていて、その主な内訳は、システム利用料として日本郵便から136億余円、ゆうちょ銀行から160億余円、かんぽ生命から16億余円、郵便局等の土地、建物、建築設備等に係る施設管理業務手数料として日本郵便から59億余円、健康管理事務手数料として日本郵便から51億余円等となっている。

d その他

日本郵政は、日本郵便に対して、郵便局等の建物、建築設備等の老朽化対策工事に係る負担金として、26年度に240億余円を支払っている。

また、システムの運用等に係る各種契約に基づき、日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命は、日本郵政の子会社である日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社に対して、26年度において、それぞれ82億余円、200億余円、122億余円、69億余円を支払っている。

さらに、ゆうちょ銀行は、郵政民営化法第122条の規定により、日本郵政に対して、特別貯金に係る預金保険機構に納付する保険料に相当する額を交付することとされており、26年度分として189億余円を交付している。

これらの日本郵政グループ内における取引については、日本郵政が基本方針を定めており、表3-8のとおり、各社の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう、アームズ・レングス・ルール^(注11)にのっとり公正に行うこととしている。また、各社は、当該基本方針に基づき、日本郵政グループ内における取引の適切な管理のため、「グループ内取引管理規程」等を定めている。

(注11) アームズ・レングス・ルール 会社が子会社やグループ会社と取引を行う際の不公正な取引の防止措置規定の一種。互いに支配・従属関

係にない当事者間において成立するであろう取引条件や価格を基準とする考え方

表3-8 「日本郵政グループ内取引に関する基本方針」の基本原則等（抜粋）

基本原則	グループ内取引は、グループ会社の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう、アームズ・レングス・ルールに則って公正に行う。
主たる内容	グループ会社は、次の取組方針に従って、適切なグループ内取引に努めることを基本とする。 (1) グループ内取引の適切な管理のため、必要な事項をグループ内取引管理規程として定める。 (2) 前号に定めるグループ内取引管理規程において専門部署を定め、グループ内取引に係る各種契約内容を点検し、牽制するようにする。 (3) 連絡会議において、適正なグループ内取引の方策につき意見交換し、グループ内取引のより一層の健全化に努める。 (4) グループ内取引で提供する財及びサービスの品質水準の維持・向上に努める。

そして、当該基本方針に基づき、アームズ・レングス・ルールにのっとるものとして、代理店契約及び保険募集契約に係る手数料について、次のような算出方法が定められている。

代理店契約に係る手数料について、ゆうちょ銀行は「委託手数料支払要領」を定めて、ゆうちょ銀行の直営店における業務コストを基に、日本郵便の業務実績に基づいて委託業務のコストに見合う額を算出し、郵便局の維持に係る「窓口基本手数料」のほか、貯金残高に応じて支払われる「貯金の預払事務等」、送金決済取扱件数に応じて支払われる「送金決済その他役務の提供事務等」、資産運用商品の販売額に応じて支払われる「資産運用商品の販売事務等」に係る手数料を設定している。また、これらの手数料に加えて、一定基準以上の業務実績の確保や事務品質の向上のために、成果に見合った「営業・事務報奨」を設定している。

そして、保険募集契約に係る手数料について、かんぽ生命は「代理店手数料規程」等を定めて、他の生命保険会社における生命保険商品の販売に係る委託契約の事例や業務の代理又は事務の代行の事例等に準じ、保有契約件数等に応じて支払われる「維持・集金手数料」等を設定しているほか、民営化後に募集した契約には、各契約の保険金額、保険料額等に応じて支払われる「募集手数料」を設定し、民営化前から継続している契約には、各契約の保険金額、保険料額等に応じて支払われる「継続手数料」を設定している。また、維持・集金手数料及び募集手数料については、一定基準以上の業務実績の確保や契約維持管理のための活動促進等のために、成果に応じた加算及び減算の仕組みを設定している（表3-9参照）。

表3-9 代理店契約及び保険募集契約に係る手数料の算出方法

項目等 契約名	手数料の項目	支払額の算出式等
代理店契約 (ゆうちょ銀行)	①窓口基本手数料	郵便局数×単価
	②貯金の預払事務等	平均貯金残高×料率
	③送金決済その他役務の提供事務等	取扱件数×単価
	④資産運用商品の販売事務等	販売額×料率
	⑤営業・事務報奨	総貯金の純増額等の成果に応じて算出
保険募集契約 (かんぽ生命)	①維持・集金手数料	保有契約件数等×単価（成果に応じた加算及び減算あり）
	②募集手数料	民営化後に募集した契約の保険金額、保険料額等から算出（成果に応じた加算及び減算あり）
	③継続手数料	民営化前から継続している契約の保険金額、保険料額等から算出

(イ) 配当、法人税等の状況

日本郵政グループ内における取引に係る手数料等の支払及び受取のほか、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命は、日本郵政に対してそれぞれ配当を行っており、表3-10のとおり、26年度には日本郵便から87億余円、ゆうちょ銀行から939億余円、かんぽ生命から168億余円の配当が行われている。民営化後の配当の金額の推移は、23年度以降、その合計額は1000億円を超えて推移していて26年度には1195億余円となっている。一方、当該配当を受け取った日本郵政は、その一部を業務遂行に必要な費用に充てるなどしているため、日本郵政から国に対する配当の金額は、23年度から25年度までは、380億円程度で推移していて、26年度には435億円となっている。

表3-10 日本郵政グループ各社から日本郵政への配当及び日本郵政から国への配当の金額の推移
(単位：百万円)

会社名等		平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日本 郵政 への 配当	日本郵便	/	/	/	/	/	4,706	15,015	8,721
	郵便局会社	—	1,169	10,211	8,245	7,665	/	/	/
	郵便事業会社	—	17,371	7,453	—	—	/	/	/
	ゆうちょ銀行	—	22,800	57,300	74,100	79,083	83,713	93,487	93,987
	かんぽ生命	—	—	9,579	17,531	19,319	16,933	22,750	16,808
	計	—	41,341	84,543	99,876	106,067	105,353	131,253	119,517
日本郵政から国への配当		—	8,520	27,256	36,346	38,404	37,851	38,550	43,500

(注) 民営化された平成19年度に配当が行われていないのは、配当は前年度の決算額に基づいて翌年度に行われるためである。また、20年度にかんぽ生命が日本郵政に配当を行っていないのは、19年度の当期純利益が少なかったことなどによるものであり、22、23両年度に郵便事業会社が日本郵政に配当を行っていないのは、21、22両年度に当期純損失を計上したことなどによるものである。

一方、法人税等の納付額等についてみると、表3-11のとおり、公社は法人税が非課税とされていたことから、法人税を納付していないが、積立金の国庫納付について定めた日本郵政公社法第37条の規定に基づき、公社の第1期中期経営計画に係る期間の終了後の19年度に9625億余円を国庫納付した。民営化後においては、
(注12)
日本郵政は、株主である国に対して配当を行うとともに、連結納税制度を採用して法人税等を納付していて、26年度には配当として435億円、法人税として2723億余円、計3158億余円を国に支払っている。そして、19年度から26年度までの間に、日本郵政は、国に対して計2304億余円の配当を行うとともに、法人税等として国に計2兆0890億余円を納付していて、その合計額は、2兆3194億余円となっている。

(注12) 連結納税制度 企業グループ内の個々の法人の損益等を集約することにより、あたかも企業グループを一つの法人であるかのように捉えて課税する仕組み。連結納税の対象となる子法人は、親法人によって発行済株式（自己株式を除く。）の全部を直接又は間接に保有される普通法人である内国法人である。

表3-11 法人税等の納付額等の推移 (単位:百万円)

区分	公社						日本郵政							民営化後の合計額
	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
公社	国庫納付額	-	-	-	-	962,576	-	-	-	-	-	-	-	
日本郵政	配当の金額	-	-	-	-	-	8,520	27,256	36,346	38,404	37,851	38,550	43,500	230,428
	法人税等の納付額	-	-	-	-	261,048	173,336	232,379	206,467	319,556	336,061	287,804	272,394	2,089,049
	法人税	-	-	-	-	261,048	173,336	232,379	206,467	319,556	305,510	261,640	272,394	2,032,334
	復興特別法人税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,551	26,164	-	56,715
	計	-	-	-	-	1,223,625	181,856	259,635	242,814	357,960	373,912	326,354	315,894	2,319,477

(3) 各業務等の実績等の状況

ア 郵便・物流事業及び金融窓口事業

(ア) 業務の状況

a 日本郵便の状況

郵便・物流事業及び金融窓口事業の主たる事業主体である日本郵便は、子会社18社（うち連結子会社15社）及び持分法適用関連会社3社（26年度末現在。以下、日本郵便、連結子会社15社及び持分法適用関連会社3社を合わせて「日本郵便等」という。）を有し、前記のとおり、全国に直営の郵便局20,187局を設置するなどして業務を実施しており、日本郵政グループの土地、建物等の有形固定資産の約8割を保有している。また、日本郵便は、郵政民営化法、日本郵便株式会社法、郵便法（昭和22年法律第165号）等に基づいて業務を営んでおり、ユニバーサルサービスの提供水準が確保されるよう、郵便局ネットワークを維持

することが義務付けられている。

郵便・物流事業のうち、郵便の業務に関して、郵便約款の策定及び変更、郵便の業務の一部委託、第三種及び第四種郵便物の料金改定等に当たっては、郵便法に基づいて、また、日本郵便の毎事業年度の事業計画の策定及び変更に当たっては、日本郵便株式会社法に基づいて、それぞれ総務大臣の認可が必要となっている。

そして、日本郵便は、物流事業として、国内物流事業、国際物流事業等を実施しており、国内物流事業としては、郵便法に基づいて公社時代に「ゆうパック」の名称で郵便物として取り扱っていた重量30kg以下の郵便小包が19年10月の郵便法の改正によって郵便物から除外されたことから、これを郵便事業の対象から切り離して、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）等に基づいて実施する宅配便事業における貨物として、同じ「ゆうパック」の名称で取り扱っている。また、公社が「冊子小包」等の名称で取り扱っていた郵便小包も同様に郵便物から除外されたことから、これらについても同法等に基づいて実施する事業における貨物として「ゆうメール」等の名称で取り扱っている（表3-12参照。以下、宅配便事業と「ゆうメール」等に係る事業を合わせて「宅配便事業等」といい、宅配便事業等で取り扱う貨物を「荷物」といい、郵便物と荷物を合わせて「郵便物等」という。）。このため、民営化後、「ゆうパック」「ゆうメール」等の取扱いが、宅配便事業等として実施されるようになったことで、これに係る約款の変更等について総務大臣の認可が必要なくなるとともに、他の事業者との競争の下で事業が実施されることになった。

また、日本郵便は、金融窓口事業の業務として、郵便局における郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、カタログ等に掲載した商品等の販売あっせんを行うカタログ販売事業、郵便局の窓口や提携コンビニエンスストアにおいて販売を行う店頭販売事業等の物販事業及び公社から承継した不動産を元に郵便局の跡地等を開発して行う不動産事業を行っている。

表3-12 主な郵便物等の種類

郵便物等の名称等			内容等	根拠法令	
郵便物	内国郵便物	通常郵便物	第一種郵便物	封書等	郵便法
			第二種郵便物	はがき	
			第三種郵便物	日本郵便の承認を受けた定期刊行物	
			第四種郵便物	通信教育用郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物等	
		特殊取扱郵便物	速達、書留、配達証明、代金引換等		
	国際郵便物		外国に宛て又は外国から到着する通常及び特殊取扱の手紙、はがき、国際小包、国際スピード郵便（EMS）等		
荷物	ゆうパック		原則として、長さ・幅・厚さの合計が1.7m以内で、重さが30kg以内の荷物。民営化前は郵便物として、民営化後は貨物として取り扱われている。	民営化前は郵便法。民営化後は貨物自動車運送事業法等	
	ゆうメール（民営化前は冊子小包）		長さ・幅・厚さの合計が1.7m以内で、重さが3kgまでの冊子とした印刷物やCD等の電磁的記録媒体。民営化前は郵便物として、民営化後は貨物として取り扱われている。		

b 郵便物等の引受物数の推移等

郵便・物流事業について、郵便物等の引受物数の状況をみると、表3-13のとおり、宅配便事業等については、インターネットを利用した通信販売の拡大等により、荷物の引受物数は14年度の約4億個から民営化された19年度には約25億個へ、さらに、26年度には約38億個へと増加している。一方、ほぼ独占状態で実施している郵便事業については、公社の発足と同時に施行された「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）に基づく特定信書便事業者の参入による影響は少ないものの、インターネットの普及に伴う電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等の利用者の増加や各種請求書等の電子化の進展等、情報通信手段の多様化等により、郵便物の引受物数は14年度の約257億通から民営化された19年度には約219億通へ、さらに、26年度には約181億通へと減少しており、第一種、第二種（年賀特別郵便及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく通常はがきを含む。以下同じ。）、第三種及び第四種のいずれの郵便物についても、引受物数が長期的に減少傾向にある。

表3-13 郵便物等の種類別引受物数の推移 (単位：百万通(百万個))

種類別	特別会計	公社					郵便事業会社					日本郵便		
	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
計 指数 (平成14年度=100)	26,180 100	25,586 97	25,004 95	24,818 94	24,677 94	24,522 93	23,929 91	23,387 89	22,780 87	22,363 85	22,345 85	22,324 85	22,035 84	
郵便物 指数 (平成14年度=100)	25,738 100	24,888 96	23,574 91	22,743 88	22,359 86	21,994 85	21,227 82	20,582 79	19,812 76	19,107 74	18,862 73	18,571 72	18,188 70	
内国郵便物	25,647	24,804	23,493	22,666	22,284	21,921	21,158	20,521	19,757	19,058	18,814	18,524	18,142	
通常	25,015	24,261	22,955	22,115	21,711	21,317	20,587	20,054	19,299	18,598	18,351	18,054	17,661	
第一種	12,839	12,334	11,658	11,194	11,048	10,729	10,332	9,915	9,319	8,912	8,797	8,569	8,531	
第二種	11,169	11,029	10,575	10,266	10,045	10,027	9,779	9,767	9,658	9,386	9,279	9,222	8,879	
第三種	968	856	687	623	587	532	449	346	297	274	252	241	230	
第四種	37	40	34	31	29	27	25	24	24	23	21	21	19	
特殊取扱	632	543	537	550	572	604	571	467	458	460	462	469	480	
国際郵便物	90	84	81	77	75	72	69	61	54	49	47	47	46	
荷物 指数 (平成14年度=100)	442 100	698 157	1,429 323	2,074 469	2,317 524	2,527 571	2,701 611	2,804 634	2,968 671	3,255 736	3,483 788	3,752 848	3,846 870	

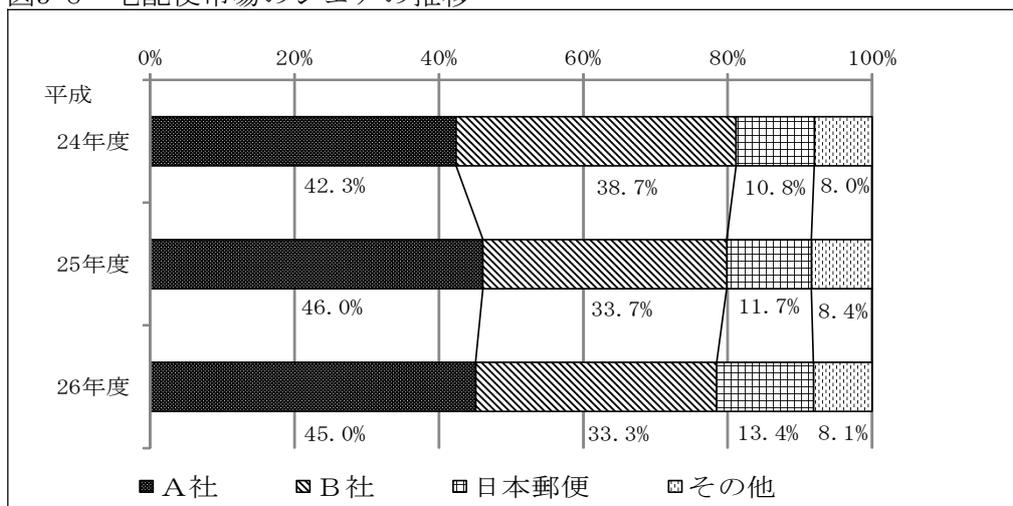
(注) 平成19年度は公社の19年度上期と郵便事業会社の19年度下期を合算したものである。

c 主要事業についての他社との比較

国内物流事業や国際物流事業を行っているなどの点で日本郵便等と比較的類似性のあるA社及びB社と主要事業の実施状況について比較すると、郵便事業、銀行窓口業務、保険窓口業務、国及び地方公共団体からの受託事務等を実施しているのは、日本郵便等のみとなっている。

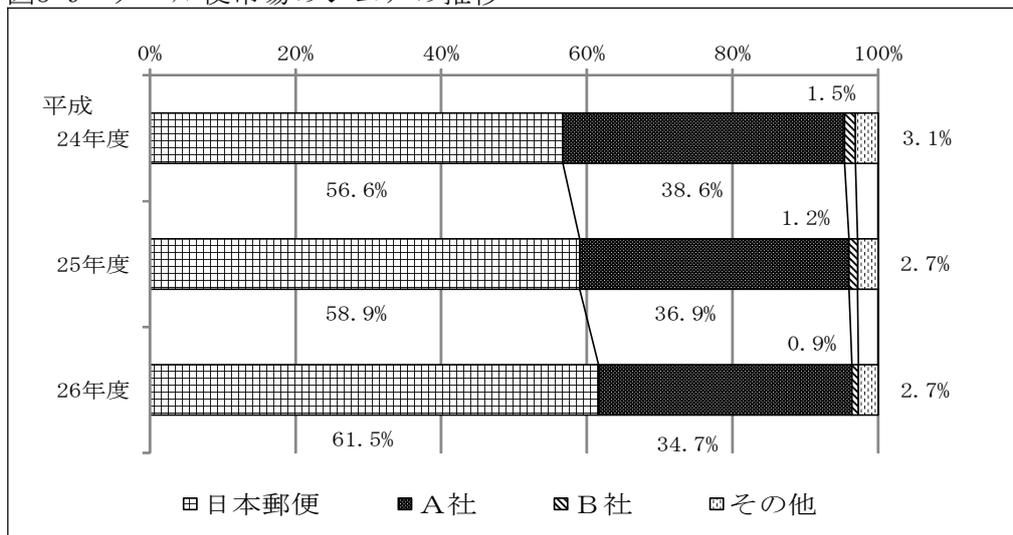
また、国内物流事業についてみると、貨物自動車運送事業法等に基づいて行う荷物の取扱いについては、宅配便市場における日本郵便のシェアは、図3-8のとおり、24年度の10.8%から26年度の13.4%へと拡大しているものの依然として低い水準となっている。一方、メール便市場における日本郵便のシェアは、図3-9のとおり、24年度の56.6%から26年度の61.5%へと高い水準で拡大している。

図3-8 宅配便市場のシェアの推移



(注) 国土交通省が公表している各年度の「宅配便等取扱実績関係資料」を基に作成

図3-9 メール便市場のシェアの推移



(注) 国土交通省が公表している各年度の「宅配便等取扱実績関係資料」を基に作成

(イ) 損益等の状況

a 郵便・物流事業及び金融窓口事業の損益等の状況

公社の郵便の業務並びに郵便事業会社、郵便局会社及び日本郵便の郵便・物流事業及び金融窓口事業に係る営業収益等については、郵便事業会社及び郵便局会社において19年度から23年度までの連結財務諸表を作成しておらず、また、日本郵便において24年度の連結財務諸表を作成していないため、単純に比較することはできないものの、14年度から26年度までの損益等の状況について会計検査院で整理したところ、公社は、表3-14のとおり、15年度から18年度までは

営業利益、経常利益及び当期純利益を確保していたが、19年度上期には営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していた。これは、郵便事業において、毎年度、11月頃から開始される年賀はがきの販売に係る収益の影響が大きいためである。

そして、郵便事業会社は、宅配便事業を承継させる目的で20年6月にJ P エクスプレス株式会社（22年8月解散。以下「J P E X」という。）を設立したものの、宅配便事業の承継について総務大臣の認可が得られなかったため、J P E Xの経営状況が悪化したこと、また、21年度にJ P E Xが日本通運株式会社から承継して行っていた宅配便事業を、22年7月に郵便事業会社が承継したため、人件費及び委託費が増大したことなどにより、表3-15のとおり、21年度から23年度までの間は当期純損失を計上していた。

民営化後の営業収益は、前記のとおり、代理店契約や保険募集契約等の日本郵政グループ内における取引に基づき、日本郵便（24年9月までは郵便局会社）に対して多額の手数料等が支払われるようになったことにより、公社時代の郵便の業務に係る営業収益と比べて大幅に増加している。

そして、前記郵便物の引受物数の減少等により、26年度には、郵便・物流事業で103億余円の営業損失を計上している。一方、金融2社からの手数料等が主な収益源である金融窓口事業の209億余円の営業利益等により、日本郵便等の連結決算は営業利益が125億余円、経常利益が228億余円、当期純利益が221億余円となっている。さらに、26年度から開始した建物、建築設備等の老朽化対策工事に伴って発生する費用の一部について、日本郵便は日本郵政から負担金を受け入れることとなっており、前記のとおり、26年度には240億余円を受け入れて特別利益に計上している。今後、同工事に伴って発生する費用が日本郵政連結決算及び日本郵便等の連結決算に影響することが見込まれている。

表3-14 営業収益等の推移（特別会計、公社、日本郵便）（単位：億円）

科目	特別会計 注(1)	公社 注(2)					郵便事業会社及び 郵便局会社					日本郵便 注(2)注(3)注(4)		
	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度 上期	19年度 下期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
営業収益		1兆9689	1兆9268	1兆9174	1兆9301	8644						2兆0541	2兆8699	2兆9409
営業原価		1兆8123	1兆7952	1兆7982	1兆8003	8421						1兆8100	2兆6210	2兆7129
販売費及び 一般管理費		943	1012	1041	1016	544						1528	1981	2154
営業利益		621	304	150	281	▲ 322						912	507	125
営業外収益		60	83	96	85	48						221	188	210
営業外費用		205	127	91	74	46						130	130	107
経常利益		476	260	156	292	▲ 320						1002	565	228
特別利益		51	73	130	62	18						6	25	298
特別損失		246	52	255	338	▲ 7844						39	114	306
当期純利益	▲ 762	263	283	20	17	▲ 8147						830	360	221
総資産額	12兆5432	2兆3103	2兆2489	2兆1910	2兆2696	2兆1003						4兆8065	4兆8644	5兆5254
負債額	9兆4506	2兆8415	2兆7570	2兆6958	2兆7732	3兆4190						4兆2634	4兆1632	4兆2383
純資産額	3兆0925	▲ 5518	▲ 5235	▲ 5214	▲ 5197	▲ 1兆3345						5430	7011	1兆2871

表3-15参照

- 注(1) 特別会計では、営業収益、営業利益及び経常利益に相当する科目が存在しない。
 注(2) 平成15年度から19年度上期まで、25年度及び26年度は連結決算の数値である。
 注(3) 平成24年度は、日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第78号）附則第5条の規定を適用し、連結財務諸表を作成していないため、単体決算の数値であり、郵便局会社の9月までの決算数値に、日本郵便の24年10月以降の決算数値を加えたものである。
 注(4) 連結処理をしているため、平成25、26両年度の日本郵便の連結決算の数値は表3-15の日本郵便の郵便・物流事業と金融窓口事業の数値の合計と一致しない。

表3-15 営業収益等の推移（郵便事業会社、郵便局会社並びに日本郵便の郵便・物流事業及び金融窓口事業）（単位：億円）

科目等		郵便事業会社及び郵便局会社					日本郵便		
		平成 19年度 下期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 注(4)	26年度 注(4)
営業収益	郵便事業会社 注(2)	1兆0536	1兆8652	1兆8130	1兆7798	1兆7648	1兆7544	1兆7776	1兆8239
	郵便局会社 注(3)	6158	1兆2932	1兆2639	1兆2563	1兆2084	1兆1879	1兆1835	1兆1840
営業原価	郵便事業会社 注(2)	8936	1兆7246	1兆6751	1兆7831	1兆6963	1兆6348	1兆6875	1兆7476
	郵便局会社 注(3)	5553	1兆1124	1兆0949	1兆0863	1兆0619	1兆0532	1兆0437	1兆0544
販売費及び 一般管理費	郵便事業会社 注(2)	562	957	950	1002	908	821	806	866
	郵便局会社 注(3)	530	1124	1168	1204	1130	1075	1022	1086
営業利益	郵便事業会社 注(2)	1037	448	427	▲ 1034	▲ 223	374	94	▲ 103
	郵便局会社 注(3)	75	683	521	495	334	272	375	209
営業外収益	郵便事業会社 注(2)	146	222	219	233	223	187		
	郵便局会社 注(3)	184	329	297	285	277	223		
営業外費用	郵便事業会社 注(2)	46	81	77	89	100	83		
	郵便局会社 注(3)	74	174	195	198	184	173		
経常利益	郵便事業会社 注(2)	1137	589	569	▲ 890	▲ 100	478		
	郵便局会社 注(3)	185	838	624	582	427	322		
特別利益	郵便事業会社 注(2)	2	18	16	59	0	2		
	郵便局会社 注(3)	3	15	11	12	6	5		
特別損失	郵便事業会社 注(2)	13	40	819	52	26	21		
	郵便局会社 注(3)	4	46	28	60	32	29		
当期純利益	郵便事業会社 注(2)	694	298	▲ 474	▲ 354	▲ 45	311		
	郵便局会社 注(3)	46	408	329	306	188	289		
総資産額	郵便事業会社	2兆1495	2兆0501	1兆9634	1兆8634	1兆8519			
	郵便局会社	3兆2864	3兆2565	3兆2523	3兆2498	3兆1209			
負債額	郵便事業会社	1兆8801	1兆7682	1兆7364	1兆6718	1兆6649			
	郵便局会社	3兆0818	3兆0121	2兆9851	2兆9602	2兆8202			
純資産額	郵便事業会社	2694	2819	2269	1915	1870			
	郵便局会社	2046	2443	2671	2895	3007			

- 注(1) 本表は、単体決算の数値である。
 注(2) 平成24年度以降は、日本郵便の郵便・物流事業である。
 注(3) 平成24年度以降は、日本郵便の金融窓口事業である。
 注(4) 日本郵便の郵便・物流事業と金融窓口事業の数値の合計は連結処理をしている表3-14の平成25、26両年度の日本郵便の数値と一致しない。

b 郵便物等に係る損益等の状況

郵便物等に係る14年度から26年度までの営業収益等の推移をみると、表3-16のとおり、郵便物に係る営業収益及び営業費用は、それぞれ14年度の1兆8832億円、1兆8996億円から26年度の1兆3174億円、1兆3058億円へと減少しており、営業収益及び営業費用の規模は縮小する傾向にある。このような傾向の中、営業損益については、14年度には164億円の営業損失を計上していたが、15年度以降は、利益の規模は変動しているものの、毎年度、営業利益を計上しており、26年度の営業利益は115億円となっている。また、郵便物の種類ごとにみると、第一種から第四種までのいずれの郵便物についても、引受物数の減少により営業収益がおおむね減少傾向にある。そして、営業損益については、第一種郵便物は、毎年度営業利益を確保しているものの、その額は減少傾向にあり、第二種郵便物は、民営化後、ほぼ毎年度営業損失を計上している。料金改定に総務大臣の認可が必要な第三種及び第四種郵便物は、恒常的に営業損失を計上しているものの、その額はおおむね減少傾向にある。

一方、宅配便事業等については、他の事業者との厳しい競争の下で事業を実施しており、荷物に係る営業収益等の推移をみると、荷物の引受物数の増加により営業収益は14年度の1615億円から26年度の4444億円へと増加しているものの、営業費用も14年度の1661億円から22年度の4569億円へと急増しており、26年度には4651億円となっている。これは、前記のとおり、21年度にJ P E Xが日本通運株式会社から承継した宅配便事業を、22年度に郵便事業会社が承継したことに伴い、人件費や委託費が急増したことなどによるものである。そして、営業損益については15年度から19年度までは営業利益を計上していたが、20年度以降は営業損失を計上しており、26年度は208億円の営業損失を計上している。

表3-16 郵便物等に係る営業収益等の推移 (単位：億円)

科目	種類別	平成	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		14年度												
営業 収益	郵便物	1兆8832	1兆7127	1兆6070	1兆5200	1兆5063	1兆5246	1兆5023	1兆4411	1兆3793	1兆3343	1兆3131	1兆2998	1兆3174
	内国郵便物	1兆8098	1兆6294	1兆5247	1兆4397	1兆4246	1兆4435	1兆4203	1兆3655	1兆3087	1兆2656	1兆2430	1兆2195	1兆2261
	第一種	9898	9094	8488	7873	7764	7833	7780	7484	7035	6774	6633	6473	6597
	第二種	5181	4727	4485	4343	4236	4246	4145	4142	4084	3948	3910	3855	3761
	第三種	526	443	347	264	237	219	199	173	145	131	117	111	105
	第四種	16	16	12	10	11	10	10	9	9	8	8	8	7
	特殊取扱	2477	2013	1914	1907	1998	2127	2069	1847	1816	1795	1762	1748	1791
	国際郵便物	734	833	823	803	817	811	819	756	706	686	700	803	913
	荷物	1615	1686	2345	3052	3239	3046	2919	3000	3385	3721	3815	4139	4444
	営業 費用	郵便物	1兆8996	1兆6513	1兆5778	1兆5034	1兆4715	1兆4450	1兆4518	1兆3822	1兆3504	1兆2665	1兆2363	1兆2624
内国郵便物		1兆8258	1兆5715	1兆5027	1兆4282	1兆3987	1兆3721	1兆3766	1兆3120	1兆2915	1兆2109	1兆1816	1兆1979	1兆2268
第一種		9466	8334	7729	7310	7097	6810	6976	6796	6668	6226	6175	6200	6474
第二種		5157	4572	4467	4194	3996	4092	4213	4214	4283	3956	3827	3895	3976
第三種		795	659	583	489	443	375	304	262	234	198	178	174	170
第四種		57	45	38	32	29	28	28	31	23	20	19	20	20
特殊取扱		2783	2106	2211	2257	2422	2415	2246	1818	1707	1710	1616	1690	1628
国際郵便物		738	798	751	752	728	729	752	702	589	556	547	645	790
荷物		1661	1676	2264	2982	3221	3042	2956	3126	4569	4495	4230	4471	4651
営業 損益		郵便物	▲ 164	615	291	167	348	796	504	589	288	678	767	374
	内国郵便物	▲ 160	579	220	116	259	715	437	535	172	547	614	217	▲ 7
	第一種	432	761	760	563	667	1022	804	688	366	548	458	273	▲ 123
	第二種	24	156	18	150	240	153	▲ 67	▲ 73	▲ 199	▲ 8	83	▲ 39	▲ 215
	第三種	▲ 269	▲ 216	▲ 236	▲ 225	▲ 206	▲ 156	▲ 105	▲ 89	▲ 89	▲ 67	▲ 61	▲ 63	▲ 66
	第四種	▲ 41	▲ 30	▲ 25	▲ 22	▲ 18	▲ 17	▲ 18	▲ 21	▲ 14	▲ 11	▲ 11	▲ 12	▲ 13
	特殊取扱	▲ 306	▲ 92	▲ 296	▲ 350	▲ 424	▲ 287	▲ 177	29	108	85	145	59	162
	国際郵便物	▲ 4	36	71	51	89	82	68	54	116	130	153	157	122
	荷物	▲ 46	10	81	70	18	4	▲ 36	▲ 127	▲ 1185	▲ 774	▲ 415	▲ 332	▲ 208

- 注(1) 平成19年度は公社の19年度上期と郵便事業会社の19年度下期を合算したものである。
注(2) 平成24年度は郵便事業会社の24年度上期と日本郵便の24年度下期を合算したものである。
注(3) 本表では、日本郵便において表示単位未満を四捨五入した数値を使用している。

c 金融窓口事業の各種手数料等に係る営業収益の状況

郵便局会社及び日本郵便の金融窓口事業の営業収益（単体決算）は、表3-17のとおり、20年度の1兆2932億余円から26年度の1兆1840億余円へと減少している。そのうち、各種手数料等に係る営業収益の推移をみると、近年の貯金残高及び保険契約件数の減少に伴って金融2社から日本郵便に支払われる各種手数料は減少傾向にあり、銀行代理業務手数料は20年度の6481億余円から26年度の6024億余円へ、また、生命保険代理業務手数料は20年度の4152億余円から26年度の3603億余円へと減少している。一方、前記のとおり、日本郵便は、近年、金融窓口事業としてカタログ等を利用した物販事業を行ったり、郵便局、社宅等の跡地を活用した事務所、商業施設、住宅等の賃貸・管理事業、分譲事業等の不動産事業等に取り組んだりしている。これらの事業は、子会社が事業の一部を担っていることから、子会社における営業収益が計上される連結決算の数値が公表されている25年度及び26年度のこれらの事業に係る「その他の営業収益」（連結決算）をみると、25年度の1024億余円から26年度には1394億余円に増加していて、金融窓口事業の営業収益（連結決算）も、25年度の1兆0768億余

円から26年度には1兆1023億余円に増加している。

表3-17 金融窓口事業の各種手数料等に係る営業収益の推移 (単位：百万円)

科目		平成 19年度 下期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
単 体 決 算	金融窓口事業の営業収益	615,880	1,293,229	1,263,975	1,256,349	1,208,447	1,187,938	1,183,528	1,184,044
	郵便窓口業務等手数料	103,066	213,201	209,307	203,990	183,270	注(2) 81,574	注(2)	注(2)
	銀行代理業務手数料	301,046	648,147	632,587	631,924	619,085	609,578	607,266	602,446
	生命保険代理業務手数料	207,942	415,210	405,214	402,438	384,218	378,507	367,106	360,378
	その他の営業収益	3,825	16,670	16,865	17,996	21,872	24,145	32,848	43,347
連 結 決 算	金融窓口事業の営業収益							1,076,853	1,102,308
	銀行代理業務手数料							607,266	602,446
	生命保険代理業務手数料							367,106	360,378
	その他の営業収益							102,480	139,483

注(1) 平成19年度下期から24年度までは、連結財務諸表は作成されていないため、単体決算の数値のみを記載している。

注(2) 郵便事業会社から郵便局会社に支払われていた郵便窓口業務等手数料は、平成24年10月に、郵便局会社が郵便事業会社を吸収合併したため、同月以降は支払われていない。なお、単体決算の金融窓口事業の営業収益には、同月以降も、これに相当する額（24年度941億余円、25年度1763億余円、26年度1778億余円）が含まれている。

(ウ) 当期純利益等についての他社との比較

日本郵便等と前記のA社及びB社の当期純利益等（連結決算）とを比較すると、日本郵便等は、25年度には当期純利益が最も多額となっているものの、総資産のうち「現金及び預金」及び「建物、構築物、土地」が、自己資本のうち「資本剰余金」が、それぞれ多額となっていることなどから、表3-18のとおり、総資産当期純利益率及び自己資本当期純利益率が低い水準にある。そして、26年度には、当期純利益が減少したことに加えて、総資産のうち「現金及び預金」が、自己資本のうち「資本金」及び「資本剰余金」が、それぞれ増加したため、総資産当期純利益率及び自己資本当期純利益率は、25年度と比べて更に低下している。

(注13)

また、25年度について、道路貨物運送業20社の平均の当期純利益等（連結決算）と比較すると、日本郵便等の総資産当期純利益率は低い水準にあるが、自己資本当期純利益率は当該平均とおおむね同水準となっている。

(注13) 株式会社日本政策投資銀行「産業別財務データハンドブック2014」に記載されている道路貨物運送業20社

表3-18 当期純利益等の比較

(単位：百万円)

科目等	日本郵便等		A社		B社		道路貨物運送業 20社の平均
	平成25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度
当期純利益	36,081	22,174	34,776	37,533	16,651	24,815	6,031
総資産	4,864,433	5,194,950	991,143	1,057,332	558,633	572,349	239,488
うち現金及び預金	1,979,416	2,298,665	216,883	233,772	86,019	75,127	
うち建物、構築物、土地	2,202,693	2,201,210	319,046	339,923	200,420	190,985	
自己資本	637,166	901,010	542,915	558,450	171,561	189,654	112,821
うち資本金	100,000	250,000	127,234	127,234	11,632	11,882	18,470
うち資本剰余金	300,000	450,000	106,076	85,536	632	882	16,653
総資産当期純利益率	0.7%	0.4%	3.5%	3.5%	2.9%	4.3%	2.5%
自己資本当期純利益率	5.6%	2.4%	6.4%	6.7%	9.7%	13.0%	5.3%

注(1) A社及びB社のホームページの情報並びに株式会社日本政策投資銀行「産業別財務データハンドブック2014」を基に作成した。

注(2) 自己資本と総資産については期首と期末の平均を用いているが、平成25年度の日本郵便等の総資産については同年度の期首の数値が公表されていないため、期末の数値を用いている。

注(3) いずれの会社についても、会計基準は日本の会計基準を採用している。

(エ) 効率化、収益向上等に向けた取組の状況

公社は15年度から18年度までを第1期、19年度上期を第2期とする中期経営目標を定めており、両期の中期経営目標における目標値及び実績値は表3-19のとおり(注14)となっている。目標値として用いられている送達日数達成率は郵便のサービス品質を測る指標として、事業経費率は業務運営の効率化の状況を測る指標として、(注16)積立金は利益の発生状況を測る指標として、それぞれ用いられている。

送達日数達成率については、目標値が第1期及び第2期とも「97.0%以上」となっていたのに対して、実績値は、「隣接都道府県宛て」及び「その他の都道府県宛て」については、第1期がいずれも96%台となっていたものの、第2期は97%台となっていた。また、「同一都道府県宛て」については第1期が98.0%、第2期が98.4%、「全国平均」については第1期が97.3%、第2期が98.0%となっていた。

そして、事業経費率については、第1期の目標値が「98.5%以下」となっていたのに対して実績値は98.3%となっており、また、第2期の目標値が「109.5%以下」となっていたのに対して実績値は106.8%となっていた。

さらに、積立金については、第1期の目標値が「500億円以上」となっていたのに対して、実績値は592億円となっていたものの、第2期の目標値が「マイナス1050億円以上」となっていたのに対して、実績値は「マイナス1250億円」となっていた。(注17)

(注14) 送達日数達成率 郵便法により定められた送達日数(差し出された日から原則として3日以内)に届けられた郵便物の割合

(注15) 事業経費率 営業収益に対する営業原価、販売費及び一般管理費の割合であり、次の算式を用いて算出している。
(営業原価+販売費及び一般管理費)÷営業収益×100

目標値は各目標期間の平均値に係るものである。

(注16) 積立金 当期純利益の累積額

(注17) 公社では、第2期中期経営目標策定時に想定していなかった公務災害補償引当金等の計上があり、その影響を除けば当期純損失は1023億円となっている。

表3-19 公社の郵便の業務における中期経営目標の目標値及び実績値

区分	第1期目標値	実績値				
		平成15年度	16年度	17年度	18年度	4年間 合計又は平均
送達日数達成率	97.0%以上					
全国平均		97.5%	97.2%	97.3%	97.3%	97.3%
同一都道府県宛て		98.1%	97.8%	98.0%	98.1%	98.0%
隣接都道府県宛て		97.2%	96.5%	96.6%	96.5%	96.7%
その他の都道府県宛て		96.8%	96.5%	96.5%	96.4%	96.6%
事業経費率	98.5%以下	96.9%	98.4%	99.2%	98.5%	98.3%
積立金 注(1)	500億円以上	263億円	283億円	26億円	18億円	592億円

区分	第2期目標値 注(2)	実績値
		19年度上期 注(2)
送達日数達成率	97.0%以上	
全国平均		98.0%
同一都道府県宛て		98.4%
隣接都道府県宛て		97.2%
その他の都道府県宛て		97.5%
事業経費率	109.5%以下	106.8%
積立金 注(1)	▲1050億円以上	▲1250億円

注(1) 各年度の積立金の区分には、当期純利益の額を記載している。

注(2) 整理資源債務の負債計上の影響等を除いて算定している。

民営化後は、公社時代のような目標値が定められていないが、民営化後のこれらの実績をみると、表3-20のとおりとなっている。

送達日数達成率については97%以上の水準で推移している。また、郵便事業会社及び日本郵便の郵便・物流事業における事業経費率については、15年度にインターネットによる郵便物の再配達依頼の受付等を開始したほか、20年度から年賀はがきの作成を支援するソフトウェアをインターネットを通じて配布するなど、これまで情報通信手段の多様化に対応した取組を実施しているにもかかわらず、前記のとおり、郵便事業会社が、22年度にJPEXから宅配便事業を承継したことにより上昇しており、20、21両年度には97%台であったが、24年度の97.8%を除いて、22年度から26年度までは99.4%から105.8%までの間（平均100.9%）で推移していて、26年度には100.5%となっている。また、事業経費のうち人件費の営業収益に対する割合である人件費率も上昇しており、郵便事業会社及び日本郵便の郵便・物流事業においては、20、21両年度には62%台であったが、22年度以降は63.5%から65.3%までの間を推移している。そして、前記のとおり、21年度から23年度までの間は当期純損失を計上していた。

表3-20 民営化後の送達日数達成率等の推移

区分	会社名	平成 19年度 下期	20年度	21年度	22年度	23年度
送達日数達成率 注(1)	郵便事業会社					
	全国平均	97.8%	98.3%	98.5%	98.5%	98.6%
	同一都道府県宛て	98.3%	98.6%	98.7%	98.9%	99.0%
	隣接都道府県宛て	97.0%	97.8%	98.2%	98.0%	97.8%
	その他の都道府県宛て	97.4%	98.1%	98.3%	98.0%	98.1%
事業経費率 注(2)	郵便事業会社					
	全体	90.1%	97.5%	97.6%	105.8%	101.2%
	うち人件費率	56.7%	62.3%	62.3%	65.3%	63.6%
	うち経費率	33.4%	35.2%	35.2%	40.4%	37.5%
	郵便局会社					
	全体	98.7%	94.7%	95.8%	96.0%	97.2%
	うち人件費率	77.5%	73.4%	74.3%	74.2%	75.2%
うち経費率	21.2%	21.2%	21.5%	21.8%	21.9%	
当期純利益 注(2)	郵便事業会社	694億円	298億円	▲474億円	▲354億円	▲45億円
	郵便局会社	46億円	408億円	329億円	306億円	188億円

区分	会社名又は事業名	24年度	25年度	26年度
送達日数達成率 注(1)	日本郵便			
	全国平均	98.5%	98.6%	98.6%
	同一都道府県宛て	98.9%	99.0%	99.1%
	隣接都道府県宛て	98.0%	98.0%	97.8%
	その他の都道府県宛て	97.8%	98.0%	98.0%
事業経費率 注(2)	郵便・物流事業			
	全体	97.8%	99.4%	100.5%
	うち人件費率	63.5%	64.2%	64.2%
	うち経費率	34.3%	35.2%	36.3%
	金融窓口事業			
	全体	97.7%	96.8%	98.2%
	うち人件費率	76.1%	76.0%	75.7%
うち経費率	21.5%	20.7%	22.5%	
当期純利益 注(2)	日本郵便	830億円	360億円	221億円

注(1) 平成19年度下期の送達日数達成率は、19年度の通年の数値である。

注(2) 事業経費率及び当期純利益については、平成19年度下期から24年度までは単体決算の数値であり、24年度の当期純利益は、郵便局会社の9月までの決算数値に、日本郵便の24年10月以降の決算数値を加えたものである。25年度及び26年度の事業経費率は単体決算の数値、当期純利益は日本郵便等の連結決算の数値である。

前記のとおり、日本郵政は、26年2月に民営化後初めての中期経営計画となる26年中期計画を策定し、また、27年4月にこれを更新した27年中期計画を策定した。27年中期計画においては、27年度から29年度までの目標として、①営業収益3.1兆円（うち郵便・物流事業収益2.0兆円、金融窓口事業収益1.1兆円）、②経常利益350億円程度、③当期純利益300億円程度、④経常利益に支払利息及び減価償却費（注18）を加えたEBITDA1900億円程度が掲げられている（いずれも連結決算の数値）。当該計画に掲げられている営業収益等の目標について、26年度の実績をみると、①26年度の営業収益は2兆9409億余円（うち郵便・物流事業収益1兆8386億余円、金融窓口事業収益1兆1023億余円）、②26年度の経常利益は228億余円、③26年度の当期純利益は221億余円、④26年度のEBITDAは1180億余円となって

いる。また、収益拡大・生産性向上のために、27年度から29年度までに総額約7400億円の投資を計画しており、主な内訳は、建物、建築設備等の老朽化対策工事等や郵便局の窓口の改善等のサービス提供環境の整備に4800億円、郵便・物流ネットワーク全体の生産性の向上のために1300億円、不動産事業の展開のために700億円、情報システムの開発に600億円となっている。

(注18) E B I T D A Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortizationの略。利払前、税引前、償却前利益。企業の営業活動から生じたキャッシュ・フローを表す。

そして、日本郵便等は、前記のとおり、荷物に係る営業損失を継続して計上している上、郵便物の引受物数が長期的に減少傾向にあることなどから郵便物に係る営業利益が減少している状況に対して、25年度から、26年中期計画に基づくなどして、郵便・物流ネットワーク全体の生産性の向上等を図っている。具体的には、従来、郵便・物流事業に係る業務を行う多数の郵便局（以下「集配局」という。）に区分機を設置して分散して行っていた郵便物等の区分作業を、集配局のうち各地域の中核となる地域区分局に区分機を集中配置することなどにより集約して行う郵便・物流ネットワーク再編に向けた取組を実施しており、当該再編に着手して、郵便物等の区分作業の一部又は全部を地域区分局に集約して行うようになった集配局は表3-21のとおりである。

表3-21 郵便・物流ネットワーク再編に着手した集配局数（支社別）
(単位：局)

支 社	平成25年度	26年度
北 海 道	1	4
東 北	3	9
関 東	1	0
東 京	16	0
南 関 東	3	2
信 越	1	0
北 陸	32	1
東 海	3	0
近 畿	1	1
中 国	2	0
四 国	1	0
九 州	12	6
沖 縄	1	0
計	77	23

さらに、郵便・物流ネットワーク再編として、表3-22のとおり、大規模な地域区分局を高速道路のインターチェンジ付近に新設して市街地から移転するなどの取組を実施している。

表3-22 大規模な地域区分局の新設

支社	名称	受持地域	しゅん工予定等
北海道	道央	道央エリア	平成28年度冬頃しゅん工予定
東北	北東北	岩手エリア	28年度秋頃しゅん工予定
	新福島	福島エリア	29年度春頃しゅん工予定
信越	新新潟	新潟エリア	28年度冬頃しゅん工予定
関東	新群馬	群馬エリア	29年度春頃しゅん工予定
東京	東京北部	東京北部エリア	27年5月開局
南関東	神奈川西部	神奈川西部エリア	29年度夏頃しゅん工予定
東海	静岡東部	静岡エリア	28年度秋頃しゅん工予定
近畿	近畿北部	京都エリア	29年度冬頃しゅん工予定
中国	中国東部	岡山エリア	28年度冬頃しゅん工予定
	新広島	広島エリア	28年度冬頃しゅん工予定
	新山口	山口エリア	28年度秋頃しゅん工予定
九州	新鹿児島	鹿児島エリア	29年度春頃しゅん工予定

(注) 東京北部以外の名称は、工事名で使用されているものであり、仮称である。

また、集配局における区分作業の生産性をみるために、会計検査院において、区分作業等に従事する従業員数（総務、経理や配達作業等に従事する従業員数を除き、臨時従業員数を含む。）と25年度の郵便物等の引受物数により、郵便物等の区分作業等に係る百万通（百万個）当たりの当該従業員数を試算したところ、次のとおりとなっていた。

すなわち、表3-23のとおり、会計実地検査を行った119集配局から14地域区分局を除いた105集配局のうち、26年度末までに郵便・物流ネットワーク再編に着手していない97集配局では、百万通（百万個）当たりの従業員数が5.6人となっていたのに対して、当該再編に着手した北海道、北陸、信越、九州各支社管内の8集配局では同従業員数が5.2人となっていて、僅かではあるが少なくなっている。また、区分作業を集中して行っている14地域区分局では同従業員数は2.2人となっていて、上記の105集配局と比べて少なくなっている。

表3-23 集配局における区分作業の生産性

郵便局分類		局数 (局)	区分作業等に従事 する従業員数 (人) (A)	25年度の引受物数 (百万通(百万個)) (B)	百万通(百万個) 当たり の従業員数 (人) (A/B)
集配局	再編着手済	8	495	94	5.2
	再編未着手	97	10,188	1,793	5.6
	計	105	10,683	1,888	5.6
地域区分局		14	9,667	4,286	2.2
合計		119	20,350	6,174	3.2

日本郵便は、荷物に係る営業損失を継続して計上していること、また、郵便物に係る営業利益が減少していることから、引き続き生産性の向上等に努めることが求められる。

イ 銀行業

(ア) 業務の状況

a ゆうちょ銀行の状況

銀行業の主たる事業主体であるゆうちょ銀行は、持分法適用関連会社2社（26年度末現在）を有しており、26年度末現在において、日本郵政グループが運用目的で保有する有価証券の約7割を保有している。ゆうちょ銀行には、郵政民営化法等により、表3-24のとおり、新規業務について内閣総理大臣及び総務大臣の認可を要するという制限や預金者一人当たりの預入限度額等の他の銀行にはない規制が課せられている。なお、当該限度額については、昭和63年4月に300万円から500万円に、平成2年1月に700万円に、3年11月に1000万円に、28年4月に現在の1300万円に引き上げられている。

表3-24 ゆうちょ銀行に対する規制

項目	認可等	備考
新規業務の制限	内閣総理大臣及び総務大臣の認可を要する（内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任）。	日本郵政がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、当該認可を要しない。
預金者一人当たりの預入限度額	当該限度額の引上げには郵政民営化法施行令の改正を要する。	平成28年4月から原則1300万円。ただし、他に一般の金融機関がない市町村の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域に主たる事務所が所在する地方公共団体等の所得税法別表第一に掲げる内国法人、労働組合等については当該限度額の適用が除外される（内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任）。

b 預貯金残高の推移

ゆうちょ銀行（貯金残高及び資金運用については民営化前の特別会計及び公

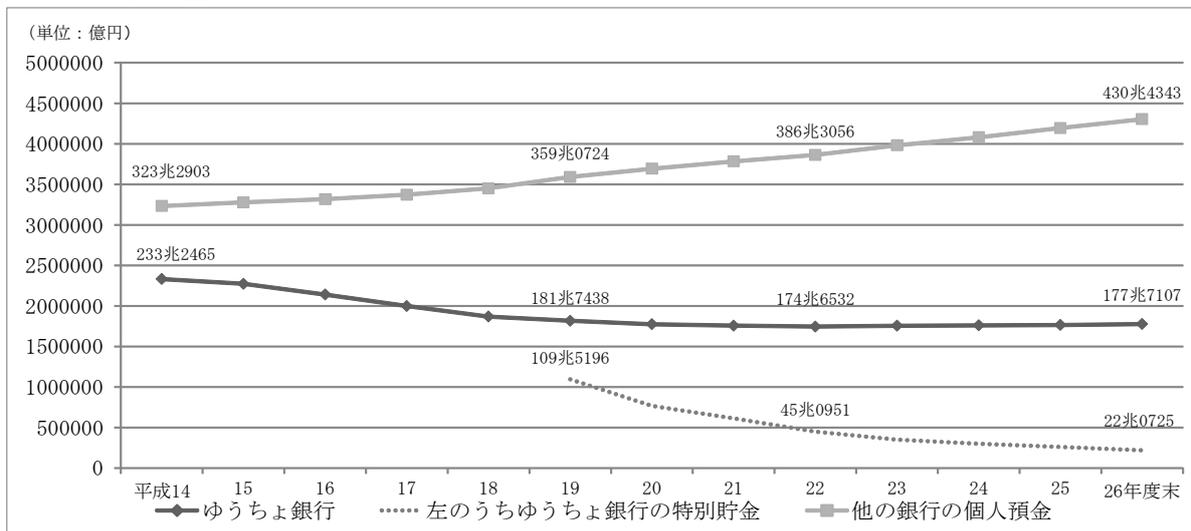
(注19)

社を含む。以下同じ。)の貯金残高及び他の銀行の個人預金の預金残高(以下、これらを合わせて「預貯金残高」という。)の推移は、図3-10のとおり、ゆうちょ銀行の貯金残高は、14年度末の233兆2465億余円から22年度末の174兆6532億余円へと2割以上減少し、23年度以降は僅かではあるが増加に転じ、26年度末には177兆7107億余円となっている(22年度から26年度までの間の増加率は1.7%)。しかし、ゆうちょ銀行の貯金残高が減少していた14年度から22年度までの間に、他の銀行の預金残高は323兆2903億余円から386兆3056億余円へと2割程度増加し、その後、26年度末の430兆4343億余円へと更に増加していることから(22年度から26年度までの間の増加率は11.4%)、上記のとおり、23年度以降、ゆうちょ銀行の貯金残高は増加に転じたものの、他の銀行の預金残高と比較するとその増加率は小さくなっている。

(注19) 他の銀行 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行及び信託銀行

このように、ゆうちょ銀行におけるこの間の貯金残高が減少している背景としては、市場における低金利が続く中で、主力商品である定額貯金の優位性が低下していることなどが要因であると考えられる。

図3-10 預貯金残高の推移・比較



(注) 他の銀行については日本銀行の預金・貸出関連統計を基に作成

c 主要サービスの提供状況についての都市銀行との比較

(注20)

主要サービスの提供状況について、ゆうちょ銀行と都市銀行とを比較すると、表3-25のとおりとなっており、ゆうちょ銀行は、前記のとおり、新規業務の制限が課せられていて、個人及び法人向けの貸出業務の範囲が制限されている。

(注20) 都市銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行

表3-25 主要サービスの提供状況の比較（平成26年度末時点）

サービス内容		ゆうちょ銀行	都市銀行
個人向け	預貯金	円貨貯金 ○	○
		外貨貯金 ×	
	送金（国内・国際）	○	○
	資産運用商品（国債、各種投資信託の取扱い、変額年金保険）	○	○
	カードサービス	○	○
	インターネットサービス	○	○
	確定拠出年金（個人型）	○	○
	年金受取、公共料金等の支払	○	○
	個人向け貸出業務	直接の貸付け × （ただし、貯金等を担保とした貸付けは○） 他の銀行のローン商品の媒介 ○	○
法人向け	法人向け貸出業務	地方公共団体への貸付け、シンジケートローン（参加型）等 ○	○
		企業への直接の貸付け ×	
	決済サービス	○	○
	経営・事業支援（コンサルティング等）	×	○
	外国業務	国際送金、外貨両替 ○	○
事業展開支援等 ×			

(注) 都市銀行については各銀行ホームページの情報を基に作成

(イ) 損益等の状況

銀行業の経常収益等の推移をみると、表3-26のとおり、資金運用の方法について、財政投融资改革により資金運用部への預託義務が廃止された13年度以降は全額自主運用になったため、特別会計の最終年度である14年度末には総資産額285兆7077億余円の約6割に当たる177兆3200億円を財政融資資金預託金が占めていたが、民営化された19年度末には総資産額212兆1491億余円の約1割に当たる20兆7000億円へと減少した。これに伴って公社時代の16年度以降は、国債等の有価証券が運用の中心になった。当該預託金の利回りと有価証券の利回りとを比較すると、当該預託金の利回りが15年度の2.25%から18年度の1.97%へと推移していたのに対して、有価証券の利回りは15年度の0.81%から18年度の0.93%へと当該預託金と比べて低い水準で推移していた。有価証券と比べて利回りが高くなっていた当該預託金の償還に伴って、経常収益の大半を占める資金運用収益が、15年度の4兆5894億余円から18年度の2兆8167億余円へと減少したため、経常収益は15年度の5兆

8714億余円から18年度の3兆0589億余円へと大幅に減少した。また、経常費用は15年度の3兆6006億余円から18年度の2兆0815億余円へと減少し、経常利益は15年度の2兆2707億余円から18年度の9773億余円へ、当期純利益は15年度の2兆2755億余円から18年度の9406億余円へと、いずれも大幅に減少した。

(注21) 公社時代に償還された財政融資資金預託金は平成8年度から12年度までに預託されたものであり、市場金利の低下の影響等もあり、公社時代（15年度から19年度まで）に取得した国債等の利回りと比べて当該預託金の利回りは高くなっていた。

民営化後は、資金運用収益が20年度の2兆3099億余円から26年度の1兆8932億余円へと4166億余円減少するなどして、経常収益が20年度の2兆4885億余円から26年度の2兆0781億余円へと4103億余円減少しているものの、経常費用も20年度の2兆1033億余円から26年度の1兆5086億余円へと5946億余円減少（うち営業経費の削減額は1525億余円）するなどしているため、経常利益は20年度の3852億余円から26年度の5694億余円へ、当期純利益は20年度の2293億余円から26年度の3694億余円へとそれぞれ増加する傾向にある。前記のとおり、22年度以降は、僅かではあるが貯金残高が増加しているなどのため、総資産額も22年度の193兆4433億余円から26年度の208兆1793億余円へと増加している。

表3-26 経常収益等の推移

(単位:億円)

科目	特別会計 注(1)	公社 注(2)				
	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度 上期
経常収益	—	5兆8714	4兆0989	4兆5315	3兆0589	1兆7715
うち資金運用収益	6兆2538	4兆5894	3兆8229	3兆1341	2兆8167	1兆3110
うち預託金利息	4兆7083	3兆7125	2兆8218	1兆9438	1兆2729	3962
預託金の利回り 注(3)	2.44%	2.25%	2.08%	1.99%	1.97%	1.85%
うち有価証券利息配当金	1兆2228	8578	9694	1兆1514	1兆4901	8797
有価証券の利回り 注(4)	1.55%	0.81%	0.78%	0.80%	0.93%	1.03%
経常費用	—	3兆6006	2兆8754	2兆1997	2兆0815	9544
うち営業経費	—	1兆0538	1兆0039	9798	9941	5175
経常利益	—	2兆2707	1兆2235	2兆3317	9773	8170
当期純利益	1兆7303	2兆2755	1兆2095	1兆9304	9406	3726
総資産額	285兆7077	280兆5530	264兆8649	247兆7497	231兆6282	222兆5157
うち財政融資資金預託金	177兆3200	156兆0954	117兆6119	79兆8969	52兆2435	38兆8585
うち有価証券	90兆1071	109兆1605	132兆5461	152兆2415	165兆0165	170兆5092
負債額	282兆5851	276兆8866	259兆5927	240兆7711	223兆2137	214兆9299
純資産額	3兆1225	3兆6663	5兆2721	6兆9786	8兆4144	7兆5858
単体自己資本比率 (国内基準) 注(5)	—	—	—	—	—	—

科目	ゆうちょ銀行 注(2)							
	平成19年度 下期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
経常収益	1兆3289	2兆4885	2兆2079	2兆2053	2兆2345	2兆1258	2兆0763	2兆0781
うち資金運用収益	1兆2650	2兆3099	2兆0660	2兆0441	2兆0069	1兆8761	1兆8276	1兆8932
うち預託金利息	2738	2547	861	140	—	—	—	—
預託金の利回り 注(3)	1.75%	1.74%	1.93%	2.00%	—	—	—	—
うち有価証券利息配当金	9369	1兆9408	1兆9209	1兆9721	1兆9478	1兆8162	1兆7683	1兆8260
有価証券の利回り 注(4)	1.08%	1.11%	1.09%	1.13%	1.13%	1.07%	1.02%	1.14%
経常費用	1兆0727	2兆1033	1兆7136	1兆6787	1兆6583	1兆5323	1兆5113	1兆5086
うち営業経費	6177	1兆2662	1兆2210	1兆2099	1兆1739	1兆1107	1兆0950	1兆1136
経常利益	2561	3852	4942	5265	5762	5935	5650	5694
当期純利益	1521	2293	2967	3163	3348	3739	3546	3694
総資産額	212兆1491	196兆4807	194兆6783	193兆4433	195兆8198	199兆8406	202兆5128	208兆1793
うち財政融資資金預託金	20兆7000	8兆7000	2兆0000	—	—	—	—	—
うち有価証券	172兆5321	173兆5511	178兆2306	175兆0264	175兆9532	171兆5965	166兆0578	156兆1697
負債額	204兆0723	188兆3012	185兆8388	184兆3497	186兆0017	188兆8431	191兆0483	196兆5490
純資産額	8兆0768	8兆1795	8兆8395	9兆0936	9兆8181	10兆9975	11兆4645	11兆6302
単体自己資本比率 (国内基準) 注(5)	85.90%	92.09%	91.62%	74.82%	68.39%	66.04%	56.81%	38.42%

注(1) 特別会計には、経常収益、経常費用及び経常利益に相当する科目が存在しない。

注(2) 平成19年10月に民営化されたため、19年度は上期と下期に分けて記載している。

注(3) 預託金の利回り 預託金利息÷財政融資資金預託金の平均残高×100

注(4) 有価証券の利回り 有価証券利息配当金÷有価証券の平均残高×100

注(5) 平成25年度から、国際的に業務を展開している銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制(バーゼルⅢ)を踏まえた国内基準を適用している。また、公社は単体自己資本比率を開示していない。

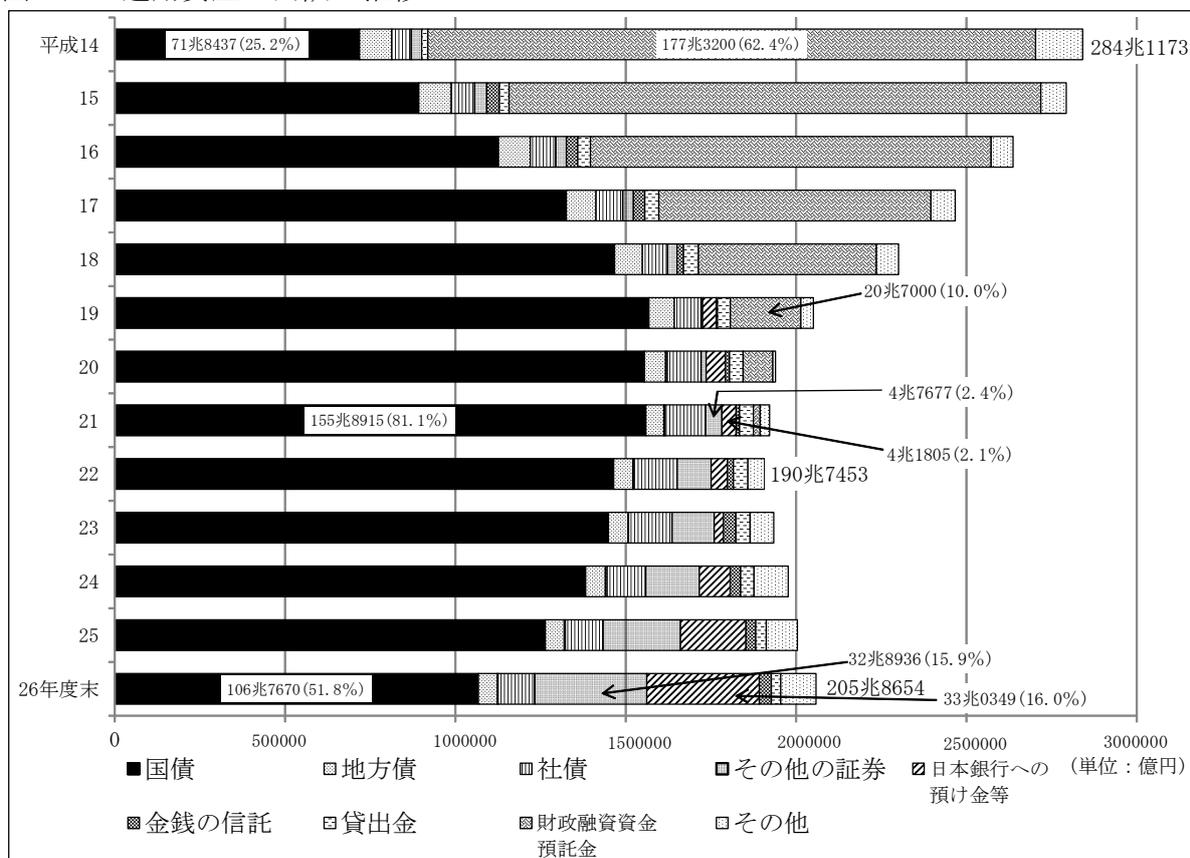
(ウ) 資金運用の状況

特別会計時代の最終年度である14年度から26年度までの間のゆうちょ銀行の資金運用の状況をみると、図3-11のとおり、運用資産額は、14年度末には284兆1173億余円であったが、貯金残高が減少したことなどにより、22年度末には190兆7453億余円に減少し、その後貯金残高の増加等に伴って26年度末には205兆8654億余円に増加している。

前記のとおり、15年度から18年度までの間に、運用資産に占める財政融資資金

預託金の割合が大きく減少し、また、ゆうちょ銀行は、個人及び法人向け貸出業務の範囲が制限されているため、運用資産に占める貸出金の割合は1%から2%程度となっている。このため、16年度以降、有価証券が資金運用の中心となり、中でも安全・確実な運用を目的として国債が中心となっている。ただし、国債を運用の基本にしつつも、市場の状況を踏まえてリスクの分散・収益源泉の多様化を図るとしており、金利の低下もあって（償還期間が10年の国債の利回りをみると、19年度の平均は1.6%程度であったが、26年度の平均は0.4%程度にまで低下している。）、運用資産に占める国債の割合は、最も高かった21年度末の81.1%から26年度末には51.8%へと低下している。そして、運用資産に占める割合が、外国証券等のその他の証券については21年度末の2.4%から26年度末の15.9%へ、日本銀行への預け金等については21年度末の2.1%から26年度末の16.0%へとそれぞれ増加するなどしている。なお、20年度以降、金銭の信託を通さずに直接保有している株式があるが、直接保有しているのは持分法適用関連会社2社（26年度末現在）の株式のみである。

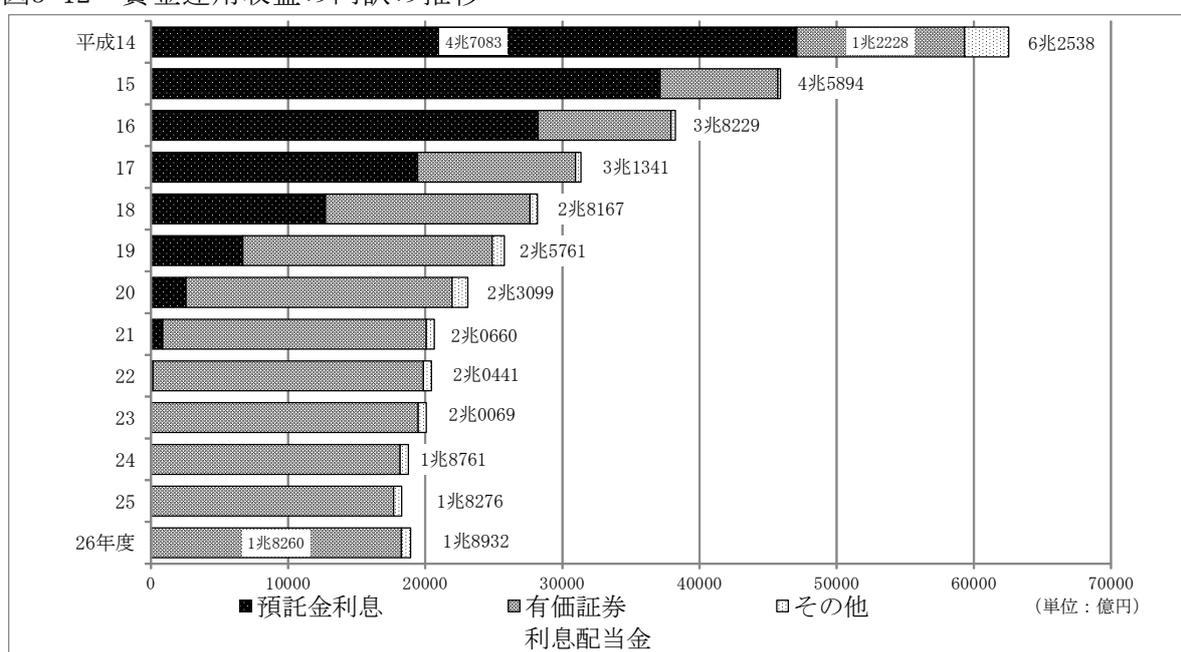
図3-11 運用資産の内訳の推移



(注22) 日本銀行への預け金 銀行等が日本銀行に預け入れる当座預金。従来、各銀行等が預け入れなければならない最低金額を超える金額にはプラス金利の利息が付されていたが、平成28年1月の日本銀行政策委員会・金融政策決定会合において、同当座預金をプラス金利の利息が付される階層、利息が付されない階層、マイナス金利の利息が付される階層の3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じた金利を適用することとされた。

上記資金運用の結果、資金運用収益は、図3-12のとおり、14年度の6兆2538億余円から、民営化された19年度には2兆5761億余円へ、さらに、26年度には1兆8932億余円へと大幅に減少している。

図3-12 資金運用収益の内訳の推移



(注) 平成19年度は公社の19年度上期とゆうちょ銀行の19年度下期を合算したものである。

ゆうちょ銀行は、27年中期計画等において、貯金等の総預かり資産の拡大を目指すとともに、資金運用に当たっては、市場の状況を踏まえて収益源泉の多様化を図るとしている。

(エ) 運用資産の構成等についての都市銀行との比較

(注23)

26年度について、ゆうちょ銀行と都市銀行とを運用資産の構成について比較すると表3-27のとおりとなっており、また、指標等を用いて比較すると表3-28のとおりとなっている。ゆうちょ銀行は、個人及び法人向けの貸出業務の範囲が制限されていることなどから、運用資産に占める貸出金の割合が1.3%となっており、都市銀行の48.9%と比較して小さく、また、預貸率についても1.5%となってお

(注24)

り、都市銀行が58.6%から75.4%であるのと比較して低くなっている。その一方、前記のとおり、ゆうちょ銀行は、都市銀行よりも業務範囲が狭いことなどを背景として、有価証券、特に国債を中心とする資金運用が行われているため、運用資産に占める有価証券の割合が75.8%となっており、都市銀行の25.7%と比較して(注25)極めて高くなっている。また、都市銀行の預証率が16.0%から38.9%となっているのに対して、ゆうちょ銀行の預証率は87.8%と高くなっている。

その結果、ゆうちょ銀行では、有価証券利息配当金が資金運用収益の96.4%を占めており主な収益源泉となっている一方、資金の運用利回りが0.95%となっていて、0.94%から1.42%となっている都市銀行と比べておおむね低くなっている。

(注23) 比較の対象となる都市銀行のうち、2行は日本の会計基準と米国の会計基準の両方を会計基準として採用しているが、当該比較においては日本の会計基準に基づいて比較を行っている。その他の3行は日本の会計基準のみを採用している。

(注24) $\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金残高}}{\text{預貯金残高等}}$ に対する貸出金残高の割合であり、次の算式を用いて算出している。

(注25) $\text{預証率} = \frac{\text{有価証券残高}}{\text{預貯金残高等}}$ に対する有価証券残高の割合であり、次の算式を用いて算出している。

$\text{有価証券残高} \div (\text{預貯金残高} + \text{譲渡性預金残高} + \text{債券残高}) \times 100$

また、自己資本の規模が大きいなどのため、自己資本当期純利益率が3.2%となっていて、5.8%から11.9%となっている都市銀行と比べて低くなっている。一方、運用資産に占める国債の割合が51.8%と高くなっていることなどにより、バーゼル銀行監督委員会が公表している自己資本規制に基づく銀行の健全性を示す単体(注26)自己資本比率は38.4%となっていて、13.1%から18.8%となっている都市銀行と比べて高くなっている。

(注26) 単体自己資本比率 銀行の財務諸表で算出される株主資本等から構成される自己資本を分子として、保有する資産について、資産の種類ごとに定められたリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額であるリスク・アセットの額等を分母として算定される。リスク・ウェイトは、現金や国債は0%、外国の国債は0%から150%まで、株式は100%、250%又は1250%とされており資産の種類ごとに定められており、運用資産に占める国債の割合が高い場合には、分母であるリスク・アセットの額が小さくなり、単体自己資本比率が高くなる。そして、ゆうちょ銀行のように、海外営業拠点を有しない銀行は、単体自己資本比率が4%未満になると、監督当局から改善計画の提出を求められるとともに、当該計画の実行等について命令を受ける。

表3-27 ゆうちょ銀行と都市銀行との運用資産の構成比較（平成26年度）
（単位：億円）

運用資産の区分	ゆうちょ銀行		都市銀行計	
	資産残高	構成比	資産残高	構成比
有価証券	156兆1697	75.8%	130兆1842	25.7%
国債	106兆7670	51.8%	67兆4451	13.3%
地方債	5兆5251	2.6%	1兆0368	0.2%
短期社債	2269	0.1%	—	—
社債	10兆7560	5.2%	7兆2532	1.4%
株式	9	0.0%	15兆3357	3.0%
その他の証券	32兆8936	15.9%	39兆1131	7.7%
日本銀行への預け金等	33兆0349	16.0%	101兆6615	20.1%
金銭の信託	3兆4916	1.6%	343	0.0%
貸出金	2兆7839	1.3%	247兆1332	48.9%
その他	10兆3850	5.0%	25兆9501	5.1%
計	205兆8654	100.0%	504兆9635	100.0%

収益の区分	利息等額	構成比	利息等額	構成比
資金運用収益	1兆8932	100.0%	4兆7321	100.0%
有価証券利息配当金	1兆8260	96.4%	1兆2129	25.6%
貸出金利息	311	1.6%	3兆1160	65.8%
その他	360	1.9%	4031	8.5%

注(1) 運用資産については年度末時点の残高である。

注(2) 都市銀行については全国銀行協会ホームページの情報を基に作成

表3-28 指標等によるゆうちょ銀行と都市銀行との比較（平成26年度）（単位：億円）

区 分	ゆうちょ 銀行	都市銀行					都市銀行 平均
		C	D	E	F	G	
経常利益	5694	6863	9026	9559	2291	566	5661
預貸率	1.5%	65.4%	61.0%	64.8%	75.4%	58.6%	64.1%
預証率	87.8%	38.0%	38.9%	28.4%	16.0%	18.5%	33.8%
運用利回り	0.95%	1.00%	1.31%	1.42%	1.17%	0.94%	非公表
貸出金	1.04%	1.30%	1.62%	1.60%	1.36%	1.48%	非公表
有価証券	1.14%	0.79%	0.97%	1.29%	1.06%	0.60%	非公表
自己資本	11兆6302	7兆3120	10兆4886	7兆9987	1兆3597	3924	5兆5103
自己資本当期純利益率	3.2%	6.2%	5.8%	8.5%	11.9%	9.4%	非公表
単体自己資本比率 （国際統一基準又は 国内基準）注(1)	38.4% （国内基 準）	15.3% （国際統一 基準）	17.2% （国際統一 基準）	18.8% （国際統一 基準）	13.1% （国内基 準）	14.2% （国内基 準）	基準が異 なるため 算定不可

注(1) 単体自己資本比率の算定方法は、海外営業拠点がある場合とない場合とで異なり、当該拠点がある場合には国際統一基準を、ない場合には国内基準をそれぞれ用いて算定する。ゆうちょ銀行には国内基準が適用されるが、都市銀行のうち、3行には国際統一基準、2行には国内基準がそれぞれ適用される。また、国際統一基準を採用している銀行については単体自己資本比率のうち、単体総自己資本比率を記載している。

注(2) 各都市銀行については各社有価証券報告書を基に、また、都市銀行平均については全国銀行協会ホームページの情報を基に作成している。

(オ) 民営化後の新規業務等の申請・認可等の状況

ゆうちょ銀行は、民営化後、表3-29のとおり、新規業務等の申請等を行っており、クレジットカード業務等は認可されているが、24年9月3日に申請した個人向

け貸付及び法人向け貸付等の業務等は、27年12月末時点において、認可されていない状況である。

表3-29 ゆうちょ銀行の新規業務等の申請・認可等の状況

	新規業務等	申請・認可時期等	開始時期	目的等
新商品・サービスの提供	①クレジットカード業務	平成 20.4.18 認可	20.5.1	決済手段の多様化に伴う手数料収入等の収益機会の拡大
	②住宅ローン等の媒介業務		20.5.12	スルガ銀行株式会社の住宅ローン等を媒介することによる代理業務による手数料等の収益機会の拡大
	③変額個人年金保険等の生命保険募集業務		20.5.29	資産運用商品のラインナップの充実、手数料等の収益機会の拡大
	④個人向け貸付け	24.9.3 申請		住宅ローン等の各種ローンを取り扱うことで顧客の利便性・収益構造等の改善を図る。
	⑤損害保険募集			住宅資金貸付時に損害保険の募集を併せて行うことによる顧客の利便性・収益構造の改善を図る。
	⑥法人向け貸付け			法人顧客の資金需要に応え、収益構造の改善を図る。
運用手段の多様化	①金銭の貸付け (シンジケートローン(参加型))	19.12.19 認可	20.1	債券を発行していない企業等への投資等が可能となることによる収益機会の拡大
	②デリバティブ取引 (金利スワップ取引等)		20.2	固定金利の変動金利化等のニーズに柔軟に対応
	③金銭債権の取得又は譲渡 (貸出債権等)		20.2	債券を発行していない企業等への投資等が可能となることによる収益機会の拡大
	④有価証券の取得 (信託受益権等)		20.3	債券を発行していない企業等への投資等が可能となることによる収益機会の拡大
預入限度額	預入限度額の廃止	20.4.1 政令改正要望を提出		預金者一人当たり原則1000万円とする預入限度額の撤廃による顧客の利便性の向上

(注) 平成27年12月末までに申請又は要望の提出を行っているものを記載している。

(カ) 効率化、収益向上等に向けた取組の状況

公社の第1期及び第2期中期経営目標における目標値及び実績値は、表3-30の(注27)とおりとなっており、目標値として用いられている経費率は平均貯金残高の減少が見込まれる中で業務運営の効率化の状況を測る指標として、積立金は利益の発生状況を測る指標として、それぞれ用いられている。

経費率については、第1期の目標値が「0.52%以下」となっていたのに対して実績値は0.47%、第2期の目標値が「0.62%以下」となっていたのに対して実績値は0.58%となっていた。また、積立金については、第1期の目標値が「3.9兆円以上」となっていたのに対して実績値は6兆3562億余円、第2期の目標値が「2900億円以上」となっていたのに対して実績値は7637億余円となっていた。

(注27) 経費率 平均貯金残高（未払利子を含み、振替及び為替を除く月末残高の平均）に対する営業経費の割合であり、次の算式を用いて算出している。

$$\text{営業経費} \div \text{平均貯金残高} \times 100$$

表3-30 公社の郵便貯金業務における中期経営目標の目標値及び実績値

項目	第1期目標値	実績値				
		平成15年度	16年度	17年度	18年度	4年間 合計又は平均
経費率 注(1)	0.52%以下	0.46%	0.45%	0.47%	0.51%	0.47%
積立金 注(2)	3.9兆円以上	2兆2755億円	1兆2095億円	1兆9304億円	9406億円	6兆3562億円

項目	第2期目標値 注(3)	実績値
		19年度上期 注(3)
経費率 注(1)	0.62%以下	0.58%
積立金 注(2)	2900億円以上	7637億円

注(1) 目標値は各目標期間の平均値に係るものである。

注(2) 積立金は、各年度の当期純利益の額を記載している。

注(3) 平成19年度に行われた整理資源債務の計上等の影響を除いた数値である。

そして、民営化後は、公社時代のような目標値が定められていないが、民営化後のこれらに関連する実績をみると、表3-31のとおりとなっている。

(注28)

貯金経費率については、20年度に0.70%に上昇した後、おおむね低下傾向にあり、26年度には0.62%となっている。これは、経費のうち物件費の平均貯金残高に対する割合が低下していることによるものである。また、当期純利益については、公社時代の水準と比べると大幅に減少しているものの、20年度の2293億余円から26年度の3694億余円へと増加している。

(注28) 貯金経費率 経費（営業経費から臨時処理分（退職給付費用の一部）を除いたもの）の平均貯金残高（未払利子を除き、振替及び為替を含む暦日の残高の平均）に対する割合であり、次の算式を用いて算出している。

$$\text{経費} \div \text{平均貯金残高} \times 100$$

(注29) 前記のとおり、公社では法人税が非課税となっていたため、当期純利益を単純に比較することはできない。

表3-31 民営化後の経費率等の推移

項目	平成19年度 下期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
貯金経費率	0.66%	0.70%	0.68%	0.68%	0.66%	0.63%	0.61%	0.62%
うち人件費の平均貯金 残高に対する割合	0.05%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%
うち物件費の平均貯金 残高に対する割合	0.55%	0.60%	0.58%	0.58%	0.56%	0.52%	0.51%	0.51%
うち租税公課の平均貯 金残高に対する割合	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%	0.03%	0.03%	0.03%	0.04%
当期純利益	1521億円	2293億円	2967億円	3163億円	3348億円	3739億円	3546億円	3694億円

また、公社時代及び民営化後は、顧客の満足度を高めるサービスの充実、業務運営の効率化及び経営管理の高度化を図るために、表3-32のとおり、各種の取組

が行われている。

表3-32 顧客の満足度を高めるサービスの充実等を図るための取組

取組	開始時期	目的等
①国庫金・各種料金の電子収納サービス開始	平成16年 1月	決済手段の多様化による顧客の利便性の向上
②投資信託の販売等開始	17年10月	顧客のニーズへの対応及び投資信託の販売による手数料収入の獲得、収益機会の拡大
③シンジケートローン（参加型）等運用方法の多様化	20年 1月 など	債券を発行していない企業等への投資等が可能となることによる収益機会の拡大
④クレジットカード、個人向けローンの媒介等新規業務を開始	20年 5月	決済手段の多様化等による手数料収入等の収益機会の拡大
⑤全国銀行データ通信システム（全銀システム）への接続開始	21年 1月	他の金融機関との間での払込みや振込みが可能となることによる顧客の利便性の向上
⑥全国に13のエリア本部を設置	22年 4月	日本郵便との連携強化による営業力の強化
⑦新型の窓口端末機の導入	26年 4月	顧客対応の改善及び正確かつ効率的な事務手続の実施

そして、前記のとおり、日本郵政は、26年2月に、民営化後初めての中期経営計画となる26年中期計画を策定し、また、27年4月にこれを更新した27年中期計画を策定した。そして、27年中期計画においては、27年度から29年度までの目標として、①総預かり資産4兆円（貯金3兆円、投資信託及び変額年金保険1兆円）の増加、②29年度の経常利益4800億円程度、③29年度の当期純利益3300億円程度、④26年度と比べて経常費用のうち物件費500億円以上の削減が掲げられている。当該計画に掲げられている総預かり資産等の目標について、26年度の実績をみると、①24年度から26年度までの総預かり資産は2兆7995億余円（貯金1兆6146億余円、投資信託及び変額年金保険1兆1849億余円）の増加、②26年度の経常利益は5694億余円、③26年度の当期純利益は3694億余円、④23年度と比べて26年度の物件費は724億余円の削減となっている。

また、14年度以降に配備されていた旧型の窓口端末機が老朽化したことから、保守費等のコスト削減に資する投資として、旧型の窓口端末機よりも経済性、操作性等の点で優れている新型の窓口端末機の配備等に総額90億円を投資する計画となっている。

ウ 生命保険業

(ア) 業務の状況

a かんぽ生命の状況

生命保険業の主たる事業主体であるかんぽ生命は、連結子会社1社（26年度末現在）を有しており、前記のとおり、26年度の生命保険業の経常収益及び経常

利益は多額に上っている。かんぽ生命には、郵政民営化法等により、表3-33のとおり、新規業務について内閣総理大臣及び総務大臣の認可を要するという制限や被保険者一人当たりの加入限度額等の他の生命保険会社にはない規制が課せられている。なお、当該限度額の最高額は、昭和52年9月に500万円から1000万円に、61年9月に所定の条件を満たす場合に保険金額のうち300万円が当該限度額の計算に算入されないという形で1300万円に引き上げられた。さらに、平成28年4月に所定の条件を満たす場合に保険金額のうち1000万円が当該限度額の計算に算入されないという形で現在の2000万円に引き上げられている。

表3-33 かんぽ生命に対する規制

項目	認可等	備考
新規業務の制限	内閣総理大臣及び総務大臣の認可を要する（内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任）。	日本郵政がかんぽ生命の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、当該認可を要しない。
被保険者一人当たりの加入限度額	当該限度額の引上げには郵政民営化法施行令の改正を要する。	被保険者が20歳以上55歳以下で、加入後4年以上経過した契約があり、被保険者が健康であることが確認できた場合、平成28年4月から1000万円が限度額の計算に算入されず、最高で2000万円になる。

b 保険契約件数の推移

かんぽ生命（保険契約件数及び資産運用については民営化前の特別会計及び（注30）公社を含む。以下同じ。）及び他の生命保険会社が保有する保険契約件数の推移をみると、表3-34のとおり、かんぽ生命については、14年度から19年度までの個人保険（民営化前に契約した「保険」も含む。以下同じ。）の保険契約件数は14年度末の約7264万件から19年度末の約5276万件へ、個人年金保険（民営化前に契約した「年金保険」も含む。以下同じ。）の保険契約件数は14年度末の約740万件から19年度末の約636万件へとそれぞれ減少していた。そして、19年度以降の状況をみると、民営化後に契約した保険契約の件数は26年度末には個人保険が約1353万件、個人年金保険が約131万件となっているのに対して、民営化前に契約した保険契約の件数は、満期を迎えたことなどにより、個人保険が19年度末の約5218万件から26年度末の約1994万件へと約3223万件減少し、個人年金保険が19年度末の約629万件から26年度末の約295万件へと約334万件減少している。その結果、26年度末の個人保険の保険契約件数は約3348万件、個人年金保険の保険契約件数は約426万件となっている。全体として、減少のペースは鈍化してきているものの、長期にわたり減少傾向が続いている。一方、他の

生命保険会社については、15年度以降、保険契約件数（個人保険に係る分）はおおむね増加傾向にあり、特に、21年度以降は、21年度末の約1億1270万件から26年度末の約1億3819万件へと増加している。

(注30) 他の生命保険会社 一般社団法人生命保険協会に加盟している生命保険会社のうち、かんぽ生命を除いた生命保険会社。平成26年度末では41社ある。

このように、かんぽ生命において、民営化前に契約した保険契約の満期等による減少件数が民営化後に契約した保険契約の増加件数を上回って推移しており、その背景としては、かんぽ生命は、貯蓄性の高い商品である養老保険を主力商品としており、予定利率の低下により、貯蓄性の高い商品の魅力が低下していることなどが考えられる。

かんぽ生命は、保険契約件数の維持等に努める必要があることから、27年中期計画において、29年度以降の保険契約件数の底打ち、反転を目指すとしている。

表3-34 個人保険等の保険契約件数の推移 (単位：万件)

区分		平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
公社、かんぽ生命	個人保険	7,264	6,850	6,540	6,097	5,696	5,276	4,847	4,465	4,167	3,903	3,680	3,486	3,348
	うちかんぽ生命(民営化後)の契約	-	-	-	-	-	58	244	434	618	801	987	1,166	1,353
	うち郵貯簡保機構(民営化前)の契約	7,264	6,850	6,540	6,097	5,696	5,218	4,602	4,030	3,549	3,101	2,693	2,319	1,994
	個人年金保険	740	731	724	699	674	636	604	581	557	528	493	458	426
	うちかんぽ生命(民営化後)の契約	-	-	-	-	-	6	24	45	68	88	105	119	131
	うち郵貯簡保機構(民営化前)の契約	740	731	724	699	674	629	580	536	488	439	387	339	295
他保険会社	個人保険	11,017	10,934	10,961	10,998	10,978	10,943	11,055	11,270	11,573	11,919	12,614	13,221	13,819

注(1) 各保険契約件数は年度末時点の件数である。

注(2) 平成19年度以降の民営化前の契約は、かんぽ生命と郵貯簡保機構との再保険関係が成立する旨を定める契約に基づくものである。

注(3) 一般社団法人生命保険協会ホームページなどの情報を基に作成

c 主要商品についての4生命保険会社との比較

主要商品の取扱状況について、かんぽ生命と他の生命保険会社のうち26年度末時点で保有する保険契約件数の多い上位4生命保険会社（以下「4保険会社」という。）とを比較すると、表3-35のとおり、かんぽ生命は、企業と契約することで企業の職員全員が加入することになる団体保険を取り扱っていない。これは、簡易生命保険が、国民に、簡易に利用できる生命保険をなるべく安い保

険料で提供し、もつて国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的としていた成り立ちによるものである。

表3-35 かんぽ生命及び4保険会社における主要商品の取扱状況の比較（平成26年度末時点）

商品内容		かんぽ生命	4保険会社
個人保険	医療保険	特約として付加	○
		商品単体	×
	定期保険	○	○
	養老保険	○	○
	終身保険	○	○
	こども保険（学資保険）	○	○
	がん保険	他社商品の受託販売	○
自社商品の販売		×	
個人年金保険	定額年金保険	○	○
	変額年金保険	×	○
団体保険	団体信用生命保険	×	○
	団体定期保険	×	○
	総合福祉団体定期保険	× 注(1)	○
団体年金保険	拠出型企業年金保険	×	○
	確定給付企業年金保険	×	○

注(1) 他社商品の受託販売について、平成27年9月30日に認可を受けて同年11月30日から開始している。

注(2) 4保険会社については各生命保険会社のホームページの情報を基に作成

(イ) 損益等の状況

生命保険業の経常収益等の推移をみると、前記のとおり、保険契約件数が逡減してきて、経常収益の過半を占める保険料等収入が減少傾向にあったため、経常収益も減少している。ただし、保険料等収入の減少、満期による保険契約の消滅等に伴い、経常収益の増加要因である過年度に繰り入れた責任準備金の戻入があるため、経常収益の減少は、その分、緩和されることになる。

公社時代の経常収益等の推移をみると、経常収益が15年度の16兆8577億余円から18年度の14兆7261億余円へと2兆1316億余円減少したものの、経常費用も15年度の16兆6252億余円から18年度の14兆4319億余円へと2兆1933億余円減少するなどしたため、経常利益は15年度の2325億余円から18年度の2941億余円へと増加した。
(注32)
なお、公社では、経常利益に特別損益等を加減した残余额を契約者配当準備金として繰り入れていたため、当期純利益は生じていなかった。

民営化後の経常収益等の推移をみると、経常収益が20年度の15兆5337億余円から26年度の10兆1692億余円へと5兆3644億余円減少しているものの、経常費用も20年度の15兆3194億余円から26年度の9兆6766億余円へと5兆6428億余円減少していることにより、黒字基調で推移しており、経常利益は20年度の2142億余円から26

年度の4926億余円へ、当期純利益は20年度の383億余円から26年度の813億余円へとそれぞれ増加している。

また、上記の責任準備金の戻入により、責任準備金が15年度末の114兆8779億余円から19年度末の104兆7353億余円へ、さらに、26年度末の75兆1126億余円へと減少していることに伴って、総資産額が15年度末の121兆9119億余円から19年度末の112兆5246億余円へ、さらに、26年度末の84兆9150億余円へと減少している（表3-36参照）。

- (注31) 責任準備金 保険業法により、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるために、積み立てなければならないとされている準備金であり、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）により、当該決算期以前に収入した保険料を基礎として、保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された方法に従って計算し、積み立てることとなっている。積み立てられた責任準備金は有価証券等により運用されている。なお、公社時代には、日本郵政公社法等に基づいて責任準備金を積み立てることになっていた。
- (注32) 契約者配当準備金 保険業法により、保険会社である株式会社が契約者配当に充てるために積み立てることとなっている準備金。なお、公社時代には、日本郵政公社法施行規則（平成15年総務省令第4号）に基づいて契約者配当準備金を積み立てることになっていた。

表3-36 経常収益等の推移

(単位：億円)

科目	特別会計 注(1)	公社 注(2)				
	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度 上期
経常収益	—	16兆8577	14兆6650	16兆6721	14兆7261	7兆3362
うち保険料等収入	14兆3176	12兆2915	11兆6665	11兆2318	9兆2450	4兆5702
うち責任準備金戻入額	1兆9639	2兆1550	5966	2兆7862	2兆7774	1兆0594
経常費用	—	16兆6252	14兆0317	16兆3521	14兆4319	6兆8957
うち事業費	—	6167	5594	5461	5635	2563
経常利益	—	2325	6333	3200	2941	4404
特別利益	—	88	298	77	109	103
特別損失	—	756	5358	1775	1276	3596
契約者配当準備金繰入額	—	1657	1273	1502	1774	911
当期純利益	3兆1110	—	—	—	—	—
総資産額	125兆7494	121兆9119	121兆2688	119兆9623	116兆6113	114兆9253
負債額	122兆1221	120兆4188	119兆8781	117兆1537	114兆3742	113兆4960
うち責任準備金	118兆0489	114兆8779	114兆2813	111兆4951	108兆7176	107兆6582
純資産額	3兆6272	1兆4931	1兆3906	2兆8085	2兆2370	1兆4292

科目	かんぼ生命 注(2) 注(3)							
	平成19年度 下期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
経常収益	7兆6868	15兆5337	14兆5916	13兆3754	12兆5386	11兆8349	11兆2341	10兆1692
うち保険料等収入	3兆8866	7兆8811	7兆5056	7兆3423	6兆8564	6兆4817	5兆9116	5兆9567
うち責任準備金戻入額	2兆9228	5兆9341	5兆3841	4兆2523	4兆0209	3兆7418	3兆6564	2兆6328
経常費用	7兆6748	15兆3194	14兆2120	12兆9532	12兆0074	11兆3059	10兆7713	9兆6766
うち事業費	2665	5481	5492	5355	5161	5132	5139	5131
経常利益	119	2142	3796	4222	5312	5289	4627	4926
特別利益	1135	1157	251	117	24	1	—	—
特別損失	1	18	0	2	504	671	1000	993
契約者配当準備金繰入額	1069	2759	2943	3119	2719	3074	2421	2007
当期純利益	76	383	701	772	700	906	628	813
総資産額	112兆5246	106兆5779	100兆9697	96兆7867	93兆6908	90兆4635	87兆0928	84兆9150
負債額	111兆6204	105兆5052	99兆8004	95兆5790	92兆3964	88兆9967	85兆5546	82兆9392
うち責任準備金	104兆7353	98兆8012	93兆4170	89兆1647	85兆1438	81兆4019	77兆7454	75兆1126
純資産額	942	1兆0727	1兆1693	1兆2076	1兆2944	1兆4667	1兆5381	1兆9757

注(1) 特別会計では、経常収益、経常費用及び経常利益に相当する科目が存在しない。また、責任準備金及び責任準備金戻入額の計算方法が公社及びかんぼ生命とは異なる。

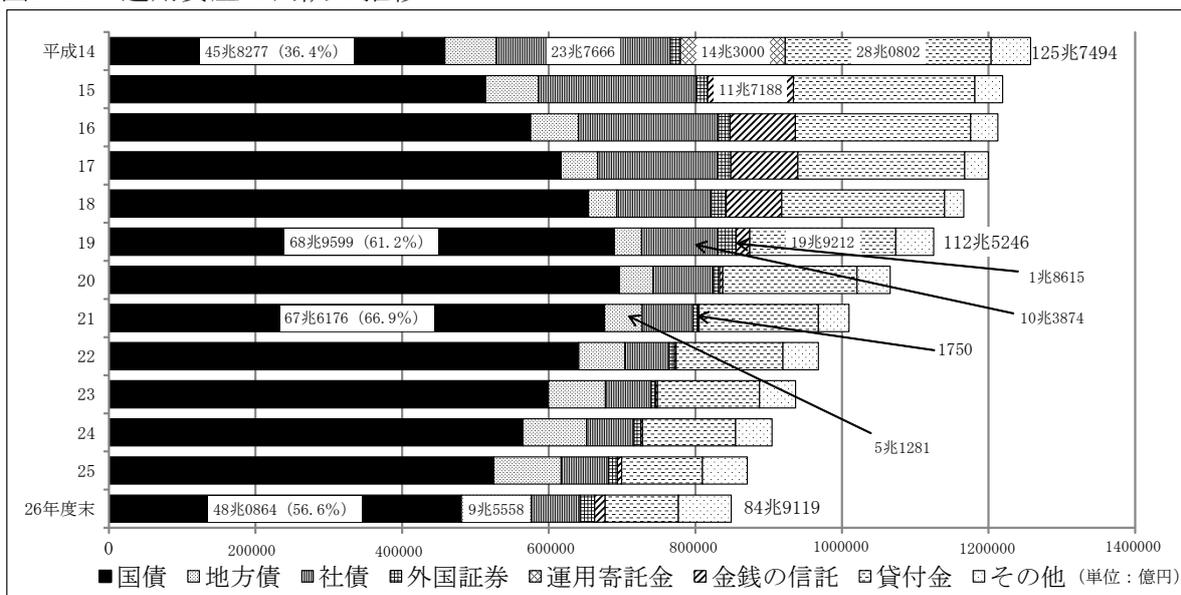
注(2) 平成19年10月に民営化されたため、19年度は上期と下期に分けて記載している。

注(3) 平成23年度以降は、同年度に子会社としたかんぼシステムソリューションズ株式会社を含めた連結決算の数値である。

(ウ) 資産運用の状況

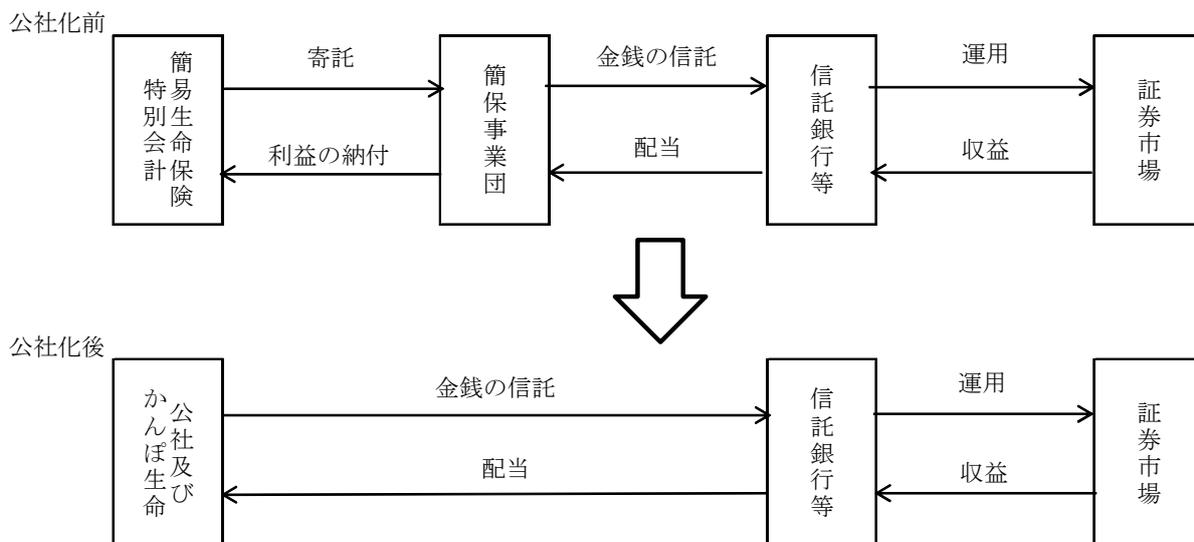
特別会計の最終年度である14年度から26年度までの間のかんぼ生命の資産運用の状況をみると、前記の責任準備金の減少に伴って、図3-13のとおり、運用資産額（かんぼ生命を含む生命保険会社については単体決算の総資産を運用資産とする。以下同じ。）は、14年度末の125兆7494億余円から19年度末の112兆5246億余円へと減少し、さらに、26年度末の84兆9119億余円へと減少している。

図3-13 運用資産の内訳の推移



そして、14年度から19年度までの状況をみると、14年度末には、14兆3000億円が運用寄託金として簡保事業団を通じて信託銀行等に信託され、簡易生命保険特別会計において運用の対象とされていなかった株式等への投資が行われていた。公社化後は、直接、金銭を信託銀行等に信託して株式等への投資が行われるようになったが、その運用額は15年度末の11兆7188億余円から19年度末の1兆8615億余円へと減少した。また、このほか、社債が14年度末の23兆7666億余円から19年度末の10兆3874億余円へ、貸付金が14年度末の28兆0802億余円から19年度末の19兆9212億余円へと減少する一方で、安全・確実な運用を目的とするなどして国債が14年度末の45兆8277億余円から19年度末の68兆9599億余円へと増加した（図3-14参照）。

図3-14 運用寄託金及び金銭の信託における資金の流れ



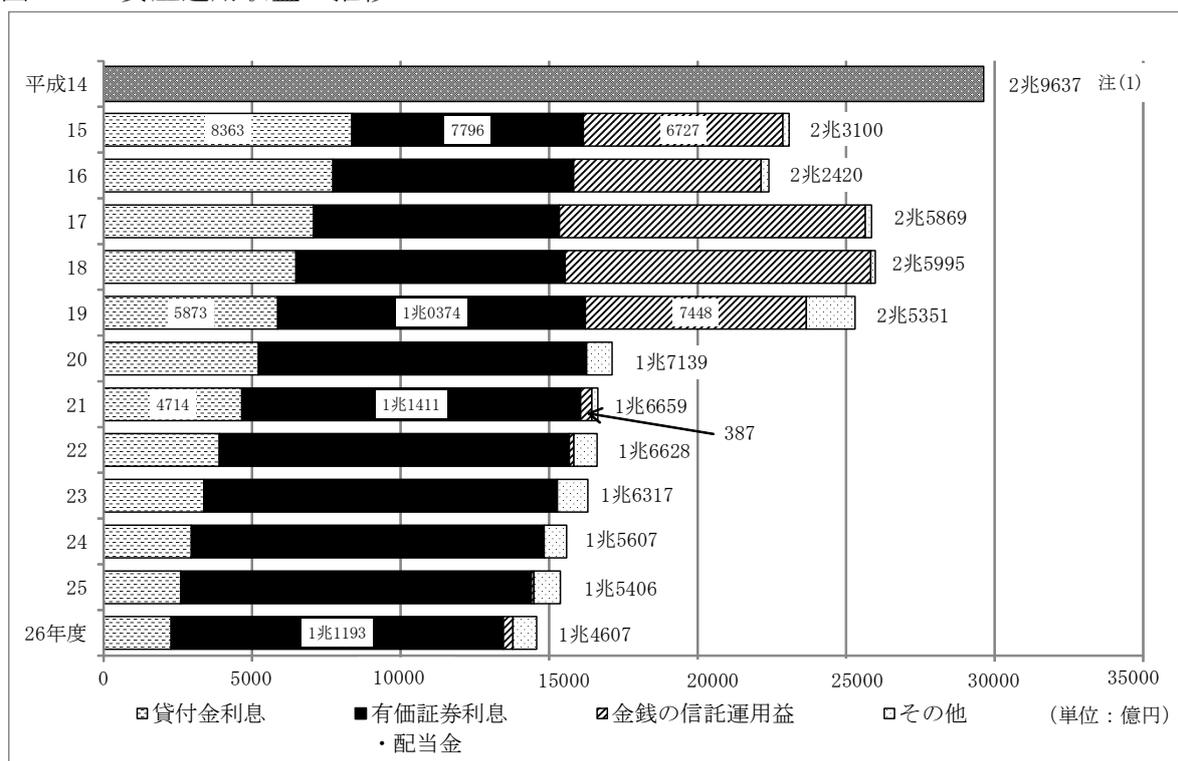
そして、民営化後は、19年夏に表面化したいわゆるサブプライム・ローン問題に端を発した世界的な金融・経済環境の大幅な悪化を背景として、リスク性資産を圧縮することとしたため、15年度から18年度まで資産運用収益の3割から4割程度を占めていた金銭の信託の運用額が、前記の15年度の11兆7188億余円から21年度の1750億余円に大きく減少し、これに係る資産運用収益も15年度の6727億余円から21年度の387億余円に大きく減少していた。

また、金銭の信託に係る運用損が19年度下期に3185億余円、20年度に2967億余円、23年度に262億余円、24年度に41億余円発生していた。なお、19年度上期には金銭の信託に係る運用益が7448億余円発生していた。

そして、金利リスクの軽減を図りつつ安定的な収益獲得を目指すという方針の下、金利の低下もあって、運用資産に占める国債の割合は、最も高かった21年度末の66.9%から26年度末には56.6%へと低下傾向にある一方、国債より金利の高い地方債の割合が21年度末の5.0%から26年度末には11.2%へと増加している。

こうした資産運用の結果、前記のとおり、運用資産額が減少していることなどもあり、資産運用収益は、図3-15のとおり、14年度の2兆9637億余円から19年度の2兆5351億余円へ、さらに、26年度の1兆4607億余円へと減少している。

図3-15 資産運用収益の推移



注(1) 平成14年度は運用資産別の収益額が開示されていないことから総額を記載している。

注(2) 平成19年度は公社の19年度上期とかんぽ生命の19年度下期を合算したものである。

かんぽ生命では、27年中期計画等において、資産運用の収益性の向上を目指して、運用資産の多様化を促進するとしている。

(エ) 運用資産の構成等について他の生命保険会社等との比較

かんぽ生命の26年度末における運用資産の構成について、他の生命保険会社や、生命保険会社ではないものの長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行うなどとしている年金積立金管理運用独立行政法人（Government Pension Investment Fund。以下「GPIF」という。）及びH年金運用機関と比較すると、表3-37のとおりとなっており、次の特徴がみられる。なお、かんぽ生命及び他の生命保険会社では会計基準として日本の会計基準を採用している。

- ① 有価証券（直接保有しているもの）については、かんぽ生命では、運用資産に占める割合は78.0%となっており、他の生命保険会社の82.5%と比べると低くなっている。また、GPIF及びH年金運用機関は、直接、有価証券を保有しておらず、金銭の信託を通して有価証券を保有しているため、単純に比較することはできないものの、金銭の信託を通して保有している有価証券を含めて比較すると、有価証券の運用資産に占める割合は、かんぽ生命では79.7%とな

り、当該割合が99.3%となっているGPIFと比べると低くなっており、当該割合が43.1%となっているH年金運用機関と比べると高くなっている。

- ② 国内債券については、かんぽ生命では、運用資産に占める割合（直接又は金銭の信託を通して保有しているもの）は75.7%となっており、他の生命保険会社の43.6%、GPIFの41.2%及びH年金運用機関の15.7%と比べると高くなっている。
- ③ 国内株式については、かんぽ生命は子会社の株式を直接保有しているほか、金銭の信託を通して他の国内株式を保有しているものの、運用資産に占める割合は1.2%となっており、他の生命保険会社の8.0%、GPIFの23.0%及びH年金運用機関の12.5%と比べると低くなっている。
- ④ 外国債券及び外国株式等については、かんぽ生命では運用資産に占める割合（直接又は金銭の信託を通して保有しているもの）は2.7%となっており、他の生命保険会社の25.2%、GPIFの35.1%及びH年金運用機関の14.8%と比べると低くなっている。

表3-37 運用資産の構成について他の生命保険会社等との比較（平成26年度末）
（単位：％）

区 分	かんぽ生命	他の生命 保険会社	GPIF	H年金 運用機関
有価証券 (A)	78.0	82.5	/	/
国内債券	75.7	43.6		
国内株式	0.0	8.0		
外国債券 (C)	2.3	20.3		
外国株式等 (D)	0.0	4.9		
その他の証券	—	5.6		
金銭の信託	1.6	0.6	100.0	43.1
有価証券 (B)	1.6	注(1)	99.3	43.1
国内債券	—		41.2	15.7
国内株式	1.2		23.0	12.5
外国債券 (E)	0.2		13.2	2.6
外国株式 (F)	0.2		21.8	12.2
その他	—		0.6	—
貸付金	11.7	9.5	/	1.8
財政融資資金預託金	—	—		50.6
その他	8.5	7.2		4.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0
(A) + (B)	79.7	82.5	99.3	43.1
(C) + (D) + (E) + (F)	2.7	25.2	35.1	14.8

注(1) 一般社団法人生命保険協会では、これらの内訳を公表していない。

注(2) 他の生命保険会社、GPIF及びH年金運用機関については、一般社団法人生命保険協会、GPIF及びH年金運用機関のホームページの情報を基に作成

また、かんぽ生命と4保険会社とを指標を用いるなどして比較すると、表3-38及

び表3-39のとおりとなっている。年度末における保険会社の健全性を示すソルベンシー・マージン比率をみると、4保険会社が25年度に772.1%から945.5%、26年度に913.2%から1041.0%となっており、いずれも200%を大きく超えているが、かんぽ生命は、25年度に1623.4%、26年度に1641.4%となっていて、4保険会社よりも更に高くなっている。これは、算定に用いる危険準備金が多額であることや運用資産に占める国債の割合が大きい一方、国内株式及び外国株式等の割合が小さいため、株価の暴落や為替相場の激変等により資産価格が大幅に下落するなど(注35)の資産運用リスクが小さいことなどによるものである。また、事業費率をみると、かんぽ生命は25年度に8.67%、26年度に8.60%となっていて、4保険会社が25年度に9.73%から14.31%、26年度に10.22%から12.64%となっているのと比べて低くなっている。

- (注33) ソルベンシー・マージン比率 保険業法で定められた、通常の前測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力をどの程度有しているかを示す行政監督上の指標の一つ。当該比率が200%を下回ると監督当局によって業務改善命令等の早期是正措置が執られる。
- (注34) 危険準備金 保険事故の発生率等が通常の前測を超える場合や責任準備金の算出基礎となる予定利率を確保できなくなる場合に備える準備金
- (注35) 事業費率 保険料等収入から再保険収入を差し引いた収入保険料(公社時代は再保険収入がなかったため保険料収入)に対する保険の募集や維持管理のために使用した事業費の割合であり、業務運営の効率化の状況を測る指標。なお、生命保険会社が公表している事業費は、営業職員の人件費や募集代理店に対する手数料等の営業活動費、広告宣伝費等の営業管理費、契約の維持等に係る人件費や物件費等の一般管理費に分類される。

そして、事業費に関して、かんぽ生命と4保険会社とを比較すると、かんぽ生命は、日本郵便との間で保険募集契約を締結して窓口業務を委託していることもあり、事業費に占める営業管理費の割合は、25年度が2%、26年度が3%となっていて、4保険会社と比べて小さくなっている。一方、事業費に占める営業活動費の割合は、4保険会社とほぼ同水準で、25年度が37%、26年度が35%となっており、また、収入保険料に対する営業活動費の割合は、25年度が3.22%、26年度が3.06%となっていて4保険会社と比べて低くなっている。事業費に占める一般管理費の割合は、25年度が60%、26年度が61%となっていて、4保険会社と比べて高くなっているが、収入保険料に対する一般管理費の割合は、25年度が5.22%、26年度が5.25%となっていて、4保険会社とおおむね同水準となっている。

表3-38 指標によるかんぽ生命と4保険会社との比較 (単位：億円)

項目	年 度	かんぽ生命	I 保険会社	J 保険会社	K 保険会社	L 保険会社
基礎利益 注(1)	平成25年度	4820	3998	5924	4604	3982
	26年度	5154	4582	6790	5063	4108
危険準備金	25年度末	2兆5887	5310	1兆0057	6604	3013
	26年度末	2兆4987	5580	1兆2502	6673	3151
ソルベンシー・ マージン比率	25年度末	1623.4%	772.1%	779.0%	945.5%	888.2%
	26年度末	1641.4%	913.2%	930.8%	1041.0%	944.2%
事業費率 注(2)	25年度	8.67%	14.31%	11.64%	9.73%	13.45%
	うち収入保険料に対する 営業活動費の割合	3.22%	5.82%	4.56%	3.72%	4.67%
	うち収入保険料に対する 営業管理費の割合	0.23%	2.34%	1.69%	1.39%	2.35%
	うち収入保険料に対する 一般管理費の割合	5.22%	6.14%	5.37%	4.61%	6.42%
	26年度	8.60%	12.20%	10.55%	10.22%	12.64%
	うち収入保険料に対する 営業活動費の割合	3.06%	4.87%	4.12%	3.92%	4.27%
	うち収入保険料に対する 営業管理費の割合	0.28%	2.03%	1.59%	1.54%	2.25%
	うち収入保険料に対する 一般管理費の割合	5.25%	5.29%	4.84%	4.75%	6.12%

注(1) 基礎利益 保険料等収入や保険金等支払金・事業費等の保険関係の収支と利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標

注(2) 事業費率は単体決算の数値を用いている。

注(3) 各社のディスクロージャー誌の情報を基に作成

表3-39 事業費に関するかんぽ生命と4保険会社との比較 (単位：百万円)

区分	かんぽ生命				I 保険会社			
	平成25年度		26年度		25年度		26年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業活動費	190,508	37%	182,243	35%	166,961	40%	159,322	39%
営業管理費	13,847	2%	17,147	3%	67,332	16%	66,395	16%
一般管理費	308,690	60%	313,025	61%	176,221	42%	172,870	43%
計	513,046	100%	512,417	100%	410,515	100%	398,588	100%

区分	J 保険会社				K 保険会社				L 保険会社			
	25年度		26年度		25年度		26年度		25年度		26年度	
	金額	構成比										
営業活動費	220,462	39%	220,033	39%	134,699	38%	133,730	38%	116,838	34%	109,985	33%
営業管理費	81,832	14%	85,035	15%	50,367	14%	52,563	15%	58,883	17%	57,958	17%
一般管理費	259,564	46%	258,303	45%	166,979	47%	162,132	46%	160,664	47%	157,712	48%
計	561,860	100%	563,371	100%	352,046	100%	348,426	100%	336,386	100%	325,656	100%

注(1) 各社の単体決算の数値を記載している。

注(2) 各社のディスクロージャー誌の情報を基に作成

(ウ) 民営化後の新規業務等の申請・認可等の状況

かんぽ生命は、民営化後、表3-40のとおり、顧客のニーズに対応した商品を開発するなどして、新規業務等の申請を行い、認可を受けるなどしている。26年1月に認可され、同年4月に販売を開始した改定後の学資保険は、被保険者の死亡保障

が保険期間を通じて一定だったそれまでの学資保険と異なり、当該保障を払込保険料相当額に抑制することにより、保険料を低く抑えた商品であり、新規の契約件数が改定前の25年度の168,086件から26年度の666,866件へと4倍近くに増加している。

表3-40 かんぽ生命の新規業務等の認可等の状況

新規業務等		申請・認可時期等	開始時期	目的等
新規商品・サービスの提供	①法人向け商品の受託販売	平成20.4.18 認可	20.6.1	生命保険会社の法人向け定期保険を郵便局やかんぽ生命保険の支店にて受託販売
	②入院特約の見直し		20.7.2	入院特約について、手術保険金の支払対象を公的医療保険制度に連動させたほか、日帰り入院についても入院保険金の支払対象とするなどの見直しを実施
	③学資保険の改定	26.1.24 認可	26.4.2	被保険者の死亡保障を抑制することにより、保険料を低廉化させた商品に改定
	④がん保険の受託販売等	26.6.27 認可	26.7.22	アメリカンファミリー生命保険会社のがん保険をかんぽ生命の支店にて受託販売（法人向け）
	⑤短期払養老保険	27.4.15 認可	27.10.2	普通養老保険について、保険料払込期間を保険期間より短く設定することにより、貯蓄性を向上させた商品に改定
	⑥経営者向け定期保険の受託販売	27.9.30 認可	27.11.30	受託元会社を限定していた定期保険の取扱範囲を拡大して利便性の向上及び収益源の多様化を図る。
	⑦総合福祉団体定期保険の受託販売			総合福祉団体定期保険の受託販売を開始することで利便性の向上及び収益源の多様化を図る。
運用手段の多様化	①有価証券の取得（信託受益権等）	19.12.19 認可	20.7.9	有価証券の運用対象を拡大することによる収益機会の拡大
	②金銭の貸付け（シンジケートローン（参加型））		20.8.6	金銭の貸付けの運用対象を拡大することによる収益機会の拡大
	③デリバティブ取引（金利スワップ取引等）		20.12.22	変動金利の金利スワップによる固定化のニーズに柔軟に対応
	④金銭債権の取得（貸出債権等）		21.3.25	金銭債権の取得等の運用対象を拡大することによる収益機会の拡大
新規商品	第三分野商品の販売	21.3.19 政令改正要望を提出		がん保険の販売により利便性の向上及び収益源の多様化を図る。
限度額	加入後一定期間経過した場合の被保険者一人当たりの限度額の引上げ	20.4.1 政令改正要望を提出	28.4.1	被保険者一人当たり最高1300万円とされている限度額を最高2000万円に引き上げることによる顧客の利便性の向上

(注) 平成27年12月末までに申請又は要望の提出を行っているものを記載している。

(カ) 効率化、収益向上等に向けた取組の状況

公社の第1期及び第2期中期経営目標における目標値及び実績値は、表3-41の(注36)とおりとされており、目標値として用いられている失効解約率は、顧客満足度の度合いを測る指標として、事業費率は、保険料収入の減少が見込まれる中で業務運営の効率化の状況を測る指標として、危険準備金・価格変動準備金の積増額は、経営環境の変化によって生ずるリスクに備えるための取組の状況を測る指標として、それぞれ用いられている。

失効解約率については、第1期の目標値が、保険「3.6%以下」、年金保険「2.3%以下」となっていたのに対して、実績値は、保険が3.2%、年金保険が1.5%となっており、また、第2期の目標値が、保険「1.80%以下」、年金保険「1.15%以下」となっていたのに対して、実績値は、保険が1.64%、年金保険が0.82%となっていた。

また、事業費率については、第1期の目標値が「5.1%以下」となっていたのに対して、実績値は5.14%となっていた。一方、第2期の目標値は「7.0%以下」となっていたのに対して実績値は5.61%となっていた。

そして、危険準備金・価格変動準備金の積増額については、第1期の目標値が「3000億円以上」となっていたのに対して、実績値は2兆5128億余円、第2期の目標値が「1400億円以上」となっていたのに対して、実績値は1673億余円となっていた。

(注36) 失効解約率 年度中の経過契約に係る保険金額又は年金額（年度初めに保有していた契約、年度末に保有していた契約並びに年度内に失効及び解約となった契約に係る保険金額又は年金額の和に0.5を乗じて得た額）に対する年度内に失効及び解約となった契約に係る保険金額又は年金額の割合

(注37) 価格変動準備金 運用資産の価格変動リスクに備える準備金

表3-41 会社の簡易保険業務における中期経営目標の目標値及び実績値

項目	第1期目標値	実績値				
		平成15年度	16年度	17年度	18年度	4年間 合計又は平均
失効解約率	保険：3.6%以下	3.4%	3.1%	3.1%	3.1%	3.2%
注(1)	年金保険：2.3%以下	1.7%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
事業費率 注(2)	5.1%以下	5.02%	4.80%	4.86%	6.10%	5.14%
危険準備金・ 価格変動準備金 の積増額 注(1)	3000億円以上	41億円	5517億円	9318億円	1兆0250億円	2兆5128億円

項目	第2期目標値 注(3)	実績値
		19年度上期 注(3)
失効解約率	保険：1.80%以下	1.64%
注(1)	年金保険：1.15%以下	0.82%
事業費率 注(2)	7.0%以下	5.61%
危険準備金・ 価格変動準備金 の積増額 注(1)	1400億円以上	1673億円

注(1) 失効解約率の目標値は各目標期間の平均値に係るものである。また、危険準備金・価格変動準備金の積増額の目標値は各目標期間の当該積増額の累積額である。

注(2) 事業費率 事業費÷保険料収入×100。目標値は各目標期間の平均値に係るものである。

注(3) 平成19年度に行われた整理資源債務の計上等の影響を除いた数値である。

そして、民営化後は、公社時代のような目標値が定められていないが、民営化

後のこれらに関連する実績をみると、表3-42のとおりとなっている。民営化後、個人保険及び個人年金保険の失効解約率は公表されていないため、失効解約率とは計算方法が異なり、公社時代と比較することはできないものの、民営化後の契約に係る解約失効率により顧客満足度の度合いを測ることとし、個人保険及び個人年金保険の解約失効率をみると、それぞれ20年度には11.2%、3.5%、26年度には5.1%、1.5%となっており、22年度以降、個人保険は5%台、個人年金保険は1%台を維持している。

また、事業費率については、事業費が小幅な減少にとどまっているのに対して、収入保険料の減少が大きいため、20年度の6.95%から26年度の8.60%へと上昇している。そして、危険準備金等については、保険料等収入の減少等に伴って、20年度末には3024億余円減少していたが、26年度末には78億余円増加している。

(注38) 解約失効率 年度当初に保有していた契約に係る保険金額又は年金額に対する年度内に解約及び失効となった契約に係る保険金額又は年金額の割合

表3-42 民営化後の解約失効率等の推移

項目		平成19年度 下期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
解約失効率	個人保険	注(1)	11.2%	6.7%	5.7%	5.4%	5.2%	5.2%	5.1%
	個人年金保険		3.5%	2.2%	1.9%	1.7%	1.5%	1.5%	1.5%
事業費率		6.85%	6.95%	7.31%	7.29%	7.52%	7.91%	8.67%	8.6%
うち収入保険料に対する 営業活動費の割合		2.65%	2.68%	2.65%	2.74%	2.99%	3.03%	3.22%	3.06%
うち収入保険料に対する 営業管理費の割合		0.12%	0.12%	0.11%	0.14%	0.19%	0.21%	0.23%	0.28%
うち収入保険料に対する 一般管理費の割合		4.08%	4.14%	4.54%	4.40%	4.33%	4.66%	5.22%	5.25%
危険準備金・価格変動準備金の積増額		▲3535億円	▲3024億円	392億円	▲764億円	▲537億円	▲355億円	▲34億円	78億円

注(1) 解約失効率は年度当初に保有していた契約を分母として算定されており、年度当初に保有契約がなかった平成19年度下期においては算定されていない。

注(2) 事業費率 事業費÷収入保険料×100

また、公社時代及び民営化後は、顧客の満足度を高めるサービスの充実、業務運営の効率化及び経営管理の高度化を図るために、表3-43のとおり、各種の取組が行われている。

表3-43 顧客の満足度を高めるサービスの充実等を図るための取組

	取組	開始時期	目的等
公 社 時 代	①信託会社への信託等、資産運用方法の拡大	平成15年 4月 など	資産運用の方法を拡大することによる収益機会の拡大
	②簡易保険事務センター（現サービスセンター）の再編	17年 4月	事業運営の効率化を図るために、7か所から5か所に再編
	③民間金融機関の預金口座を利用した保険料払込及び保険金振込の実施並びにキャッシュレス化の推進	18年 4月	郵便局のほか、他の金融機関の口座を利用した払込みや振込みが可能となることによる顧客の利便性の向上等
民 営 化 後	④法人向け商品の受託販売開始	20年 6月	保険商品のラインナップの充実、手数料等の収益機会の拡大
	⑤新契約システムの導入開始	22年10月	保険契約の効率的・効果的な営業活動、正確・迅速な業務処理の実現
	⑥全国に13のエリア本部を設置	25年 4月	日本郵便との連携強化による営業力の強化
	⑦タブレット型携帯端末の導入開始	25年10月	顧客への充実したコンサルティング・サービスの提供
	⑧支払業務システムの導入	26年 4月	保険契約の査定品質の向上、支払事務処理の迅速化・効率化

そして、前記のとおり、日本郵政は、26年2月に、民営化後初めての中期経営計画となる26年中期計画を策定し、また、27年4月にこれを更新した27年中期計画を策定した。そして、27年中期計画においては、27年度から29年度までの目標として、^(注39)①28年度に新契約の月額保険料を500億円台に乗せて更に拡大し、29年度以降に保有する保険契約件数の底打ち、反転、②29年度に当期純利益を800億円程度（市場環境が大きく変化しないことが前提）、③29年度の配当性向の目安を30%から50%程度とすることを掲げている。当該計画に掲げられている新契約の月額保険料等の目標について、26年度の実績をみると、①新契約の月額保険料は465億余円、②当期純利益は813億余円、③これに係る配当性向は30%となっている。また、経営基盤の確立のために、27年度から29年度までに総額約2000億円の投資を計画しており、主な内訳は、基幹系システムの更改に600億円、引受けから支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢整備に500億円、支店・サービスセンターの改修工事等に460億円等となっている。

(注39) 月額保険料 個人保険については被保険者から毎月支払を受ける月ごとの保険料。個人年金保険については、被保険者から毎月支払を受ける月ごとの保険料又は1か月を超える期間に係る保険料の支払を一時払いで受ける場合には当該保険料を当該期間（月数）で除した金額である。

エ ユニバーサルサービスの提供責務等

(ア) ユニバーサルサービスの提供責務

郵政事業に係るユニバーサルサービスの提供の確保については、前記のとおり、

民営化法改正法により明文の規定が置かれるようになり、郵政民営化法第7条の2、日本郵政株式会社法第5条及び日本郵便株式会社法第5条において、日本郵政及び日本郵便のユニバーサルサービスの提供責務が規定されている。

(イ) 総務大臣による監督等

総務大臣は、日本郵政株式会社法に基づき日本郵政を、日本郵便株式会社法等に基づき日本郵便を、それぞれ監督し、業務に関して監督上必要な命令をすることができることとなっている。そして、これらの法律によれば、日本郵政及び日本郵便は毎年度の事業計画を定めて、総務大臣の認可を受けることとされており、認可に当たり、総務大臣から様々な要請がある。例えば、27年度の事業計画の認可に当たっては、ユニバーサルサービスに係るものとして、日本郵政に対しては「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分について、ユニバーサルサービス提供責務の履行への影響等を勘案しつつ、準備を着実に進めること」、日本郵便に対しては「郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、地方創生に資する観点から、利用者ニーズを的確に把握しつつ、郵便局のみまもりサービス、ふるさと納税手続の利便性向上のための施策など、公益性・地域性を十分に発揮するための取組を更に積極的に進めるとともに、ユニバーサルサービスを確実に提供すること」という要請があった。

そして、ユニバーサルサービスのうち郵便の役務については、郵便法等によれば、日本郵便は、当該役務に関する提供条件を定めた郵便約款及び郵便の業務の管理に関する規程を定めて、総務大臣の認可を受けなければならないとされている。また、日本郵便株式会社法によれば、日本郵便は、郵便局の所在地等を変更しようとするときは、総務大臣に届け出なければならないとされている。

(ウ) ユニバーサルサービスの提供範囲、水準及び状況

ユニバーサルサービスの提供範囲は、表3-44のとおりとなっており、郵便・物流事業のうち、郵便事業では内国郵便、国際郵便及び郵便物の特殊取扱の一部が含まれているが、物流事業は含まれていない。また、金融窓口事業では、流動性預金及び定期性預金の受入れ、為替取引、終身保険、養老保険等が含まれているが、国債、投資信託等の窓口販売や外貨両替、学資保険等は含まれていない。

また、ユニバーサルサービスの提供水準について、次のことなどが規定されている。

- ① 郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）により、郵便差出箱の設置について日本郵政公社法施行の際にあまねく全国に設置されていた郵便差出箱数（約18万本）を維持すること
- ② 郵便法により、郵便物について差し出された日から原則として3日以内に送達すること
- ③ 日本郵便株式会社法施行規則により、前記のとおり、いずれの市町村（特別区を含む。）においても一以上の郵便局を設置すること、過疎地においては、19年10月から24年9月までは19年10月時点の郵便局ネットワークの水準を、民営化法改正法が施行された24年10月からは同月時点の当該水準を、それぞれ維持することを旨とすること

表3-44 ユニバーサルサービスの提供範囲等

内容	範囲	水準
郵便の役務	内国郵便 国際郵便 郵便物の特殊取扱の一部 (書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達)	郵便差出箱の設置：日本郵政公社法施行の際の本数（約18万本）の維持等 郵便局の設置：いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置すること。また、過疎地においては、19年10月から24年9月までは19年10月時点の郵便局ネットワークの水準を、24年10月からは同月時点の当該水準を、維持することを旨とすること 料金：全国均一料金とすること、事前に届け出ること（一部認可制あり）など 送達：差し出されてから原則3日以内（国際郵便物を除く。） 配達：週6日 原則1日1回の配達等
簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務	流動性預金の受入れ 定期性預金の受入れ 為替取引	/
簡易に利用できる生命保険の役務	終身保険（普通終身保険・特別終身保険） 養老保険（普通養老保険・特別養老保険） 保険金等の支払の請求の受理に関する事務の代行（満期保険金・生存保険金）	

ユニバーサルサービスの提供状況を見ると、次のとおりとなっており、必要なユニバーサルサービスの提供水準はおおむね維持されていると考えられる。

- ① 郵便差出箱数は、表3-45のとおり、民営化後、18万本以上で推移しており、19年度末は192,157本、26年度末は181,521本となっている。
- ② 郵便物の送達日数達成率は、表3-20のとおり、民営化後、公社時代の目標値であった97%以上で推移している。
- ③ 過疎地における営業中の郵便局数は、表3-45のとおり、民営化された19年度末は7,346局、26年度末は7,692局となっている。また、これらの郵便局のうち、

郵便窓口業務は全ての郵便局において実施されているほか、銀行窓口業務を実施している郵便局は、19年度末は7,239局、26年度末は7,609局であり、保険窓口業務を実施している郵便局は、19年度末は5,790局、26年度末は5,867局となっている。

表3-45 郵便差出箱数及び過疎地における営業中の郵便局数の推移 (単位：本、局)

設置数	平成 19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末
郵便差出箱数	192,157	192,213	188,326	186,753	185,409	181,895	182,839	181,521
郵便局数	7,346	7,376	7,407	7,348	7,379	7,690	7,698	7,692
うち郵便窓口業務実施局	7,346	7,376	7,407	7,348	7,379	7,690	7,698	7,692
うち銀行窓口業務実施局	7,239	7,259	7,296	7,250	7,281	7,591	7,607	7,609
うち保険窓口業務実施局	5,790	5,786	5,704	5,623	5,649	5,879	5,877	5,867

一方、前記のとおり、26年度に、郵便・物流事業では103億余円の営業損失を計上しており、また、金融窓口事業では209億余円の営業利益を計上しているものの、主な収益源である金融2社からの銀行代理業務手数料及び生命保険代理業務手数料は減少傾向にある。

したがって、ユニバーサルサービスの提供水準を将来にわたって維持するためには、日本郵政及び日本郵便の更なる経営努力が必要となる。

(エ) 総務省情報通信審議会によるユニバーサルサービスコストの試算について

総務省情報通信審議会は、25年10月に、総務大臣から「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について諮問を受け、27年9月にこれに対する答申を行っている。そして、同答申において、各集配局が配達等を担当する区域である集配局エリア単位で損益を分析しており、「仮にユニバーサルサービスの提供責務が撤廃され、日本郵便が赤字の集配局エリアのサービスを停止することが可能となった場合に、節約できたであろう費用」（以下「ユニバーサルサービスコスト」という。）について試算を行っている。試算における計算過程や集配局エリア単位での損益については公表されていないものの、試算によれば、25年度のユニバーサルサービスコストは、郵便の業務が1873億円、銀行窓口業務が575億円、保険窓口業務が183億円となっていて、それぞれ多額に上っている。

また、同答申において、郵便の業務については、約8割の集配局エリアが赤字となっていて、その赤字を約2割の黒字の集配局エリアの利益によって賄っており、銀行窓口業務及び保険窓口業務については、約4割の集配局エリアが赤字となっていて、その赤字を約6割の黒字の集配局エリアの利益によって賄っているという試算結果が報告されている。その要因として、郵便の業務については、大都市部の集配局エリアでは、郵便物の引受物数が多く、また、配達についても、住宅が密集していて効率的に行うことができるのに対して、地方の集配局エリアでは、郵便物の引受物数が少なく、また、配達についても、各配達先が遠いため配達コストが高くなることが挙げられている。銀行窓口業務及び保険窓口業務については、手数料の額が窓口での業務取扱量に応じて決まるため、業務取扱量の多い都市部の集配局エリアの方が黒字になる傾向があることが挙げられている。

(オ) ユニバーサルサービスの提供範囲等についての日本と諸外国との比較

a サービス水準等の状況

総務省情報通信審議会郵政政策部会の資料等を基に、ユニバーサルサービスの提供範囲等について、日本と米国、英国、ドイツ、フランス(以下、これらを合わせて「4か国」という。)とを比較すると、表3-46のとおりとなっており、ユニバーサルサービスの提供範囲は、日本では郵便事業のほか、貯蓄や生命保険等の金融サービスが含まれているが、4か国では郵便事業のみとなっている。また、ユニバーサルサービスの提供水準は、郵便物の配達日数については、いずれの国においても週6日となっている。郵便局数は、1万km²当たりで見ると日本が634局と最も多く、また、1局当たりの人口で見ると、米国が9,027人と最も多く、日本は5,291人で3番目となっている。郵便局の配置については、いずれの国も規制を設け、郵便局までの距離や人口に対する設置局数等の具体的な基準を設定している。

表3-46 ユニバーサルサービスの提供範囲等についての日本と4か国との比較

項目	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
人口・面積	人口:約1.27億人 面積:約37.8万km ²	人口:約3.25億人 面積:約962.9万km ²	人口:約6500万人 面積:約24.3万km ²	人口:約8300万人 面積:約35.7万km ²	人口:約6300万人 面積:約55.2万km ²
提供主体	日本郵便	米国郵便庁 (USPS)	ロイヤルメール・ グループ	ドイツポスト	ラ・ポスト
経営形態	株式会社	国営独立機関	株式会社	株式会社	政府全株保有の 株式会社
郵便ポスト数の規制	規制あり	規制なし	規制あり	規制あり	規制なし
ユニバーサルサービスの範囲	郵便、簡易な貯蓄等、 簡易な生命保険	郵便	郵便	郵便	郵便
郵便のユニバーサルサービスの範囲	・4kg以下の郵便物 ・書留、内容証明等	・USPSが提供している サービス	・2kg以下の書状 ・20kg以下の小包 ・書留・保険付	・2kg以下の郵便書状 (書留・保険付・代金 引換を含む。) ・20kg以下の宛名付小包	・2kg以下の書状 ・2kg以下の新聞等 ・20kg以下の小包 ・書留・保険付
郵便の配達日数のサービス水準に関する規制	規制あり(週6日)	規制あり(週6日)	規制あり(週6日)	規制あり(週6日)	規制あり(週6日)
郵便局数	約24,000局 (簡易局含む。)	約36,000局 (委託局等含む。)	約12,000局 (委託局等含む。)	約19,600局 (委託局)	約17,000局 (委託局等含む。)
1万km ² 当たり郵便局の設置数	634	37	493	549	307
1局当たり人口(人)	5,291	9,027	5,416	4,234	3,705
郵便局設置基準の内容	・必要とされる郵便局数の定めはない。 ・いずれの市町村にも一以上の郵便局を設置するなど、あまねく全国において利用されることを旨として設置すること	・必要とされる郵便局数の定めはない。 ・利用者が容易にアクセスできる場所に郵便施設を設置することなど	・必要とされる郵便局数の定めはない。 ・郵便を受け取ることができるアクセス・ポイントから5km以内まで95%を下回らない利用者が居住することなど	・必要とされる郵便局数の定めはない。 1万2,000の固定郵便施設 ・2,000戸以上の市町村には少なくとも1局の常設局が置かれることなど	・必要とされる郵便局数の定めはない。 ・郵便局は、国民の最低99%、さらにそれぞれの地域の人口の95%が郵便局まで10km未満、かつ1万人以上の全てのコミュニティでは少なくとも2万人につき1局設置することなど

(注) 「総務省情報通信審議会郵政政策部会 第19回配付資料」(平成27年9月)等を基に作成

b 郵便事業への参入規制等の状況

日本及び4か国のうち米国以外の3か国では、民間事業者による郵便事業への参入が認められている。日本では、15年4月の信書便法の施行により、国が独占して行ってきた信書の送達の事業について、信書便事業として民間事業者の全面的な参入が可能となったものの、これまでのところ、民間事業者の参入は形状が特殊なものや重量が4kgを超えるなどの特定のサービスのみを提供する特定信書便事業のみとなっており、信書の大半を占める1通当たり4kg以下等の信書の送達を全国で行う事業は、事実上、日本郵便の独占となっている。

オ その他の事業

(ア) 病院事業

a 事業の経緯

通信病院は、昭和13年に逓信省職員とその家族のための職域病院として設置され、24年6月に逓信省が郵政省と電気通信省に分離した際、郵政省に引き継がれた。そして、逓信病院は、会計検査院が昭和53年度決算検査報告において、「逓信病院の運営について」を掲記したことなどをを受けて、55年以降、郵政省の職員及び家族だけでなく、地域住民に対して医療サービスを提供している。

その後、中央省庁の再編、公社化、民営化を経て、平成19年10月からは日本郵政により全国で14通信病院が運営されていたが、27年4月には仙台通信病院等(注40)3通信病院が他の医療法人に譲渡された。

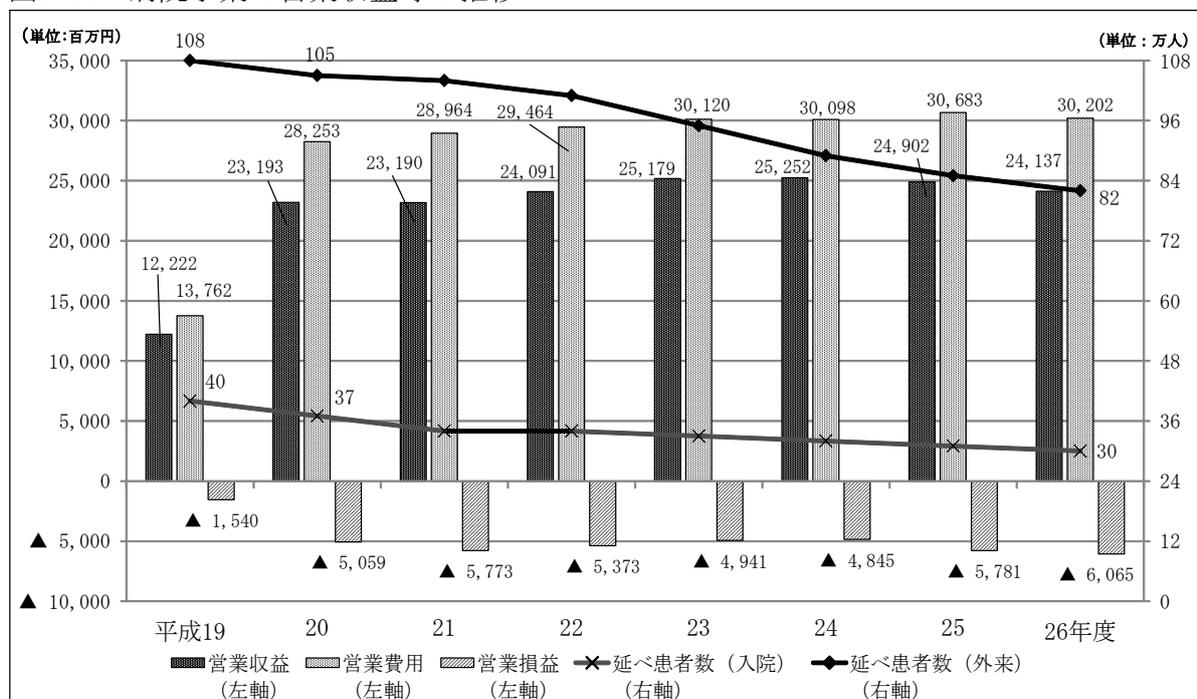
(注40) 3通信病院 仙台、新潟、神戸各通信病院

b 営業収益等の推移

病院事業の19年度以降の患者数、営業収益等の推移は、図3-16のとおり、20年度には外来患者数が延べ約105万人、入院患者数が延べ約37万人であったが、26年度には外来患者数が延べ約82万人、入院患者数が延べ約30万人になるなど、患者数の減少傾向が続いている。そして、営業収益は、20年度の231億余円から26年度の241億余円へと増加しているものの、営業費用が、20年度の282億余円から26年度の302億余円へと増加しているため、営業損失が、20年度の50億余円から26年度には民営化後最も多額となる60億余円へと増加していて、民営化以降、毎年度、営業損失を計上しており、厳しい経営状況となっている。

このような状況の背景としては、診療報酬及び薬価基準のマイナス改定のほか、通信病院は中小規模の病院が多く専門性が低いこと、施設・設備が老朽化していることなどが挙げられる。

図3-16 病院事業の営業収益等の推移



(注) 平成19年度の営業収益、営業費用及び営業損失は民営化後の下期分のみを記載

会計検査院は前記の昭和53年度決算検査報告において、通信病院の運営について、^(注41) 經常収支率及び^(注42) 病床利用率が低いなどとし、利用を促進するには医療の需要に応じた医師等の確保や医療体制の整備等の検討を要し、利用者の範囲を職員及びその家族以外の一般患者にも拡大するには地域の医療関係団体との調整を要するなどの問題があること、また、經常収支率や病床利用率が極端に低い通信病院についてその統合を図るには職員及びその家族に対する福利厚生施策上の配慮との関連など種々困難な問題があることから、上記のような諸問題の打開に努めないまま推移すると、国の多額の財政負担が依然として継続することとなる旨を記述した。

(注41) 經常収支率 經常収入額を經常支出額で除して得た率
(注42) 病床利用率 実稼働病床数に対する1日平均入院患者数の割合

そして、經常収支率の水準によって区分した各通信病院の經常収支率、病床利用率並びに入院患者数及び外来患者数のそれぞれに占める一般患者数の割合の平均の推移は、表3-47のとおりとなっている。

經常収支率をみると、20年度以降、いずれの通信病院も50%以上、全体の平均については各年度とも80%前後で推移していて、26年度には78.7%となっているなど、昭和53年度の30.3%と比べて改善がみられる。

一方、病床利用率の全体の平均をみると、53年度の59.4%と比べて、平成20年度は58.8%、26年度は57.8%となっており、ほぼ横ばいの状況となっている。また、病床利用率が高い病院は、經常収支率も高くなる傾向がみられる。

さらに、14通信病院における入院患者数及び外来患者数のそれぞれに占める一般患者数の割合の平均は、20年度以降、90%以上で推移しており、26年度には入院患者数に占める一般患者数の割合が97.8%、外来患者数に占める一般患者数の割合が93.7%となっている。

表3-47 経常収支率の水準によって区分した通信病院の経常収支率、病床利用率及び一般患者数の割合の平均
(単位：箇所、%)

経常収支率		年 度		昭和	平成	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
				53年度	20年度							
全体	病院数		16	14	14	14	14	14	14	14	14	
	経常収支率		30.3	80.4	78.7	80.5	82.6	82.9	80.3	78.7		
	病床利用率		59.4	58.8	54.1	56.4	57.4	60.1	58.9	57.8		
	一般患者 数の割合	入院	—	96.2	96.5	97.0	97.4	97.5	97.5	97.8		
		外来	—	91.8	91.9	92.2	92.2	93.1	93.3	93.7		
内 訳	90%以上	病院数		0	1	1	2	2	2	2	1	
		経常収支率		—	96.1	95.8	91.1	91.7	93.0	93.2	94.0	
		病床利用率		—	75.9	71.6	75.9	72.8	74.9	69.9	70.7	
		一般患者 数の割合	入院	—	98.1	97.4	95.9	96.3	96.4	98.6	98.9	
			外来	—	95.9	95.8	88.2	88.6	90.5	95.3	95.6	
	80%以上 90%未満	病院数		0	4	3	2	4	3	2	3	
		経常収支率		—	85.6	83.8	83.6	86.5	85.7	85.4	86.1	
		病床利用率		—	68.1	62.5	56.5	59.1	57.9	66.5	68.5	
		一般患者 数の割合	入院	—	94.7	95.9	98.2	98.8	98.6	96.4	96.9	
			外来	—	89.2	88.7	94.4	94.1	94.1	90.5	91.4	
	70%以上 80%未満	病院数		0	6	6	6	4	6	6	4	
		経常収支率		—	73.9	74.9	74.9	73.2	74.6	76.2	76.0	
		病床利用率		—	51.8	51.9	50.6	51.0	53.6	51.1	49.5	
		一般患者 数の割合	入院	—	98.0	97.5	98.3	97.7	98.3	98.6	99.2	
			外来	—	94.1	94.3	94.7	93.9	95.1	95.1	95.8	
	60%以上 70%未満	病院数		0	3	3	3	4	2	3	4	
		経常収支率		—	63.8	65.9	61.8	65.4	66.4	69.0	65.1	
		病床利用率		—	38.4	38.3	39.8	34.1	42.4	46.4	48.3	
一般患者 数の割合		入院	—	98.2	97.0	96.7	97.6	97.1	97.8	98.6		
		外来	—	93.4	94.5	93.8	94.6	94.5	94.9	94.6		
50%以上 60%未満	病院数		0	0	1	1	0	1	1	2		
	経常収支率		—	—	57.7	57.4	—	55.3	59.0	55.3		
	病床利用率		—	—	20.5	19.1	—	30.2	48.0	30.1		
	一般患者 数の割合	入院	—	—	96.0	97.2	—	99.2	99.2	98.4		
		外来	—	—	89.9	93.7	—	92.6	92.7	94.2		
50%未満	病院数		16	0	0	0	0	0	0	0		
	経常収支率		30.3	—	—	—	—	—	—	—		
	病床利用率		59.4	—	—	—	—	—	—	—		
	一般患者 数の割合	入院	—	—	—	—	—	—	—	—		
		外来	—	—	—	—	—	—	—	—		

(注) 昭和53年度の16通信病院のうち、明石通信病院は62年2月に神戸通信病院に、旭川通信病院は平成2年2月に現在の札幌通信病院に、それぞれ整理統合された。

c 収益向上等に向けた取組

病院事業における収益向上等に向けた取組として、①質の高い医療・看護の提供、②高額医療機器の稼働率向上、③ニーズの高い専門診療等の整備、地域連携・医療福祉相談活動強化等の診療内容等の充実、④利用が少なく非効率となっている診療科の休止の検討や委託契約の仕様の見直し、物品の計画的調達、

医薬品等の在庫管理の徹底等の取組が行われている。特に、③については、地域連携により紹介を受けた初診紹介患者数が、地域連携が強化された22年度から26年度までの間に計12万人を超えるなどの成果を上げている。また、27年4月に譲渡された3逋信病院以外の逋信病院についても、引き続き、譲渡等を含む見直しが行われている。

前記のとおり、経常収支率は、昭和53年度と比べて改善がみられるものの、民営化後、患者数の減少傾向が続いていて、営業損失の計上が継続しており、収益向上等に向けた取組を一層進めることが求められる。

(イ) 宿泊事業

a 事業の経緯

かんぽの宿等は、簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）に基づき、簡易生命保険の加入者の福祉を増進するために30年10月から設置された施設であり、37年4月以降は、同月に設立された簡保事業団が国からかんぽの宿等を承継して、その設置及び運営の業務等を実施していた。

また、前記のとおり、メルパルクは、郵便貯金の普及のために、その周知宣伝に必要な施設として、45年11月から設置された。

その後、公社は、平成15年4月にかんぽの宿等105施設を簡保事業団から、メルパルク23施設を国から、それぞれ承継し、これらのうちかんぽの宿等34施設及びメルパルク12施設を譲渡又は廃止した。そして、19年10月に、日本郵政が、かんぽの宿等71施設及びメルパルク11施設を公社から承継して宿泊事業を行っている。

そして、会計検査院は、かんぽの宿等の譲渡について、参議院からの検査要請に基づいて22年3月に報告した「簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等に関する会計検査の結果について」において、日本郵政が、公社から承継したかんぽの宿等について、20年度内の譲渡完了に向けて契約手続を進め、20年12月に、オリックス不動産株式会社との間で契約を締結したが、21年1月に、総務大臣から同契約に関して契約相手方の選定等についての疑義が表明されたことから、同年2月に、同契約を解約したことについて記述した。

さらに、日本郵政株式会社法により、承継したかんぽの宿等及びメルパルクについては、24年9月30日までに、全て譲渡又は廃止することとなっていたが、

21年12月に株式処分停止法が施行され、日本郵政は、当該規定にかかわらず、これらの施設の譲渡又は廃止をしてはならないものとされた。このため、24年5月に株式処分停止法が廃止されるまで、日本郵政は、これらの施設の譲渡又は廃止を行うことができなかった。

(注43)

その後、26年度に、かんぼの宿等7施設の営業を終了し、廃止しており、26年度末現在では、かんぼの宿等64施設及びメルパーク11施設を運営するなどしている（表3-48参照）。

また、当該7施設のうち、かんぼの郷白山尾口を白山市に、かんぼの郷宇佐を宇佐市にそれぞれ随意契約により譲渡したほか、その他の5施設については、公告の上、一般競争契約等により譲渡した。

(注44)

(注43) かんぼの宿等7施設 かんぼの宿十勝川、かんぼの宿横手、かんぼの宿草津、かんぼの宿修善寺、かんぼの宿山代、かんぼの郷白山尾口、かんぼの郷宇佐

(注44) かんぼの宿草津は一般競争契約により、他の4施設は一般競争に付しても応札者がいなかったため、公告を行い、先着順で譲渡先を決定した。

表3-48 宿泊事業の経緯

年 月	沿 革
昭和30年10月	熱海に初の簡易保険・郵便年金加入者老人福祉施設（現かんぼの宿熱海）を設置
37年 4月	簡保事業団設立
45年11月	大阪に初の郵便貯金会館（現メルパーク大阪）を設置
平成15年 4月	公社が簡保事業団からかんぼの宿等105施設を、国からメルパーク23施設を承継 この間に、公社はかんぼの宿等34施設及びメルパーク12施設を譲渡又は廃止
19年10月	日本郵政が公社からかんぼの宿等71施設及びメルパーク11施設を承継（24年9月30日までに全て廃止することとされていた。）
20年12月	日本郵政がオリックス不動産株式会社との間でかんぼの宿等の譲渡契約を締結
21年 1月	総務大臣から、かんぼの宿等の譲渡契約に関して、契約相手方の選定等についての疑義が表明される。
2月	日本郵政がかんぼの宿等の譲渡契約を解約
12月	株式処分停止法が施行。かんぼの宿等及びメルパークの譲渡又は廃止が禁止される。
24年 5月	株式処分停止法が廃止
26年 8月	かんぼの宿十勝川、かんぼの宿横手、かんぼの宿草津、かんぼの宿山代、かんぼの宿修善寺の営業を終了
11月	かんぼの郷白山尾口の営業を終了
27年 3月	かんぼの郷宇佐の営業を終了

b 営業収益等の推移

かんぼの宿等については、これまで、経営改善のための取組が行われており、表3-49のとおり、客室稼働率は、民営化後最も低かった23年度の63.5%から26年度の67.6%へと向上しており、また、宿泊単価は、民営化後最も低かった23年度の10,643円から26年度の11,193円へと上昇してきて、いずれも23年度以降、改善傾向にある。また、メルパルクについては、民営化後、定期建物賃貸借契約を締結して賃貸しており、毎年度、おおむね30億円程度の賃貸料に係る営業収益を計上している。

しかし、宿泊事業の19年度以降の営業収益等の推移をみると、20年度に52億余円の営業損失を計上した後、営業費用については、同年度の428億余円から26年度の332億余円へと減少しているものの、営業収益については、宿泊利用人数が19年度の約209万人から23年度の約180万人へ、さらに、26年度の約169万人へと減少傾向が続いていることなどにより、20年度の376億余円から26年度の303億余円へと減少している。このため、26年度においても29億余円の営業損失を計上するなど、毎年度営業損失を計上してきて、厳しい経営状況となっている。

表3-49 宿泊事業の営業収益等の推移 (単位：百万円、施設)

項目	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
営業収益	18,938	37,668	35,238	34,115	31,731	32,278	31,874	30,365
営業費用	19,357	42,871	38,447	37,362	34,725	33,693	33,725	33,299
営業損益	▲ 419	▲ 5,202	▲ 3,208	▲ 3,246	▲ 2,993	▲ 1,414	▲ 1,851	▲ 2,934
かんぼの宿等								
施設数	71	71	71	71	71	71	71	64
宿泊利用人数	209万人	205万人	191万人	190万人	180万人	180万人	179万人	169万人
客室稼働率	70.7%	70.5%	65.9%	65.3%	63.5%	64.4%	65.1%	67.6%
宿泊単価	10,921円	11,035円	11,225円	10,878円	10,643円	10,917円	11,064円	11,193円
メルパルクの 賃貸料	—	1,520	3,043	3,084	2,973	3,121	3,121	3,121

注(1) 平成19年度の営業収益、営業費用及び営業損益は民営化後の下期分のみを記載している。

注(2) かんぼの宿等の施設数は各年度末時点の数である。

このような状況の背景としては、20年9月のいわゆるリーマン・ショックに端を発した景気低迷の影響等により全国的に旅行需要の低迷が続いたこと、主要顧客の高齢化が進んでいること、26年度については、前記のとおり、かんぼの宿等7施設の営業を終了したことなどが挙げられる。

会計検査院は、衆議院からの検査要請に基づいて10年9月に報告した「公的宿泊施設の運営に関する会計検査の結果について」において、施設の稼働率や収支の状況を把握し、稼働率が著しく低かったり、収支が著しく悪かったりする施設については、その原因を十分究明した上、今後の事態の改善や事業継続の可能性、統廃合の要否等を検討する必要があること、いずれの公的宿泊施設においても、地方公共団体、地域住民等も様々な利害関係を持ち、相互に影響を及ぼしていることなどから幅広く議論がなされることが肝要であることなどを記述した。また、前記の22年3月の報告において、収益の増加、人件費等の費用の削減のほか、株式処分停止法により、現時点での廃止はできないとしても、一時的な休業も念頭に損益改善策の検討を行う必要があることなどを記述した。

そこで、表3-50のとおり、19年度に公社から承継したかんぼの宿等71施設のうち、休館等のため、営業損益等の比較ができない5施設を除いた66施設について、24年度から26年度までの3年間の各施設の営業損益を平均した額(以下「3年平均損益」という。)を算定し、19年度の各施設の営業損益、3年平均損益及び26年度の客室稼働率等をそれぞれ比較した。

19年度に営業利益を計上していた12施設の3年平均損益をみると、23年3月に発生した東日本大震災で大きな影響があった「かんぼの宿いわき」及び「かんぼの宿旭」が営業損失を計上しているものの、10施設は営業利益を計上している。一方、19年度に営業損失を計上していた54施設の3年平均損益をみると、26年度に営業を終了した7施設を含む45施設は引き続き営業損失を計上しているものの、9施設は営業利益を計上している。全体としてみると、上記の66施設のうち19施設が営業利益を計上していて、19年度と比べて営業利益を計上している施設数が7施設増加している。

そして、19年度の営業損益及び3年平均損益において、営業損失を計上していた45施設について、19年度の営業費用を営業収益で除した値(以下「19年度営業費用率」という。)と24年度から26年度までの3年間の営業費用の平均を同期間の営業収益の平均で除した値(以下「3年平均営業費用率」という。)とを比較すると、19年度営業費用率と比べて3年平均営業費用率の方が小さくなっていて改善していた施設が18施設あるものの、27施設では19年度営業費用率よりも3年平均営業費用率の方が大きくなっていて更に悪化している。

また、19年度に営業損失を計上していた54施設について19年度と26年度の客室稼働率とを比較すると、14施設は客室稼働率が改善しているものの、40施設は悪化している。

表3-50 平成19年度の営業損益、3年平均損益、客室稼働率等の状況
(単位：施設、百万円)

平成19年度の営業損益			3年平均損益				19年度営業費用率と3年平均営業費用率の比較								26年度の客室稼働率			
			営業利益	営業損失	うち営業終了	計	改善した施設				悪化した施設				改善	悪化	計	
							営業利益	営業損失	うち営業終了	計	営業利益	営業損失	うち営業終了	計				
営業利益	施設数 (金額)	12 (36)	10 (36)	2 (▲10)	0 (-)	12 (28)	6 (42)	0 (-)	0 (-)	6 (42)	4 (27)	2 (▲10)	0 (-)	6 (14)	12 (28)	2	10	12
営業損失	施設数 (金額)	54 (▲37)	9 (14)	45 (▲33)	7 (▲45)	54 (▲25)	9 (14)	18 (▲25)	4 (▲31)	27 (▲11)	0 (-)	27 (▲39)	3 (▲65)	27 (▲39)	54 (▲25)	14	40	54
計	施設数 (金額)	66 (▲24)	19 (25)	47 (▲32)	7 (▲45)	66 (▲15)	15 (25)	18 (▲25)	4 (▲31)	33 (▲2)	4 (27)	29 (▲37)	3 (▲65)	33 (▲29)	66 (▲15)	16	50	66
休館等	施設数 (金額)	5 (▲127)																
合計	施設数	71	66				66								66			

注(1) 括弧書きは1施設当たりの金額である。

注(2) 平成26年度の客室稼働率は、各施設の客室稼働率の平均である。

c 収益向上等に向けた取組

宿泊事業における収益向上等に向けた取組として、①メンバーズカード会員向けの情報誌の発行や同会員限定プランの販売、全国キャンペーンの展開等による新規顧客の開拓等の顧客基盤の拡大、②臨時従業員の効率的な配置等や光熱費の引下げのための省エネ器具の設置等が行われている。

前記のとおり、民営化後、宿泊利用人数の減少傾向が続いていて、営業損失の計上が継続しており、収益向上等に向けた取組を一層進めることが求められる。

(4) 株式売却に係る手続等及び株式売却収入の復興財源への充当の状況等

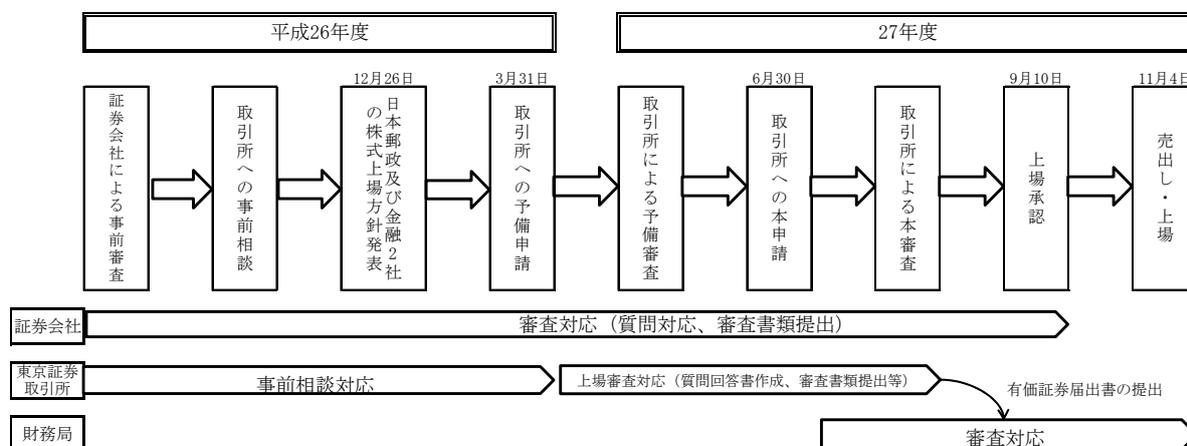
前記のとおり、国が保有する日本郵政の株式については、復興財源確保法により、その売却収入を復興財源に充てることとなっている。日本郵政及び金融2社の株式売却に係る手続等並びに日本郵政の株式売却収入の復興財源への充当の状況等を示すと次のとおりである。

ア 日本郵政及び金融2社の株式売却に係る手続等の状況

日本郵政及び金融2社の26、27両年度における株式の上場の日程等は図3-17のとおり

りとなっていた。

図3-17 株式の上場スケジュール



27年9月に日本郵政及び金融2社の株式の上場が株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）によって承認され、上場日は同年11月4日とされた。その後、同年10月に東証第一部への上場が決定した。

当該承認に先立ち、上記の3社は、同年8月1日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を実施しており、株式の売出数を、日本郵政が発行済株式総数45億株のうち4億9500万株、ゆうちょ銀行が45億株（自己株式を除くと37億4947万5000株）のうち4億1244万2300株、かんぽ生命が6億株のうち6600万株としていて、売却割合はいずれも11%となっていた。

また、国内向けと海外向けの株式の売出数の比率を6対4又は7対3とするのが一般的となっているが、日本郵政の知名度の高さから海外より国内の需要が多く見込まれたこと、民営化法改正法の附帯決議において、「日本郵政株式会社の株式も含め、これらの株式が国民全体の財産であることに鑑み、その処分に当たっては、ユニバーサルサービスの確保に配慮しつつ、可能な限り株式が特定の個人・法人へ集中することなく、広く国民が所有できるよう努めること」と定められていることなどから、上記3社の株式売却については、いずれも、国内向けを株式の売出数の8割、海外の機関投資家向けを同2割としており、さらに、国内向けのうち、個人投資家等の機関投資家以外（以下「一般投資家」という。）向けを95%、機関投資家向けを5%としていた。

そして、株式の売出価格は、前記財政制度等審議会の答申を踏まえて、広範な投資家に対する需要状況の調査を通じて、需要の積上げを行い、その結果に基づいて

(注45)
合理的な価格形成を行うために、ブックビルディング方式によって決定された。

(注45) ブックビルディング方式 上場会社又は上場を申請する会社と当該会社の株式の売出しを支援する証券会社が協議により、事業内容・利益計画の検討、類似会社との比較等を行い、上場後に想定される時価総額から株式の理論価格を算出し、これに投資家の需要の見込みや期間リスクを加味するなどして想定発行価格を決め、さらに、株価算定能力が高いと思われる機関投資家等の意見を聴取するなどして売出価格の範囲である仮条件を決める。そして、これを投資家に提示した上、ブックビルディング期間として一定の期間を設けて、同期間中に投資家の需要状況を把握することによって市場動向に即した売出価格を決定する方式

その結果、売出価格は、日本郵政が1,400円、ゆうちょ銀行が1,450円、かんぽ生命が2,200円とされ、いずれも仮条件の上限となっていた。仮条件の上限が売出価格とされたのは、ブックビルディング方式により、仮条件を投資家に提示した結果、仮条件の上限での売出数に対する需要の倍率が、日本郵政及びゆうちょ銀行についてはいずれも5倍程度、かんぽ生命については15倍程度となっていて、旺盛な需要が確認できたことなどによるものである。

また、日本郵政の資産の大半（26年度末で約9割）を占める金融2社の株式の価値を日本郵政の株式の売出価格に反映させるために、金融2社の売出価格の決定日である27年10月19日の4日後の同月23日を日本郵政のブックビルディング期間の終了日とした。

イ 日本郵政及び金融2社の株式売却並びに日本郵政の株式売却収入の復興財源への充当

日本郵政及び金融2社の株式売却に係る収入、支出等並びに日本郵政の株式売却収入の復興財源への充当の状況は、次のとおりとなっている。

(ア) 国による日本郵政の株式売却に係る収入、支出等及び復興財源への充当

国が27年11月4日の日本郵政の株式売却によって得られた収入は、前記の売出価格1,400円に売却株式数4億9500万株を乗じた金額である6930億円である。そして、財務省は、日本郵政の株式売却に当たり、「国の所有に係る日本郵政株式会社の株式の処分に係る政令」（平成27年政令第243号）に基づき、国内向け及び海外向けの売却に係る売出引受契約を27年10月に、随意契約により61証券会社及び4証券会社との間でそれぞれ締結し、引受手数料として、1株当たり一般投資家向けが23円80銭、国内及び海外機関投資家向けが21円、国内向け売却分計101億1890万余円、海外向け売却分計20億7900万円、合計121億9790万余円を支払っていた。また、

同年9月に、これらの売出引受契約に係る契約書に関する書類作成等の委託契約を2法律事務所との間で契約金額国内分432万円、海外分162万円、計594万円で随意契約により締結し、同額を支払っていた（表3-51参照）。そして、上記の収入から証券会社等に支払うこれらの引受手数料等計122億0384万余円を差し引くと実際に得られた収入は6807億9615万余円となった。

また、日本郵政は、日本郵政の資本効率の向上、国が保有する日本郵政の株式の売却による復興財源確保への貢献等に資するために、27年12月3日に自己株式の取得を実施しており、国が保有する日本郵政の株式のうち、3億8290万1700株を7301億9354万余円（1株当たり1,907円）で取得した。国は、これらに係る売却手数料788万余円を除く7301億8565万余円と上記の収入を合わせた計1兆4109億8180万余円を復興財源に充当した（表3-51参照）。

前記のとおり、復興財源に充当する日本郵政の株式売却収入は4兆円程度と見込まれている。上記の充当額は、この約3分の1に当たる金額となっており、財務省は、引き続き、復興財源の確保に努めることが求められる。

また、この結果、国が保有する日本郵政の株式数は、27年12月末時点で、36億2209万8300株となっている。

表3-51 国による日本郵政の株式売却等及び復興財源への充当額 (単位：株、円)

項目		株式数	単価	金額
I 日本郵政の株式上場				
収入	株式上場による売却額 (A)	495,000,000	1,400.00	693,000,000,000
支出	引受手数料 (B)			12,197,908,800
	国内一般投資家	376,200,000	(23.80)	(8,953,560,000)
	国内機関投資家	19,800,000	(21.00)	(415,800,000)
	海外機関投資家	99,000,000	21.00	2,079,000,000
	書類作成等の委託契約に係る支払額 (C)			5,940,000
	国内分			4,320,000
	海外分			1,620,000
	計 (D) = (B+C)			12,203,848,800
差引	(E) = (A-D)			680,796,151,200
II 日本郵政による自己株式取得				
収入	日本郵政への株式売却額 (F)	382,901,700	1,907.00	730,193,541,900
支出	売却手数料 (G)			7,886,089
差引	(H) = (F-G)			730,185,655,811
収入 計	(I) = (A+F)			1,423,193,541,900
支出 計	(J) = (D+G)			12,211,734,889
III 復興財源への充当額 (E+H)				1,410,981,807,011

(注) 括弧書きは税抜き金額である。

(イ) 日本郵政及び金融2社の株式売却に係る収入、支出等

a 日本郵政による金融2社の株式売却に係る引受手数料、売却収入等

日本郵政は、金融2社の株式売却に当たり、財務省と同様に、国内向け及び海外向けの売却に係る売出引受契約を27年10月に、随意契約により36証券会社及び4証券会社との間でそれぞれ締結しており、これらの証券会社に支払う引受手数料については、株式の売出価格と日本郵政から各証券会社に株式を売り渡す際の価格である引受価額との差額とすることとなっている。そして、ゆうちょ銀行の株式の1株当たりの引受価額は国内向け1,425円50銭、海外向け1,428円25銭であり、売出価格1,450円とそれぞれの引受価額との差額の24円50銭、21円75銭が1株当たりの引受手数料となり、引受手数料の総額は国内向け売却分80億8386万余円、海外向け売却分17億9412万余円、計98億7799万余円となっている。また、かんぽ生命の株式の1株当たりの引受価額は国内向け2,162円82銭、海外向け2,167円であり、売出価格2,200円とそれぞれの引受価額との差額の37円18銭、33円が1株当たりの引受手数料となり、引受手数料の総額は国内向け売却分19億6310万余円、海外向け売却分4億3560万円、計23億9870万余円となっている（表3-52参照）。

そして、上記の金融2社の株式の引受価額にそれぞれの売却株式数4億1244万2300株、6600万株を乗じた金額は、ゆうちょ銀行が5881億6334万余円、かんぽ生命が1428億0129万余円、計7309億6463万余円となり、日本郵政は、この収入を原資として、自己株式の取得を実施しており、前記のとおり、国から3億8290万1700株を7301億9354万余円で取得したほか、国以外の株主から40万4300株を7億7100万余円で取得した。上記の売却により、日本郵政が保有する金融2社の株式は、27年12月末時点で、それぞれ33億3703万2700株、5億3400万株となっている（表3-52参照）。

表3-52 日本郵政による金融2社の株式売却、自己株式の取得等 (単位：株、円)

項目		株式数	単価	金額
ゆうちょ銀行	上場前に日本郵政が保有していた株式数 (A)	3,749,475,000		
	株式売却収入 (B)	412,442,300		588,163,342,025
	国内一般投資家及び国内機関投資家	329,953,800	1,425.50	470,349,141,900
	海外機関投資家	82,488,500	1,428.25	117,814,200,125
	引受手数料			9,877,992,975
	国内一般投資家及び国内機関投資家	329,953,800	24.50	8,083,868,100
	海外機関投資家	82,488,500	21.75	1,794,124,875
上記の売却後、日本郵政が保有する株式数 (C) = (A-B)	3,337,032,700			
かんぽ生命	上場前に日本郵政が保有していた株式数 (D)	600,000,000		
	株式売却収入 (E)	66,000,000		142,801,296,000
	国内一般投資家及び国内機関投資家	52,800,000	2,162.82	114,196,896,000
	海外機関投資家	13,200,000	2,167.00	28,604,400,000
	引受手数料			2,398,704,000
	国内一般投資家及び国内機関投資家	52,800,000	37.18	1,963,104,000
	海外機関投資家	13,200,000	33.00	435,600,000
上記の売却後、日本郵政が保有する株式数 (F) = (D-E)	534,000,000			
株式上場に係る日本郵政の収入 計 (G) = (B+E)				730,964,638,025
日本郵政による自己株式の取得額	国からの自己株式取得額 (H)	382,901,700	1,907.00	730,193,541,900
	国以外の株主からの自己株式取得額 (I)	404,300	1,907.00	771,000,100
	計 (J) = (H+I)	383,306,000		730,964,542,000
東証への支払額	日本郵政及び金融2社が支払った上場審査料等			216,674,028
その他の支出	日本郵政及び金融2社の平成27年12月までの支払額			642,437,480

b 上場審査料等

東証への上場に当たり、日本郵政及び金融2社は、それぞれ東証の有価証券上場規程施行規則により、上場申請時に支払う上場審査料、上場時に支払う新規上場料及び売出しに係る料金を東証に支払うこととなっている。上場審査料は1社432万円であり、新規上場料については、日本郵政及び金融2社が上場した市場第一部では1社1620万円である。また、売出しに係る料金については売出価格に売却株式数を乗じた金額の1万分の1とされており、日本郵政が7484万余円、ゆうちょ銀行が6458万余円、かんぽ生命が1568万余円、計2億1667万余円となっている。

そして、日本郵政及び金融2社は、27年4月に上場審査料を、同年12月に新規上場料及び売出しに係る料金をそれぞれ東証に支払っていた（表3-53参照）。

表3-53 日本郵政及び金融2社の上場審査料等 (単位：円)

会社名	項目	金額
日本郵政	上場審査料	4,320,000
	新規上場料	16,200,000
	売出しに係る料金	74,844,000
ゆうちょ銀行	上場審査料	4,320,000
	新規上場料	16,200,000
	売出しに係る料金	64,588,428
かんぽ生命	上場審査料	4,320,000
	新規上場料	16,200,000
	売出しに係る料金	15,681,600
計		216,674,028

c その他の支出

株式上場に係る上記以外の支出については、日本郵政及び金融2社は、株式上場に関する助言や上場申請に係る提出書類等の作成支援等、当該提出書類の印刷等、上場挨拶の広告の新聞掲載等に係る契約を締結して、これらに係る代金として、21年10月から27年12月までの間に計6億4243万余円を支払っていた。

これらの支出に係る契約の概要は表3-54のとおりとなっている。

表3-54 日本郵政及び金融2社のその他の支出に係る契約の概要

会社名	契約の内容	契約件数
日本郵政	株式上場に関する助言や上場申請に係る提出書類等の作成支援等を内容とする委託契約	7
	上場申請に係る提出書類の印刷等に係る委託契約	1
	上場挨拶の広告の新聞掲載等に係る委託契約	4
ゆうちょ銀行	株式上場に関する助言や上場申請に係る提出書類等の作成支援等を内容とする委託契約	3
かんぽ生命	株式上場に関する助言や上場申請に係る提出書類等の作成支援等を内容とする委託契約	4
	上場申請に係る提出書類の印刷等に係る委託契約	2

日本郵政は、復興財源の確保への貢献のため、日本郵政の資産の大半を占めていて日本郵政の株式の価値に影響を及ぼす金融2社の株式売却を適切に実施することが求められる。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

日本郵政グループは、今後の株式売却に向けて日本郵政グループ全体として企業価値を維持向上させることなどにより、復興財源の確保に貢献すること、また、日本郵政及び日本郵便は、情報通信手段の多様化等によって国民の生活様式等が変化する中でユニバーサルサービスを提供すること、郵便局ネットワークを維持することなどが

求められている。

そこで、日本郵政グループの経営状況等について、郵政省から現在の日本郵政グループに至るまでの間に、郵政事業の運営に係る組織形態、制度等はどのように変遷しているか、また、そうした変遷の中で、日本郵政グループの損益等の推移及び現状はどのようになっているか、また、日本郵政グループ内における取引等の状況はどのようになっているか、各種の規制の下で、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の各業務の実績等の推移及び現状はどのようになっているか、さらに、日本郵政及び金融2社の株式売却に係る手続等並びに国が保有する日本郵政の株式売却収入の復興財源への充当はどのように行われているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 郵政事業の運営に係る組織形態、制度等の変遷等

郵政事業の公社化及び民営化に伴って、その運営に係る組織形態、制度等は大きく変遷しており、公社化後は、財政状態及び経営成績をより明らかにするために、企業会計原則による会計処理が導入されるなどしている。また、従業員数は14年度の約27万人から26年度の約22万人に減少しているが、郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることが規定されていることなどから、郵便局数は14年度から19年度までの間に僅かに減少した後、おおむね横ばいで推移しており、26年度には24,470局となっている（12～22ページ参照）。

イ 日本郵政グループの損益等の状況

公社の連結決算及び日本郵政連結決算における経常収益等の推移をみると、経常利益及び当期純利益については、経常費用の減少等により、民営化後においても黒字基調で推移しているものの、経常収益については減少傾向が続いている。26年度には経常収益が14兆2588億余円、経常費用が13兆1430億余円、経常利益が1兆1158億余円、当期純利益が4826億余円となっている。

総資産当期純利益率については、民営化後、僅かながら上昇傾向にあるが、自己資本当期純利益率については、公社時代に急激に低下し、民営化後は緩やかな低下傾向にある。

そして、民営化後の当期純利益及び総資産額の推移をみると、19年度から26年度までの銀行業の額の日本郵政連結決算の額に対する割合が、それぞれ、54.2%から76.5%、64.2%から70.3%となっていて、銀行業の業績及び財政状態は長期にわた

って日本郵政グループの経営に大きな影響を与えてきた。

また、日本郵政グループ内における取引の状況をみると、日本郵便は、ゆうちょ銀行との間で代理店契約を、かんぽ生命との間で保険募集契約をそれぞれ締結しており、26年度分として、これらの契約に基づいてゆうちょ銀行から6024億余円、かんぽ生命から3603億余円の手数料の支払を受けているなど、日本郵政グループ内における取引に係る支払額及び受取額は多額に上っている。日本郵政グループ内における取引については、日本郵政が基本方針を定めており、各社の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう、アームズ・レングス・ルールにのっとりて公正に行うこととしている。

さらに、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命は、日本郵政に対してそれぞれ配当を行っており、その合計額は、26年度には1195億余円となっている。一方、日本郵政は、26年度に、株主に対する配当として435億円、法人税として2723億余円、計3158億余円を国に支払っており、19年度から26年度までに、配当、法人税等として、合計2兆3194億余円を国に支払っている（23～34ページ参照）。

ウ 郵便・物流事業及び金融窓口事業の業務、損益等の状況

郵便・物流事業では、情報通信手段の多様化等により郵便物の引受物数は長期的に減少傾向にあるものの、荷物の引受物数は増加しており、26年度には、郵便物の引受物数が約181億通、荷物の引受物数が約38億個となっている。損益等の推移をみると、公社は、15年度から18年度までは当期純利益を確保していた。民営化後、郵便事業会社が宅配便事業を承継させる目的で20年6月に設立したJPEXの経営状況が悪化したこと、21年度にJPEXが日本通運株式会社から承継して行っていた宅配便事業を、22年7月に郵便事業会社が承継したため、人件費及び委託費が増大したことなどにより、郵便事業会社は21年度から23年度までの間は、当期純損失を計上していた。また、業務運営の効率化の状況を測る指標である事業経費率をみると、郵便事業会社及び日本郵便の郵便・物流事業では、22年度以降、それまでと比べて高くなっており、26年度には100.5%となっている。そして、郵便物の引受物数の減少等により、26年度には、郵便・物流事業で103億余円の営業損失を計上しているが、金融2社からの手数料等が主な収益源である金融窓口事業の209億余円の営業利益等により、日本郵便等の連結決算は営業利益が125億余円、経常利益が228億余円、当期純利益が221億余円となっている。

郵便物等に係る営業収益等の推移をみると、郵便物に係る営業収益及び営業費用は、それぞれ14年度の1兆8832億円、1兆8996億円から、26年度の1兆3174億円、1兆3058億円へと減少しており、営業収益及び営業費用の規模が縮小する中、営業損益については、15年度以降、利益の規模は変動しているものの、毎年度、営業利益を計上しており、26年度の営業利益は115億円となっている。一方、荷物に係る営業収益は増加しているものの、営業費用も上記の承継に伴って22年度に急増するなどしており、20年度以降は営業損失を計上していて、26年度には営業収益が4444億円、営業費用が4651億円、営業損失が208億円となっている。このような状況に対して、日本郵便は、25年度から郵便・物流ネットワーク全体の生産性の向上等を図っており、郵便・物流ネットワーク再編に向けた取組を実施している。

金融窓口事業では、日本郵政グループ内における取引である代理店契約や保険募集契約等に基づく各種手数料に係る営業収益が減少しているが、近年、物販事業や不動産事業等にも取り組んでおり、連結決算の数値が公表されている25年度及び26年度のこれらの事業に係る「その他の営業収益」（連結決算）は、25年度の1024億余円から26年度には1394億余円へと増加していて、金融窓口事業の営業収益（連結決算）も、25年度の1兆0768億余円から26年度には1兆1023億余円へと増加している（34～49ページ参照）。

エ 銀行業の業務、損益等の状況

ゆうちょ銀行には、新規業務の制限、貸出業務の範囲の制限等、他の銀行にはない規制が課せられている。ゆうちょ銀行の貯金残高の推移をみると、22年度まで減少傾向にあり、23年度以降は増加に転じたものの、他の銀行と比較するとその増加率は小さくなっており、26年度末には177兆7107億余円となっている。ゆうちょ銀行の資金運用の状況をみると、財政投融资改革により資金運用部への預託義務が廃止された13年度以降は全額自主運用になったため、財政融資資金預託金が減少し、また、ゆうちょ銀行は個人及び法人向け貸出業務の範囲が制限されているため、公社時代の16年度以降は、償還される財政融資資金預託金と比べて利回りが低くなっていた国債等の有価証券が運用の中心となった。また、運用資産額については、22年度まで貯金残高が減少していたことなどにより減少していたが、その後、貯金残高の増加等に伴って増加し、26年度末には205兆8654億余円となっている。

そして、経常収益等の推移をみると、公社時代は、資金運用収益及び経常収益が

大幅に減少し、経常利益及び当期純利益も大幅に減少した。民営化後は、資金運用収益及び経常収益が減少しているものの、営業経費の削減等により経常費用がそれ以上に減少しており、経常利益及び当期純利益はそれぞれ増加する傾向にある。26年度には、資金運用収益が1兆8932億余円、経常収益が2兆0781億余円、経常費用が1兆5086億余円、経常利益が5694億余円、当期純利益が3694億余円となっている。

ゆうちょ銀行と都市銀行とを26年度の運用資産の構成等について比較すると、ゆうちょ銀行は、個人及び法人向けの貸出業務の範囲が制限されていることなどから、運用資産に占める貸出金の割合が1.3%となっており、都市銀行の48.9%と比較して小さく、また、預貸率は1.5%となっており、58.6%から75.4%となっている都市銀行と比較して低くなっている。一方、有価証券、特に国債を中心とする資金運用が行われているため、運用資産に占める有価証券の割合が75.8%と都市銀行の25.7%よりも高くなっていて、また、預証率は87.8%となっており、16.0%から38.9%となっている都市銀行より高くなっている。そして、ゆうちょ銀行では、有価証券利息配当金が資金運用収益の96.4%を占めており主な収益源泉となっている。

そして、ゆうちょ銀行は26年度の資金の運用利回りが0.95%、自己資本当期純利益率が3.2%となっていて、それぞれ0.94%から1.42%、5.8%から11.9%となっている都市銀行と比べておおむね低くなっている。一方、運用資産に占める国債の割合が高くなっていることなどにより、銀行の健全性を示す単体自己資本比率が26年度末には38.4%となっていて、13.1%から18.8%となっている都市銀行と比べて高くなっている。

また、ゆうちょ銀行は物件費の削減を進めていて、業務運営の効率化の状況を測る指標である貯金経費率が、20年度に上昇した後、おおむね低下傾向にあり、26年度には0.62%となっている。

そして、公社時代及び民営化後は、顧客の満足度を高めるサービスの充実、業務運営の効率化及び経営管理の高度化を図るために、各種の取組が行われている（49～60ページ参照）。

オ 生命保険業の業務、損益等の状況

かんぽ生命には、新規業務の制限、加入限度額等の他の生命保険会社にはない規制が課せられている。かんぽ生命が保有する保険契約件数の推移をみると、長期にわたり減少傾向が続いており、26年度末には、個人保険の保険契約件数は約3348万

件、個人年金保険の保険契約件数は約426万件となっているが、かんぽ生命は、29年度以降の保険契約件数の底打ち、反転を目指すとしている。生命保険業の経常収益等の推移をみると、経常収益の過半を占める保険料等収入が減少傾向にあったため経常収益は減少しているものの、経常費用も減少するなどして、民営化後においても黒字基調で推移しており、26年度には、経常収益が10兆1692億余円、経常費用が9兆6766億余円、経常利益が4926億余円となっている。また、公社時代には、経常利益に特別損益等を加減した残余额を契約者配当準備金として繰り入れていたため生じていなかった当期純利益は、民営化後、26年度には813億余円となっている。そして、かんぽ生命の資産運用の状況をみると、保険料等収入の減少、満期による保険契約の消滅等に伴う責任準備金の戻入により責任準備金が減少したことに伴って、運用資産額が減少しており、26年度末の責任準備金は75兆1126億余円、運用資産額は84兆9119億余円となっている。運用資産額が減少する中、19年夏に表面化したいわゆるサブプライム・ローン問題に端を発した世界的な金融・経済環境の大幅な悪化を背景として、リスク性資産を圧縮することとしたため、15年度から18年度まで資産運用収益の3割から4割程度を占めていた金銭の信託の運用額が大きく減少したことなどに伴って、資産運用収益も減少しており、26年度の資産運用収益は1兆4607億余円となっている。

かんぽ生命と他の生命保険会社及びG P I F等の年金運用機関とを26年度末における運用資産の構成等について比較すると、国内債券については、かんぽ生命では運用資産に占める割合は75.7%となっていて他の生命保険会社及び年金運用機関と比べて高くなっている。一方、国内株式については、かんぽ生命では運用資産に占める割合は1.2%、外国債券及び外国株式等については、同2.7%となっていて、いずれも、他の生命保険会社及び年金運用機関と比べて低くなっている。保険会社の健全性を示すソルベンシー・マージン比率をみると、かんぽ生命は、危険準備金が多額であることや運用資産に占める国債の割合が大きい一方、国内株式及び外国株式等の割合が小さいため、資産運用リスクが小さいことなどにより、26年度末には1641.4%となっていて、4保険会社と比べて高くなっている。業務運営の効率化の状況を測る指標である事業費率については、かんぽ生命では、民営化後上昇していて、26年度には8.60%となっているものの、4保険会社と比べて低くなっている。

そして、かんぽ生命は、顧客のニーズに対応した商品を開発するなどして、新規

業務等の申請を行い、認可を受けるなどしている（60～75ページ参照）。

カ ユニバーサルサービスの提供責務等

総務大臣は、日本郵政及び日本郵便をそれぞれ監督し、業務に関して監督上必要な命令をすることができることとなっている。そして、日本郵政及び日本郵便に提供責務が課されているユニバーサルサービスの提供水準については、日本郵政公社施行時の郵便差出箱数（約18万本）を維持すること、郵便物について差し出された日から原則として3日以内に送達すること、過疎地において19年10月から24年9月までは19年10月時点の郵便局ネットワークの水準を、民営化法改正法が施行された24年10月からは同月時点の当該水準を、それぞれ維持することを旨とすることなどが規定されている。ユニバーサルサービスの提供状況を見ると、郵便差出箱数は民営化後18万本以上で推移していて26年度末には181,521本となっており、郵便物の送達日数達成率は、民営化後、公社時代の目標値であった97%以上で推移しており、過疎地における営業中の郵便局数は民営化された19年度末は7,346局、26年度末は7,692局となっているなど、必要なユニバーサルサービスの提供水準はおおむね維持されていると考えられる。

一方、26年度には、郵便・物流事業で103億余円の営業損失を計上しており、金融窓口事業では209億余円の営業利益を計上しているものの、主な収益源である金融2社からの手数料は減少する傾向にある。また、ユニバーサルサービスコストについて、総務省情報通信審議会による総務大臣への答申における試算によれば、その計算過程や集配局エリア単位での損益については公表されていないものの、郵便の業務が1873億円、銀行窓口業務が575億円、保険窓口業務が183億円となっていて、それぞれ多額に上っている。そして、郵便の業務については、約8割の集配局エリアが赤字となっていて、その赤字を約2割の黒字の集配局エリアの利益によって賄っており、銀行窓口業務及び保険窓口業務については、約4割の集配局エリアが赤字となっていて、その赤字を約6割の黒字の集配局エリアの利益によって賄っているという試算結果が報告されている。また、15年4月の信書便法の施行により、信書便事業として民間事業者の全面的な参入が可能となったものの、これまでのところ、信書の大半を占める1通当たり4kg以下等の信書の送達を全国で行う事業は、事実上、日本郵便の独占となっている（75～80ページ参照）。

キ その他の事業の業務、損益等の状況

病院事業については、日本郵政が、26年度末現在で14通信病院を運営しているが、患者数の減少傾向が続いていて、26年度の外来患者数は延べ約82万人、入院患者数は延べ約30万人となっている。そして、毎年度営業損失を計上して、26年度の営業損失は60億余円となっており、厳しい経営状況となっている。経常収支率をみると、20年度以降、いずれの通信病院も50%以上、全体の平均については各年度とも80%前後で推移して、26年度には78.7%となっているなど、昭和53年度の30.3%と比べて改善がみられる。

また、宿泊事業については、日本郵政が、平成26年度末現在でかんぼの宿等64施設及びメルパーク11施設を運営するなどしており、かんぼの宿等については、経営改善のための取組が行われており、23年度以降、宿泊単価が上昇するなどしているものの、宿泊利用人数の減少傾向が続いていて、26年度の宿泊利用人数は約169万人となっている。そして、毎年度営業損失を計上して、26年度の営業損失は29億余円となっており、厳しい経営状況となっている。19年度に公社から承継したかんぼの宿等71施設のうち、休館等のため、営業損益等の比較ができない5施設を除いた66施設について、民営化後の営業損益の状況をみると、19年度に営業損失を計上していた54施設のうち45施設は、24年度から26年度までの3年平均損益においても営業損失を計上している。そして、当該45施設のうち27施設は19年度営業費用率よりも3年平均営業費用率の方が大きくなっていて更に悪化している（80～88ページ参照）。

ク 株式売却に係る手続等及び株式売却収入の復興財源への充当の状況等

国が保有する日本郵政の株式については、復興財源確保法により、その売却収入を復興財源に充てることとなっている。27年11月4日の日本郵政及び日本郵政の資産の大半を占める金融2社の株式の上場においては、ブックビルディング方式により売価格が決定され、いずれの株式も仮条件の上限となる価格を売価格として売却された。日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぼ生命のそれぞれの株式の売価格1,400円、1,450円、2,200円にそれぞれの売却株式数4億9500万株、4億1244万2300株、6600万株を乗じた金額から引受手数料を除くなどした金額は6807億余円、5881億余円、1428億余円となっている。

そして、同年12月3日に、日本郵政が、上記の金融2社の株式売却収入を原資として、国が保有する日本郵政の株式のうち3億8290万1700株を7301億余円で国から取得し、国はこの収入から売却手数料788万余円を除いた7301億余円と上記の6807億余円

を合わせた1兆4109億余円を復興財源に充当した（88～94ページ参照）。

(2) 所見

日本郵政グループは、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の業務を実施している。そして、前記のとおり、日本郵政は、民営化後の厳しい経営環境や各種の制度改正を踏まえて、26年中期計画及び27年中期計画を策定しており、各業務における収益力及び経営基盤の強化、ユニバーサルサービスの責務の遂行、日本郵政グループの企業価値の向上等を経営方針として掲げるなどしている。一方、国が保有する日本郵政の株式の売却収入は復興財源に充当されることとなっており、前記のとおり、日本郵政及び金融2社の株式が上場されたことにより、日本郵政及び金融2社の株式の一部については、それぞれ少数株主が保有することとなった。

については、日本郵政グループ及び国において、郵政事業の運営がより効率的、効果的なものとなるよう、また、企業価値を維持向上できるよう、今後、次のような点に留意して取り組む必要がある。

ア 日本郵政連結決算における経常利益及び当期純利益については黒字基調で推移しているものの、経常収益については減少傾向が続いており、日本郵政グループ各社は、今後の株式売却に向けた企業価値の維持向上のために、引き続き、経常利益や当期純利益の確保に努めること。また、日本郵政グループ内における取引に係る支払額及び受取額は多額に上っており、一方、株式上場により日本郵政及び金融2社の株式の一部は少数株主が保有していることから、こうした取引が、各社の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼしたり、少数株主の利益を害したりすることのないよう、アームズ・レングス・ルールにのっとり公正に行われるように適切に配慮すること

イ 郵便・物流事業について、荷物に係る営業損失を継続して計上していること、また、郵便物に係る営業利益が減少していることから、日本郵便は、情報通信手段の多様化等に対応した取組や現在実施している郵便・物流ネットワーク再編に向けた取組を更に進めるなどして生産性の向上等に努めること

ウ 銀行業について、業績及び財政状態は長期にわたって日本郵政グループの経営に大きな影響を与えてきたが、ゆうちょ銀行は、公社時代と比べて、貯金残高が減少するなどして運用資産額が減少していることから、新規業務の制限、貸出業務の範囲の制限等、他の銀行にはない規制が課せられ、預貸率、預証率等が都市銀行と大

大きく異なっている中で、顧客の満足度を高めるサービスの充実等を図るための取組を更に進めるなどして、貯金等の総預かり資産の拡大に努めること。また、資金運用収益が減少していることから、資金運用に当たっては、引き続き、安全・確実な運用を行いつつ、リスクを適切に管理しながら、市場の状況を踏まえて収益源泉の多様化を進めるなどして資金運用の収益性の向上に努めること

エ 生命保険業について、かんぽ生命は、長期にわたり保険契約件数の減少傾向が続いていることから、新規業務の制限、加入限度額等の他の生命保険会社にはない規制が課せられている中で、顧客のニーズに対応した商品の開発等を更に進めるなどして、保険契約件数の維持等に努めること。また、運用資産の多様化を促進するとしているが、資産運用収益が減少する中、資産運用に当たっては、引き続き、安全・確実な運用を行いつつ、許容可能なリスクの範囲を十分に検討した上、市場の状況を踏まえて運用資産の多様化を進めるなどして資産運用の収益性の向上に努めること

オ ユニバーサルサービスの提供等について、郵便・物流事業で営業損失を計上するなどしており、日本郵政及び日本郵便は、ユニバーサルサービスの提供水準を将来にわたって維持するなどのために、郵便・物流事業及び金融窓口事業の収益性の向上等に努めること。また、総務省は、ユニバーサルサービスの提供水準を維持するなどのために、引き続き、日本郵政及び日本郵便に対する監督を適切に行うこと

カ その他の事業について、日本郵政は、病院事業及び宿泊事業において営業損失の計上が継続していることから、患者の需要に応じた医療や顧客のニーズに対応したサービスの提供等の取組を一層進めるとともに、長期にわたって営業損失を計上していて、今後も改善が見込み難い施設等については、引き続き、譲渡等を含む見直しを検討すること

キ 株式売却に係る手続等について、財務省は、その収入が復興財源に充当される日本郵政の株式売却に当たり、また、日本郵政は、日本郵政の資産の大半を占めていて日本郵政の株式の価値に影響を及ぼす金融2社の株式売却に当たり、引き続き、広範な投資家に対する需要状況の調査、需要の積上げなどに基づいて、合理的な方法による売出価格の設定等を行うよう努めること

会計検査院としては、日本郵政グループの経営状況等について引き続き注視していく

こととする。

別 表 目 次

別表 1	日本郵政グループの設立経緯等	105
別表 2	日本郵政グループの構成（平成27年3月末現在）	106
別表 3	会計実地検査実施箇所一覧	107
別表 4	従業員数の内訳	110
別表 5	公社及び日本郵政連結決算における経常収益等の推移	111
別表 6	郵便物等の引受物数の計画値と実績値の推移	112
別表 7	ゆうちょ銀行の運用資産の内訳の推移	113
別表 8	かんぽ生命の運用資産の内訳の推移	115

別表1 日本郵政グループの設立経緯等

年 月	沿 革
明治 4年 3月	郵便制度（新式郵便）が創設（東京～大阪間）
5年 7月	郵便制度が全国に拡大
6年 4月	郵便料金の全国一律制を実施
5月	郵便事業の政府専掌が確立
8年 5月	郵便貯金事業を開始
18年12月	逓信省を設置
大正 5年 8月	簡易生命保険特別会計を設置
10月	簡易生命保険事業を開始
15年10月	郵便年金特別会計を設置
昭和19年 4月	簡易生命保険特別会計と郵便年金特別会計を統合して簡易生命保険及郵便年金特別会計を設置
24年 6月	逓信省の二省分離に伴い郵政省を設置 郵政事業特別会計を設置
26年 4月	郵便貯金特別会計を設置
37年 4月	簡易生命保険の加入者福祉施設の設置及び運営を行うなどする特殊法人として簡易保険郵便年金福祉事業団を設立
平成 3年 4月	簡易生命保険及郵便年金特別会計を簡易生命保険特別会計に、簡易保険郵便年金福祉事業団は簡易保険福祉事業団にそれぞれ名称変更
13年 1月	中央省庁再編に伴い、郵政省が自治省及び総務庁とともに総務省に改変し、同省の外局として郵政事業に関する機能を担う郵政事業庁を設置
14年 7月	日本郵政公社法（平成14年法律第97号）が成立
15年 4月	郵政事業庁から日本郵政公社に移行。同公社が簡易保険福祉事業団の業務、資産等を承継し同事業団は廃止
17年10月	郵政民営化法（平成17年法律第97号）等が成立
18年 1月	日本郵政公社の全額出資により、民営化に向けた準備を行う特殊会社として日本郵政株式会社を設立
9月	日本郵政株式会社の出資により、民営化に向けた準備を行う会社として、株式会社ゆうちょ及び株式会社かんぽを設立
19年10月	日本郵政株式会社の出資により、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社を設立 株式会社ゆうちょは商号を株式会社ゆうちょ銀行に、株式会社かんぽは商号を株式会社かんぽ生命保険に変更
24年 4月	民営化に伴い、日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の総数を保有する持株会社に移行 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）が成立
10月	郵便局株式会社が商号を日本郵便株式会社に変更し、郵便事業株式会社を合併

別表2 日本郵政グループの構成（平成27年3月末現在）

種類	出資会社名	子会社等名	資本金 (百万円)	業務	業務内容	
持株会社		日本郵政株式会社	3,500,000	その他の業務	日本郵政グループの経営戦略の策定、グループシェアード事業、病院事業、宿泊事業等	
連結子会社	日本郵政	日本郵便株式会社	400,000	郵便・物流事業	郵便の業務、郵便物の作成等に関する業務、国内物流事業、国際物流事業等	
				金融窓口事業	郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、物販事業、不動産事業等	
		株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000	銀行業	預金（貯金）業務、有価証券投資業務、為替業務、国債、投資信託等の窓口販売等	
		株式会社かんぽ生命保険	500,000	生命保険業	生命保険の募集、引受け、保険金の支払等の業務、有価証券の売買等の業務等	
		日本郵政スタッフ株式会社	640	その他の業務	人材派遣業	
		ゆうせいチャレンジド株式会社	5	その他の業務	ビル清掃業	
		J Pホテルサービス株式会社	39	その他の業務	ホテルの運営受託	
			日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社	3,150	その他の業務	通信ネットワークの維持・管理
	日本郵便		日本郵便輸送株式会社	18,250	郵便・物流事業	貨物自動車運送事業
			郵便（中国）国際物流有限公司	5000万人民币元	郵便・物流事業	国際貨物運輸代理業務
			日本郵便デリバリー株式会社	400	郵便・物流事業	ゆうパックの集配業務
			日本郵便ファイナンス株式会社	400	郵便・物流事業	クレジット決済サービス、収納代行業
			株式会社 J P ロジサービス	34	郵便・物流事業	郵便物の作成及び差出
			J P ビズメール株式会社	100	郵便・物流事業	郵便物の作成及び差出
			J P サンキュウグローバルロジスティクス株式会社	300	郵便・物流事業	貨物利用運送事業
			株式会社 J P メディアダイレクト	300	郵便・物流事業	メールメディア開発事業
			株式会社郵便局物販サービス	100	金融窓口事業	カタログ商品受発注代行業
			J P ビルマネジメント株式会社	150	金融窓口事業	建物の運営管理
			J P コミュニケーションズ株式会社	350	金融窓口事業	広告媒体販売に関する業務等
			日本郵便オフィスサポート株式会社	180	金融窓口事業	物品販売業務等
			株式会社 J P 三越マーチャндаイジング	50	金融窓口事業	通信販売業、卸売業等
			株式会社ゆうゆうギフト	20	金融窓口事業	カタログによる贈答品等の通信販売
			J P 東京特選会株式会社	30	金融窓口事業	カタログ販売事業、通信販売事業等
		かんぽ生命	かんぽシステムソリューションズ株式会社	60	生命保険業	情報システム関連事業
	連結子会社 計		23社			
	持株会社及び連結子会社 計		24社			
	持分法適用 関連会社	日本郵便	セゾン投信株式会社	1,260	金融窓口事業	第二種金融商品取引業務及び投信運用業等
株式会社ジェイエイフーズおおいた			493	金融窓口事業	果実・野菜農産物の加工及び販売等	
リンベル株式会社			354	金融窓口事業	カタログギフトの企画・制作・販売等	
ゆうちょ銀行		SDPセンター株式会社	2,000	銀行業	住宅ローン等の事務代行業	
	日本ATMビジネスサービス株式会社	100	銀行業	現金自動入出金機等の現金装填及び回収並びに管理業務		
持分法適用関連会社 計		5社				
非連結子会社	日本郵便	計	3社			
合計		32社				

別表3 会計実地検査実施箇所一覧

総務省	
本省	総務本省
財務省	
本省	財務本省
郵貯簡保機構	
郵貯簡保機構	郵貯簡保機構
日本郵政	
本社	日本郵政株式会社本社
通信病院	横浜通信病院
	京都通信病院
	徳島通信病院
	札幌通信病院
かんぽの宿等	かんぽの宿旭
	かんぽの宿大洗
	かんぽの宿知多美浜
日本郵便	
本社	日本郵便株式会社本社
支社	東京支社
	関東支社
	南関東支社
	信越支社
	東海支社
	北陸支社
	近畿支社
	中国支社
	四国支社
	沖縄支社
	九州支社
	東北支社
	北海道支社
	郵便局
江東豊洲郵便局	
王子郵便局 注(2)	
新宿郵便局 注(2)	
玉川郵便局 注(2)	
城東郵便局 注(2)	
三鷹郵便局 注(2)	
町田高ヶ坂郵便局	
ホテルニューオータニ内郵便局	
葛飾柴又一郵便局	
昭島郵便局 注(2)	
板橋北郵便局 注(2)	
東京国際郵便局	
荏原郵便局 注(2)	
東久留米郵便局 注(2)	
最高裁判所内郵便局	
神田郵便局 注(2)	
浅草郵便局 注(2)	
立川郵便局 注(2)	
品川郵便局 注(2)	
金町郵便局	
板橋郵便局 注(2)	
青梅郵便局 注(2)	
調布郵便局 注(2)	
江東住吉郵便局	
武蔵野郵便局 注(2)	
八王子南郵便局 注(2)	
大崎郵便局 注(2)	
荒川郵便局	
葛飾郵便局 注(2)	
東京多摩郵便局 注(3)	

郵便局	葛西郵便局 注(2)
	大泉郵便局 注(2)
	光が丘郵便局 注(2)
	新東京郵便局 注(3)
	横浜港郵便局 注(2)
	横須賀郵便局 注(2)
	小田原郵便局 注(2)
	厚木郵便局 注(2)
	鎌倉郵便局 注(2)
	川崎中央郵便局
	保土ヶ谷郵便局 注(2)
	小田原東郵便局 注(2)
	鶴見郵便局 注(2)
	相模原郵便局 注(2)
	さいたま中央郵便局 注(2)
	熊谷郵便局 注(2)
	草加郵便局 注(2)
	所沢郵便局 注(2)
	上尾郵便局 注(2)
	坂戸郵便局 注(2)
	大宮西郵便局 注(2)
	朝霞郵便局 注(2)
	新岩槻郵便局 注(3)
	若葉郵便局 注(2)
	行徳郵便局
	茂原郵便局 注(2)
	成田郵便局 注(2)
	市川郵便局 注(2)
	八千代郵便局 注(2)
	四街道郵便局 注(2)
	柏郵便局
	市原郵便局 注(2)
	松戸松飛台郵便局
	千葉中央郵便局 注(3)
	浦安堀江郵便局
	南流山郵便局
	市原五井東郵便局
	幕張北口郵便局
	浦安郵便局 注(2)
	水戸中央郵便局 注(3)
	土浦郵便局 注(3)
	取手郵便局
	上田郵便局
	佐久郵便局
	長野南郵便局 注(2)
	新潟中郵便局 注(1)
	長岡郵便局 注(3)
	新潟西郵便局 注(2)
	名古屋中郵便局 注(2)
	熱田郵便局 注(2)
	常滑郵便局 注(2)
	小牧郵便局 注(2)
	名古屋中央郵便局 注(2)
	名古屋東郵便局 注(2)
	春日井郵便局 注(2)
	昭和郵便局 注(2)
	中村郵便局 注(2)
	名古屋北郵便局
	中川郵便局 注(2)
	金沢中央郵便局
	小松郵便局 注(1)
	松任郵便局 注(1)

郵便局	富山中央郵便局
	高岡郵便局 注(1)
	富山南郵便局 注(1)
	住吉郵便局 注(2)
	大阪国際郵便局
	新大阪郵便局 注(3)
	天王寺郵便局 注(2)
	茨木郵便局 注(2)
	堺中郵便局 注(2)
	浜寺郵便局 注(2)
	枚岡郵便局 注(2)
	寝屋川郵便局 注(2)
	大阪港郵便局 注(2)
	河内郵便局 注(2)
	浪速郵便局 注(2)
	東山郵便局 注(2)
	左京郵便局 注(2)
	京都中央郵便局 注(3)
	洛西郵便局 注(2)
	京都西郵便局 注(2)
	大津中央郵便局 注(3)
	和歌山南郵便局 注(2)
	福山東郵便局 注(3)
	山口中央郵便局 注(2)
	小郡郵便局 注(2)
	防府郵便局
	松山中央郵便局 注(2)
	宇和島郵便局 注(2)
	鳴門郵便局 注(2)
	首里郵便局
	首里北郵便局 注(2)
	豊見城郵便局 注(2)
	美栄橋郵便局
	八重山郵便局 注(2)
	熊本中央郵便局
	荒尾郵便局
	長崎中央郵便局 注(2)
	諫早郵便局 注(1)
	長崎東郵便局 注(2)
	佐世保郵便局 注(1)
	長崎北郵便局 注(2)
	仙台中央郵便局 注(2)
	石巻郵便局 注(2)
	古川郵便局
	仙台東郵便局
	横手郵便局 注(2)
	大曲郵便局 注(2)
札幌中央郵便局 注(3)	
厚別郵便局 注(2)	
豊平郵便局 注(2)	
札幌西郵便局 注(2)	
山鼻郵便局 注(2)	
丘珠郵便局 注(2)	
釧路中央郵便局 注(2)	
旭川中央郵便局 注(1)	
砂川郵便局 注(2)	
旭川東郵便局 注(3)	
北見郵便局 注(3)	

注(1) 119集配局のうち再編着手局(8集配局)

注(2) 119集配局のうち再編未着手局(97集配局)

注(3) 119集配局のうち14地域区分局

ゆうちょ銀行

本社	株式会社ゆうちょ銀行本社
エリア本部	東京エリア本部
	関東エリア本部
	南関東エリア本部
	信越エリア本部
	東海エリア本部
	北陸エリア本部
	近畿エリア本部
	中国エリア本部
	四国エリア本部
	沖縄エリア本部
	九州エリア本部
	東北エリア本部
	北海道エリア本部
支店等	本店茨窪出張所
	本店深川出張所
	本店新宿出張所
	本店城東出張所
	本店成城出張所
	本店小金井出張所
	本店八王子出張所
	本店牛込出張所
	本店豊島出張所
	本店
	本店赤羽出張所
	本店葛飾新宿出張所
	本店渋谷出張所
	本店世田谷出張所
	本店立川出張所
	本店品川出張所
	本店京橋出張所
	本店蒲田出張所
	本店中野出張所
	本店町田出張所
	本店調布出張所
	本店赤坂出張所
	本店荒川出張所
	本店葛飾出張所
	本店葛西出張所
	本店光が丘出張所
	さいたま支店横須賀出張所
	さいたま支店高津出張所
	さいたま支店保土ヶ谷出張所
	さいたま支店平塚出張所
	さいたま支店鶴見出張所
	さいたま支店中原出張所
	さいたま支店港南出張所
さいたま支店横浜南出張所	
さいたま支店	
さいたま支店川越出張所	
さいたま支店熊谷出張所	
さいたま支店春日部出張所	
さいたま支店大宮出張所	
さいたま支店久喜出張所	
さいたま支店草加出張所	
さいたま支店川口出張所	
さいたま支店越谷出張所	
さいたま支店上尾出張所	
さいたま支店北本出張所	
さいたま支店与野出張所	
さいたま支店浦和出張所	

支店等	さいたま支店若葉出張所
	さいたま支店佐倉出張所
	さいたま支店流山出張所
	さいたま支店船橋出張所
	さいたま支店市川出張所
	さいたま支店八千代出張所
	さいたま支店習志野出張所
	さいたま支店柏出張所
	さいたま支店市原出張所
	さいたま支店松戸出張所
	さいたま支店花見川出張所
	さいたま支店浦安出張所
	さいたま支店美浜出張所
	さいたま支店水戸出張所
	さいたま支店日立出張所
	さいたま支店つくば出張所
	さいたま支店橋本出張所
	長野支店新潟中出張所
	長野支店長岡出張所
	名古屋支店
	名古屋支店四日市出張所
	名古屋支店静岡出張所
	金沢支店
	金沢支店富山出張所
	金沢支店高岡出張所
	大阪支店天王寺出張所
	大阪支店布施出張所
	大阪支店
	大阪支店生野出張所
	大阪支店京都出張所
	大阪支店和歌山出張所
	広島支店広島西出張所
	広島支店
	広島支店山口出張所
	松山支店
	松山支店徳島出張所
	那覇支店
	熊本支店
	熊本支店北九州出張所
	熊本支店長崎出張所
	熊本支店佐世保出張所
	仙台支店
	札幌支店
	札幌支店帯広出張所
	札幌支店釧路出張所
	東京貯金事務センター
	東日本貯金事務計算センター
	横浜貯金事務センター
	千葉地域センター
	長野貯金事務センター
	名古屋貯金事務センター
	金沢貯金事務センター
	大阪貯金事務センター
	西日本貯金事務計算センター
	広島貯金事務センター
	徳島貯金事務センター
	沖縄地域センター
	熊本地域センター
	福岡貯金事務センター
	仙台貯金事務センター
	宮城地域センター
	小樽貯金事務センター
	道央地域センター

かんぽ生命	
本社	株式会社かんぽ生命保険本社
エリア本部	東京エリア本部
	南関東エリア本部
	関東エリア本部
	信越エリア本部
	東海エリア本部
	北陸エリア本部
	近畿エリア本部
	中国エリア本部
	四国エリア本部
	沖縄エリア本部
	九州エリア本部
	東北エリア本部
	北海道エリア本部
支店	深川支店
	小金井支店
	八王子支店
	上野支店
	東京支店
	さいたま支店
	川越支店
	千葉支店
	柏支店
	船橋支店
	茨城支店
	橋本支店
	長野支店
	新潟支店
	長岡支店
	名古屋支店
	三重支店
	金沢支店
	富山支店
	高岡支店
	布施支店
	京都支店
	和歌山支店
	広島支店
	山口支店
	松山支店
	徳島支店
	那覇支店
	熊本支店
	北九州支店
	佐世保支店
	長崎支店
	仙台支店
札幌支店	
帯広支店	
旭川支店	
サービスセンター等	東京サービスセンター
	東日本情報管理センター
	岐阜サービスセンター
	西日本情報管理センター
	京都サービスセンター
	福岡サービスセンター
	仙台サービスセンター

別表4 従業員数の内訳

(単位：人)

会社名	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日本郵政	3,374 [1,130]	3,332 (▲42) [2,622] (1,492)	3,251 (▲81) [3,556] (934)	3,301 (50) [3,595] (39)	3,207 (▲94) [3,686] (91)	3,227 (20) [3,651] (▲35)	3,098 (▲129) [3,735] (84)	2,951 (▲147) [3,383] (▲352)
郵便事業会社	95,920 [96,796]	95,631 (▲289) [95,810] (▲986)	94,110 (▲1,521) [93,132] (▲2,678)	100,979 (6,869) [97,697] (4,565)	98,588 (▲2,391) [92,575] (▲5,122)			
郵便局会社	116,107 [28,887]	112,726 (▲3,381) [29,964] (1,077)	111,253 (▲1,473) [31,586] (1,622)	110,865 (▲388) [33,083] (1,497)	108,973 (▲1,892) [32,770] (▲313)			
郵便事業会社と 郵便局会社の計	212,027 [125,683]	208,357 (▲3,670) [125,774] (91)	205,363 (▲2,994) [124,718] (▲1,056)	211,844 (6,481) [130,780] (6,062)	207,561 (▲4,283) [125,345] (▲5,435)			
日本郵便						200,601 (▲6,960) [125,714] (369)	194,688 (▲5,913) [123,516] (▲2,198)	193,934 (▲754) [136,760] (13,244)
ゆうちょ銀行	11,201 [5,393]	11,675 (474) [5,700] (307)	12,060 (385) [6,272] (572)	12,351 (291) [6,032] (▲240)	12,796 (445) [6,024] (▲8)	12,922 (126) [5,866] (▲158)	12,963 (41) [5,803] (▲63)	12,889 (▲74) [5,510] (▲293)
かんぽ生命	5,240 [2,106]	5,770 (530) [2,978] (872)	6,293 (523) [3,186] (208)	6,815 (522) [3,337] (151)	6,741 (▲74) [3,190] (▲147)	6,789 (48) [3,072] (▲118)	6,948 (159) [3,108] (36)	7,153 (205) [3,011] (▲97)
その他	3,266 [—]	3,151 (▲115) [4,708]	5,891 (2,740) [9,409] (4,701)	2,844 (▲3,047) [4,126] (▲5,283)	3,533 (689) [4,205] (79)	3,276 (▲257) [3,933] (▲272)	3,381 (105) [3,855] (▲78)	3,776 (395) [6,020] (2,165)
合計	235,108 [134,312]	232,285 (▲2,823) [141,782]	232,858 (573) [147,141] (5,359)	237,155 (4,297) [147,870] (729)	233,838 (▲3,317) [142,450] (▲5,420)	226,815 (▲7,023) [142,236] (▲214)	221,078 (▲5,737) [140,017] (▲2,219)	220,703 (▲375) [154,684] (14,667)

注(1) 下段の[]は臨時従業員数(期間雇用社員、高齢再雇用社員及び短時間社員を含み、派遣社員を除いている。)の雇用実績を8時間換算した人数であり、外数である。平成19年度の臨時従業員数の合計には、「その他」が含まれていない。

注(2) 下段の()は前年からの増減である。ただし、日本郵便の平成24年度増減は、23年度の郵便事業会社と郵便局会社の計からの増減である。

別表5 公社及び日本郵政連結決算における経常収益等の推移
(単位：億円)

科目	公社				
	平成 15年度	16年度	17年度	18年度	19年度上期
経常収益	24兆6050	20兆6355	23兆0700	19兆6210	9兆9313
経常費用	22兆0540	18兆7526	20兆4026	18兆3213	8兆7233
経常利益	2兆5509	1兆8829	2兆6674	1兆2997	1兆2080
当期純利益	2兆3018	1兆2378	1兆9324	9424	▲ 4420
総資産額	404兆2150	387兆8884	369兆5008	349兆8406	338兆4785
負債額	399兆5867	381兆7336	360兆2183	339兆6926	330兆7820
純資産額 注(1)	4兆6282	6兆1547	9兆2824	10兆1479	7兆6964
うち自己資本	4兆6075	6兆1392	9兆2657	10兆1317	7兆6805
連結自己資本比率 (国内基準) 注(2)	-	-	-	-	-

科目	日本郵政							
	19年度下期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
経常収益	10兆0979	19兆9617	18兆7736	17兆4689	16兆6614	15兆8491	15兆2401	14兆2588
経常費用	9兆6592	19兆1311	17兆7664	16兆5123	15兆4851	14兆6266	14兆1365	13兆1430
経常利益	4387	8305	1兆0072	9569	1兆1768	1兆2250	1兆1036	1兆1158
当期純利益	2772	4227	4502	4189	4689	5627	4790	4826
総資産額	327兆5882	305兆8944	298兆5713	292兆9330	292兆1265	292兆8929	292兆2464	295兆8497
負債額	319兆2768	297兆1482	288兆9453	282兆9330	281兆1911	280兆4447	278兆8577	280兆5482
純資産額 注(1)	8兆3114	8兆7461	9兆6259	9兆9999	10兆9353	12兆4481	13兆3886	15兆3015
うち自己資本	8兆3061	8兆7452	9兆6248	9兆9987	10兆9340	12兆4467	13兆3870	15兆2988
連結自己資本比率 (国内基準) 注(2)	60.91%	67.62%	69.77%	61.30%	57.70%	57.38%	49.23%	40.40%

注(1) 公社では会計基準上、少数株主持分を純資産の部（資本の部）に含めず独立の部としているが、表では便宜的に含めている。

注(2) 平成25年度から、国際的に業務を展開している銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制であるバーゼルⅢを踏まえた国内基準を適用している。バーゼルⅢは、バーゼル銀行監督委員会が22年12月に公表した、国際的に業務を展開している銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制である。また、公社は連結自己資本比率を開示していない。

注(3) 平成19年10月に民営化されたため、19年度は上期と下期に分けて記載している。

別表6 郵便物等の引受物数の計画値と実績値の推移 (単位：百万通(百万個))

項目	平成19年度下期		20年度		21年度		22年度		23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
内国郵便物	12,698	12,515	21,642	21,158	20,716	20,521	19,890	19,757	19,120	19,058
第一種	5,219	5,310	10,439	10,332	9,755	9,915	9,500	9,319	8,834	8,912
第二種	6,920	6,601	10,116	9,779	10,053	9,767	9,601	9,658	9,569	9,386
第三種	246	273	450	449	363	346	303	297	255	274
第四種	13	13	24	25	24	24	24	24	23	23
特殊取扱	300	315	613	571	522	467	462	458	439	460
国際郵便物	41	41	71	69	68	61	56	54	48	49
荷物	1,292	1,347	2,768	2,701	3,337	2,804	3,181	2,968	3,167	3,255

項目	24年度		25年度		26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
内国郵便物	18,242	18,814	17,969	18,524	18,350	18,142
第一種	8,276	8,797	8,288	8,569	8,592	8,531
第二種	9,248	9,279	8,980	9,222	9,039	8,879
第三種	248	252	228	241	222	230
第四種	23	21	20	21	21	19
特殊取扱	447	462	453	469	476	480
国際郵便物	44	47	43	47	45	46
荷物	3,416	3,483	3,722	3,752	3,941	3,846

別表7 ゆうちょ銀行の運用資産の内訳の推移

(単位：億円)

区分	特別会計		公社					
	平成14年度		15年度		16年度		17年度	
	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比
有価証券	90兆1071	31.7%	109兆1605	39.0%	132兆5461	50.2%	152兆2415	61.7%
国債	71兆8437	25.2%	89兆2732	31.9%	112兆6279	42.7%	132兆5998	53.7%
地方債	9兆4286	3.3%	9兆4834	3.3%	9兆3181	3.5%	8兆6592	3.5%
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	5兆7602	2.0%	6兆9026	2.4%	7兆4861	2.8%	7兆8415	3.1%
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	3兆0745	1.0%	3兆5011	1.2%	3兆1139	1.1%	3兆1409	1.2%
日本銀行への預け金等	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	3兆7760	1.3%	3兆3880	1.2%	3兆3213	1.3%
貸出金	1兆7743	0.6%	2兆7861	0.9%	3兆7084	1.4%	4兆1269	1.6%
財政融資資金預託金	177兆3200	62.4%	156兆0954	55.8%	117兆6119	44.6%	79兆8969	32.3%
その他	14兆9159	5.2%	7兆4559	2.6%	6兆3980	2.4%	7兆0930	2.8%
計	284兆1173	100.0%	279兆2741	100.0%	263兆6526	100.0%	246兆6797	100.0%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資金運用収益	6兆2538	100.0%	4兆5894	100.0%	3兆8229	100.0%	3兆1341	100.0%
預託金利息	4兆7083	75.2%	3兆7125	80.8%	2兆8218	73.8%	1兆9438	62.0%
有価証券利息配当金	1兆2228	19.5%	8578	18.6%	9694	25.3%	1兆1514	36.7%
その他	3226	5.1%	190	0.4%	315	0.8%	387	1.2%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
債券売却益等	370	100.0%	1兆1670	100.0%	1470	100.0%	1兆2474	100.0%
外国為替売却益	—	—	—	—	—	—	—	—
国債等債券売却益	370	100.0%	83	0.7%	36	2.4%	72	0.5%
国債等債券償還益	—	—	0	0.0%	0	0.0%	—	—
金銭の信託運用益	—	—	1兆1586	99.2%	1434	97.5%	1兆2402	99.4%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
債券売却損等	—	—	20	100.0%	75	100.0%	465	100.0%
外国為替売却損	—	—	—	—	—	—	—	—
国債等債券売却損	—	—	14	68.3%	75	100.0%	465	99.9%
国債等債券償還損	—	—	6	31.6%	—	—	0	0.0%
金銭の信託運用損	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	公社				ゆうちょ銀行			
	18年度		19年度		20年度			
	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比
有価証券	165兆0165	71.7%	172兆5321	84.1%	173兆5511	89.4%	—	—
国債	146兆7211	63.7%	156兆7731	76.4%	155兆4901	80.1%	—	—
地方債	8兆1306	3.5%	7兆4992	3.6%	6兆1772	3.1%	—	—
短期社債	—	—	—	—	5429	0.2%	—	—
社債	7兆4318	3.2%	7兆8016	3.8%	9兆8804	5.0%	—	—
株式	—	—	—	—	9	0.0%	—	—
その他の証券	2兆7328	1.1%	4580	0.2%	1兆4595	0.7%	—	—
日銀預け金等	—	—	3兆9847	1.9%	5兆6579	2.9%	—	—
金銭の信託	1兆9272	0.8%	4125	0.2%	1兆2247	0.6%	—	—
貸出金	4兆3760	1.9%	3兆7715	1.8%	4兆0315	2.0%	—	—
財政融資資金預託金	52兆2435	22.7%	20兆7000	10.0%	8兆7000	4.4%	—	—
その他	6兆4973	2.8%	3兆6692	1.7%	7877	0.4%	—	—
計	230兆0607	100.0%	205兆0701	100.0%	193兆9531	100.0%	—	—

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資金運用収益	2兆8167	100.0%	2兆5761	100.0%	2兆3099	100.0%
預託金利息	1兆2729	45.1%	6701	26.0%	2547	11.0%
有価証券利息配当金	1兆4901	52.9%	1兆8167	70.5%	1兆9408	84.0%
その他	536	1.9%	892	3.4%	1143	4.9%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
債券売却益等	645	100.0%	3719	100.0%	530	100.0%
外国為替売却益	—	—	—	—	—	—
国債等債券売却益	85	13.2%	3427	92.1%	530	100.0%
国債等債券償還益	—	—	—	—	—	—
金銭の信託運用益	559	86.7%	291	7.8%	—	—

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
債券売却損等	1574	100.0%	201	100.0%	1536	100.0%
外国為替売却損	—	—	12	6.0%	5	0.3%
国債等債券売却損	1574	99.9%	40	20.0%	529	34.4%
国債等債券償還損	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
金銭の信託運用損	—	—	149	73.9%	1002	65.2%

注(1) 平成19年度は公社の19年度上期とゆうちょ銀行の19年度下期を合算したものである。

注(2) 運用資産については年度末時点の残高である。

(単位：億円)

区分	ゆうちょ銀行					
	平成21年度		22年度		23年度	
	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比
有価証券	178兆2306	92.7%	175兆0264	91.7%	175兆9532	90.9%
国債	155兆8915	81.1%	146兆4609	76.7%	144兆9398	74.9%
地方債	5兆2892	2.7%	5兆6588	2.9%	5兆7355	2.9%
短期社債	3649	0.1%	1029	0.0%	1809	0.0%
社債	11兆9162	6.1%	12兆8047	6.7%	12兆6653	6.5%
株式	9	0.0%	9	0.0%	9	0.0%
その他の証券	4兆7677	2.4%	9兆9979	5.2%	12兆4306	6.4%
日本銀行への預け金等	4兆1805	2.1%	4兆7541	2.4%	2兆6719	1.3%
金銭の信託	1兆0153	0.5%	1兆8067	0.9%	3兆7154	1.9%
貸出金	4兆0225	2.0%	4兆2387	2.2%	4兆1345	2.1%
財政融資資金預託金	2兆0000	1.0%	—	—	—	—
その他	2兆7649	1.4%	4兆9192	2.5%	6兆9888	3.6%
計	192兆2140	100.0%	190兆7453	100.0%	193兆4640	100.0%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資金運用収益	2兆0660	100.0%	2兆0441	100.0%	2兆0069	100.0%
預託金利息	861	4.1%	140	0.6%	—	—
有価証券利息配当金	1兆9209	92.9%	1兆9721	96.4%	1兆9478	97.0%
その他	589	2.8%	579	2.8%	590	2.9%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
債券売却益等	256	100.0%	426	100.0%	1106	100.0%
外国為替売買益	—	—	—	—	—	—
国債等債券売却益	130	50.7%	241	56.5%	243	22.0%
国債等債券償還益	0	0.2%	—	—	—	—
金銭の信託運用益	125	49.0%	185	43.4%	862	77.9%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
債券売却損等	202	100.0%	844	100.0%	1161	100.0%
外国為替売買損	86	42.6%	2	0.3%	679	58.5%
国債等債券売却損	14	7.0%	793	94.0%	321	27.6%
国債等債券償還損	—	—	—	—	117	10.0%
金銭の信託運用損	102	50.2%	47	5.6%	42	3.6%

区分	ゆうちょ銀行					
	24年度		25年度		26年度	
	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比
有価証券	171兆5965	86.8%	166兆0578	82.8%	156兆1697	75.8%
国債	138兆1987	69.9%	126兆3910	63.0%	106兆7670	51.8%
地方債	5兆8060	2.9%	5兆5503	2.7%	5兆5251	2.6%
短期社債	5489	0.2%	3339	0.1%	2269	0.1%
社債	11兆3040	5.7%	11兆0501	5.5%	10兆7560	5.2%
株式	9	0.0%	9	0.0%	9	0.0%
その他の証券	15兆7378	7.9%	22兆7313	11.3%	32兆8936	15.9%
日本銀行への預け金等	9兆0782	4.5%	19兆2041	9.5%	33兆0349	16.0%
金銭の信託	3兆0388	1.5%	2兆9190	1.4%	3兆4916	1.6%
貸出金	3兆9679	2.0%	3兆0763	1.5%	2兆7839	1.3%
財政融資資金預託金	—	—	—	—	—	—
その他	9兆9834	5.0%	9兆0882	4.5%	10兆3850	5.0%
計	197兆6651	100.0%	200兆3455	100.0%	205兆8654	100.0%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資金運用収益	1兆8761	100.0%	1兆8276	100.0%	1兆8932	100.0%
預託金利息	—	—	—	—	—	—
有価証券利息配当金	1兆8162	96.8%	1兆7683	96.7%	1兆8260	96.4%
その他	598	3.1%	592	3.2%	671	3.5%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
債券売却益等	1317	100.0%	1243	100.0%	539	100.0%
外国為替売買益	—	—	14	1.1%	93	17.2%
国債等債券売却益	474	35.9%	92	7.4%	14	2.7%
国債等債券償還益	—	—	97	7.8%	—	—
金銭の信託運用益	843	64.0%	1038	83.5%	431	79.9%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
債券売却損等	434	100.0%	147	100.0%	60	100.0%
外国為替売買損	402	92.5%	—	—	—	—
国債等債券売却損	32	7.4%	147	99.9%	54	90.0%
国債等債券償還損	—	—	—	—	6	9.9%
金銭の信託運用損	0	0.0%	0	0.0%	—	—

(注) 運用資産については年度末時点の残高である。

別表8 かんぽ生命の運用資産の内訳の推移

(単位：億円)

区分	特別会計		公社					
	平成14年度		15年度		16年度		17年度	
	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比
有価証券	77兆9664	62.0%	81兆6707	66.9%	84兆7313	69.8%	84兆8506	70.7%
国債	45兆8277	36.4%	51兆4025	42.1%	57兆5292	47.4%	61兆6911	51.4%
地方債	6兆9954	5.5%	7兆1880	5.8%	6兆5220	5.3%	4兆9807	4.1%
社債	23兆7666	18.9%	21兆4831	17.6%	19兆1173	15.7%	16兆3210	13.6%
株式	—	—	19	0.0%	21	0.0%	25	0.0%
外国証券	1兆3764	1.0%	1兆5950	1.3%	1兆5605	1.2%	1兆8550	1.5%
運用寄託金	14兆3000	11.3%	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	11兆7188	9.6%	8兆9300	7.3%	9兆1517	7.6%
貸付金	28兆0802	22.3%	24兆7553	20.3%	23兆8985	19.7%	22兆7571	18.9%
その他	5兆4027	4.2%	3兆7670	3.0%	3兆7088	3.0%	3兆2028	2.6%
計	125兆7494	100.0%	121兆9119	100.0%	121兆2688	100.0%	119兆9623	100.0%

区分	利息額等	構成比	利息額等	構成比	利息額等	構成比	利息額等	構成比
資産運用収益	2兆9637	100.0%	2兆3100	100.0%	2兆2420	100.0%	2兆5869	100.0%
貸付金利息	—	—	8363	36.2%	7729	34.4%	7069	27.3%
有価証券利息・配当金	—	—	7796	33.7%	8107	36.1%	8282	32.0%
金銭の信託運用益	—	—	6727	29.1%	6322	28.1%	1兆0302	39.8%
その他	—	—	212	0.9%	260	1.1%	213	0.8%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資産運用費用	—	—	257	100.0%	204	100.0%	380	100.0%
金銭の信託運用損	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券売却損	—	—	159	62.2%	192	94.1%	371	97.7%
有価証券評価損	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券償還損	—	—	—	—	—	—	4	1.0%
その他	—	—	97	37.7%	11	5.8%	4	1.1%

区分	公社		かんぽ生命			
	18年度		19年度		20年度	
	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比
有価証券	84兆2177	72.2%	85兆5688	76.0%	83兆3268	78.1%
国債	65兆4373	56.1%	68兆9599	61.2%	69兆6733	65.3%
地方債	3兆8597	3.3%	3兆7115	3.2%	4兆5563	4.2%
社債	12兆9149	11.0%	10兆3874	9.2%	8兆2137	7.7%
株式	32	0.0%	—	—	—	—
外国証券	2兆0025	1.7%	2兆5098	2.2%	8834	0.8%
運用寄託金	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	7兆5752	6.4%	1兆8615	1.6%	4091	0.3%
貸付金	22兆2031	19.0%	19兆9212	17.7%	18兆3418	17.2%
その他	2兆6151	2.2%	5兆1730	4.5%	4兆5001	4.2%
計	116兆6113	100.0%	112兆5246	100.0%	106兆5779	100.0%

区分	利息額等	構成比	利息額等	構成比	利息額等	構成比
資産運用収益	2兆5995	100.0%	2兆5351	100.0%	1兆7139	100.0%
貸付金利息	6472	24.8%	5873	23.1%	5235	30.5%
有価証券利息・配当金	9072	34.9%	1兆0374	40.9%	1兆1058	64.5%
金銭の信託運用益	1兆0293	39.5%	7448	29.3%	—	—
その他	156	0.6%	1655	6.5%	844	4.9%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資産運用費用	1184	100.0%	5171	100.0%	4694	100.0%
金銭の信託運用損	—	—	3185	61.6%	2967	63.2%
有価証券売却損	1177	99.3%	847	16.3%	1071	22.8%
有価証券評価損	—	—	1055	20.4%	587	12.5%
有価証券償還損	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	6	0.5%	81	1.5%	66	1.4%

注(1) 特別会計においては運用資産別の収益額が開示されていない。

注(2) 平成19年度は公社の19年度上期とかんぽ生命の19年度下期を合算したものである。

注(3) 運用資産については年度末時点の残高である。

(単位：億円)

区分	かんぽ生命					
	平成21年度		22年度		23年度	
	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比
有価証券	80兆3415	79.5%	77兆1730	79.7%	74兆5871	79.6%
国債	67兆6176	66.9%	64兆1030	66.2%	59兆9621	64.0%
地方債	5兆1281	5.0%	6兆2557	6.4%	7兆7779	8.3%
社債	6兆9375	6.8%	6兆0905	6.2%	6兆2275	6.6%
株式	—	—	—	—	9	0.0%
外国証券	6581	0.6%	7237	0.7%	6186	0.6%
運用寄託金	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	1750	0.1%	2253	0.2%	2427	0.2%
貸付金	16兆2605	16.1%	14兆5474	15.0%	13兆9290	14.8%
その他	4兆1927	4.1%	4兆8408	5.0%	4兆9297	5.2%
計	100兆9697	100.0%	96兆7867	100.0%	93兆6886	100.0%

区分	利息額等	構成比	利息額等	構成比	利息額等	構成比
資産運用収益	1兆6659	100.0%	1兆6628	100.0%	1兆6317	100.0%
貸付金利息	4714	28.3%	3970	23.8%	3469	21.2%
有価証券利息・配当金	1兆1411	68.4%	1兆1794	70.9%	1兆1911	72.9%
金銭の信託運用益	387	2.3%	157	0.9%	—	—
その他	145	0.8%	705	4.2%	935	5.7%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資産運用費用	311	100.0%	472	100.0%	630	100.0%
金銭の信託運用損	—	—	—	—	262	41.7%
有価証券売却損	264	84.8%	249	52.7%	302	47.9%
有価証券評価損	—	—	169	35.8%	—	—
有価証券償還損	1	0.4%	0	0.1%	0	0.1%
その他	45	14.7%	52	11.1%	64	10.2%

区分	かんぽ生命					
	24年度		25年度		26年度	
	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比
有価証券	72兆5581	80.2%	69兆3789	79.6%	66兆2772	78.0%
国債	56兆4726	62.4%	52兆5229	60.3%	48兆0864	56.6%
地方債	8兆6984	9.6%	9兆1737	10.5%	9兆5558	11.2%
社債	6兆4838	7.1%	6兆4418	7.3%	6兆6524	7.8%
株式	9	0.0%	9	0.0%	9	0.0%
外国証券	9022	0.9%	1兆2394	1.4%	1兆9814	2.3%
運用寄託金	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	2568	0.2%	5816	0.6%	1兆4349	1.6%
貸付金	12兆6915	14.0%	11兆0205	12.6%	9兆9773	11.7%
その他	4兆9557	5.4%	6兆1074	7.0%	7兆2224	8.5%
計	90兆4623	100.0%	87兆0886	100.0%	84兆9119	100.0%

区分	利息額等	構成比	利息額等	構成比	利息額等	構成比
資産運用収益	1兆5607	100.0%	1兆5406	100.0%	1兆4607	100.0%
貸付金利息	3068	19.6%	2732	17.7%	2411	16.5%
有価証券利息・配当金	1兆1887	76.1%	1兆1803	76.6%	1兆1193	76.6%
金銭の信託運用益	—	—	97	0.6%	327	2.2%
その他	651	4.1%	772	5.0%	674	4.6%

区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資産運用費用	295	100.0%	181	100.0%	109	100.0%
金銭の信託運用損	41	13.9%	—	—	—	—
有価証券売却損	196	66.6%	102	56.3%	49	45.1%
有価証券評価損	—	—	—	—	—	—
有価証券償還損	0	0.2%	0	0.3%	0	0.4%
その他	56	19.1%	78	43.3%	59	54.4%

(注) 運用資産については年度末時点の残高である。